令和5年度の業務の実績に関する評価(ポイント) (林業信用保証業務)

<u>林業信用保証業務は、A評価となった</u>。 項目別の実績と評価の概要については、以下のとおり。

- ① 融資機関等に対する普及推進の取組 【重要度:高】【困難度:高】
 - 令和5年度の素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は57億82百万円であり、年度評価における定量的指標(66億45百万円)に対する達成率は87.0%。
 - ・ ホームページにおける会員専用サイトの新設、林業信用保証制度に関する動画(YouTube)の追加など、 現在の情報発信の形態を考慮した制度普及を実施。
 - 林業者等へのダイレクトメール等の発出、林業信用保証の利用がない融資機関への電話による働きかけとweb 説明会の開催、都道府県との林業信用保証担当者会議等を通じた連携強化など、普及推進の取組を数多く実施。



- 主務大臣の評価はB(自己評価はA)
- ② 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化 の支援
 - ・ 令和6年能登半島地震に際して、関係機関の対応状況等について情報収集を行ったことや、特定非常災害について、独自の特例措置を実施。

- 保証引受の状況について、実績を毎月取りまとめ、 情報を共有したことに加え、新規創業等の案件につい て、申込みのきっかけや普及の取組との関係性を把 握。
- ・ 災害発生時に、林業・木材産業災害復旧対策保証の 適用について関係機関に迅速に周知。



主務大臣の評価はA (自己評価はA)

③ 適切な保証料率の設定 【重要度:高】

- 保証料率水準の点検を適切に実施。
- ・ 被保証者及び融資機関等に対して精力的かつ根気よく協議を重ねたことにより、令和5年度における<u>新</u>規案件及び継続案件ともに特例保証料率を適用した ものを0件とした。



• <u>主務大臣の評価はA</u>(自己評価はA)

④ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施【重要度:高】【困難度:高】

- 令和5年度の代位弁済率は 2.16%であり、年度評価における定量的指標(2%以下)を 0.16 ポイント超過。
- 原則 80%保証であることを融資機関に浸透させる ための働きかけを行い、令和5年度の新規引受につい て全件 80%保証を達成したことなどに加え、代位弁 済に至った案件を検証する検討会を2回行い、今後の 保証審査に活用できるデータベースを整備。



主務大臣の評価はB(自己評価はB)

⑤ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

- ・ 定量的指標(保証引受け等の事務について、標準処理期間内の処理率80%以上)の達成度合いが120%以上となる実績(同処理率100%)。
- 適正かつ迅速な事務処理のためにマニュアル等を 整備。
- 利用者の利便性向上の観点から、添付書類の簡素化 又は見直しを実施したことに加え、電磁的記録による 申請を可能とした。



主務大臣の評価はA(自己評価はA)

独立行政法人農林漁業信用基金の 令和 5 年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1.	評価対象に関する事	耳項

法人名	他立行政法人農林漁業信用基金					
評価対象事業年	年度評価	令和5年度(第5期)				
度	中期目標期間	令和5年度~令和9年度				

2. 評価の実施者に関する事項

	2. 时间0天旭年已因了3中央									
主	務大臣	農林水産大臣								
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 宮田 龍栄						
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 八百屋 市男						
主	務大臣	オ務大臣(農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保険事業に関する評価を農林水産大臣と共管)								
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 大江 賢造						
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 佐藤 浩一						

3. 評価の実施に関する事項

・7月26日:年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング

・7月31日:年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

4. その他評価に関する重要事項

・該当なし

様式1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定								
評定	A: 当該法人の業務向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られている	(参考)本中期目標期間における過年度の総合評定の状況						
(S, A, B, C, D)	と認められる。	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度		
		A						
評定に至った理由	項目別評定は、小々項目 14 項目中A評価が 7 項目 B 評価が 7 項目、小項目 8 項目中 A 評価が 5 項目 B 評価が 3 項目、中項目 21 項目中 A 評価が 5 項目 B 評価が 12 項目評価対象外が 4 項目、大項目 4 項目中 A 評価が 1 項目 B 評価が 3 項目となっており、全体として中期の目標を上回る取組を行っている。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき A とした。							

2. 法人全体に対する評	· fm
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算 執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されていることに加え、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られ ることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。 また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した	該当なし						
課題、改善事項							
その他改善事項	該当なし						
主務大臣による改善命	該当なし						
令を検討すべき事項							

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	(独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会における有識者からの意見) 評価全体について、重要度と困難度の導入によってメリハリを付けた評価となり、以前に比べると改善されているとの意見が出された。

年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)		年度評価					項目別	備考	
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	調書No		
国語を達	民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 成するためとるべき措置	Α							
1	農業信用保険業務	Α					第1-1	P 1	
	(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保 険の引受け【重要度:高】【困難度:高】	Α					第1-1-(1)	Р3	
	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	Α					第1-1-(2)	Р6	
	ア 適切な保険料率の設定【重要度:高】	В					第1-1-(2) -ア	P 8	
	イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度:高】 【困難度:高】	Α					第1-1-(2) -イ	P10	
	ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	В					第1-1-(2) -ウ	P14	
	エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	Α					第1-1-(2) -エ	P16	
2	林業信用保証業務	Α					第1-2	P20	
	(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業 務の推進	В					第1-2-(1)	P22	
	ア 融資機関等に対する普及推進の取組【重要度:高】 【困難度:高】	В					第1-2-(1) -ア	P24	
	イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化 の支援	Α					第1-2-(1) -イ	P30	
	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営	Α					第1-2-(2)	P32	
	ア 適切な保証料率の設定【重要度:高】	Α					第1-2-(2) -ア	P34	
	イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施【重要度:高】 【困難度:高】	В					第1-2-(2) -イ	P36	
	ウ 求償権の回収の取組の実施	В					第1-2-(2) -ウ	P39	
	エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	А					第1-2-(2) -エ	P41	
3	漁業信用保険業務	А					第1-3	P45	
	(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保 険の引受け【重要度:高】【困難度:高】	Α					第1-3-(1)	P47	
	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	Α					第1-3-(2)	P50	
	ア 適切な保険料率の設定【重要度:高】	В					第1-3-(2) -ア	P52	
	イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度:高】 【困難度:高】	Α					第1-3-(2) -イ	P54	
	ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	В					第1-3-(2) -ウ	P58	
	エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	Α					第1-3-(2) -エ	P60	
4	農業保険関係業務	В					第1-4	P63	
5	漁業災害補償関係業務	В					第1-5	P65	

中期計画(中期目標) 年度評価				評価		項目別	備考		
			5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	調書No	
第2	業	務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	В						
		事業の効率化(令和4年度対比5%以上の調査研究費、委 近業務費及び業務管理費の削減)	А					第2-1	P67
		経費支出の抑制(令和4年度対比20%以上の一般管理費の P制)	В					第2-2	P69
	3	デジタル化の推進	В					第2-3	P72
	4	調達方式の適正化	В					第2-4	P75
第3	財	務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	В						
	1	健全な業務収支の維持・確保	В					第3-1	P78
	2	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	В					第3-2	P81
	3	決算情報・セグメント情報の開示	В					第3-3	P84
	4	長期借入金の条件						第3-4	P85
	5	短期借入金の限度額	В					第3-5	P86
	6	不要財産の処分に関する計画						第3-6	P87
	7	不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画						第3-7	P88
	8	剰余金の使途						第3-8	P89
第4	7	の他主務省令で定める業務運営に関する事項	В						
	1	施設及び設備に関する計画	В					第4-1	P90
		職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関す 5目標を含む。)	Α					第4-2	P92
	3	積立金の処分に関する事項	В					第4-3	P96
	4	その他中期目標を達成するために必要な事項	В					第4-4	P97
		(1) ガバナンスの高度化	В					第4-4-(1)	P98
		(2) 情報セキュリティ対策	В					第4-4-(2)	P101
別	1.	令和5事業年度予算及び決算		2. 令和5事業年度収支計画及び実績					
紙	3.	令和5事業年度資金計画及び実績		令和!	5年度業務	収支			

(注1) 「第1-1-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第1-1-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-1-(2)-ウ 適切な求債権の管理・回収の取組の促進」、「第1-1-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-2-(1)-ア 融資機関等に対する普及推進の取組」、「第1-2-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-2-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-3-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-3-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-3-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-3-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-3-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-3-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-4 農業保険関係業務」、「第1-5 漁業災害補償関係業務」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、定量評価である。このうち、「第1-1-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第1-1-(2)-ウ 適切な求債権合管理・回収の取組の促進」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目である ため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

(注2) 第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、3項目でA、2項目でBとなり、重要度:高とした小々項目を含む3つの項目のうち、3項目でAとなったため、Aとした。
(3項目×3点+2項目×2点+3項目×3点)/(5項目×2点+3項目×2点)=137.5%
第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、1項目でA、3項目でBとなったため、Bとした。(1項目×3点+3項目×2点)/(4項目×2点)=112.5%
第3の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、実績のない4項目を除き、4項目でBとなったため、Bとした。(4項目×2点)/(4項目×2点)=100%
第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、1項目でA、3項目でBとなったため、Bとした。(1項目×3点+3項目×2点)/(4項目×2点)=112.5%
法人の総合評価については、大項目4つのうち、1項目でA、3項目でBとなり、重要度:高とした小々項目を含む1つの大項目がAであったため、Aとした。(1項目×3点+3項目×2点+1項目×3点)/(4項目×2点+1項目×3点) ※評価基準に基づき算出。

第1-1 農業信用保険業務

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
農業信用保険業務 (1)社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)			
(第1-1-(1)参照) (2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	予算額(千円)	25, 112, 712							
(第1-1-(2)参照)	決算額(千円)	22, 724, 581							
	経常費用(千円)	3, 997, 123							
	経常収支 (千円)	425, 779							
	行政コスト(千円)	4, 060, 587							
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※102							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	ります。	主務大臣による評価				
で初口1家	中州山凹	十尺可凹	業務実績	自己評価					
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1)社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け(第1-1-(1)参照) (2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保(第1-1-(2)参照)	第1-1-(1)及び (2)を参照。	同左	同左	評定:A 2項目についてAとしたことから、中項目「1 農業信用保険業務」についてはA評価とする。	評定 A <評定に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でAとなった。このうち重要度が高いとされた2項目((1)社会経済情勢や農業構造の変引の対した農業信用保険制度の持続的かつなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1農業信用保険業務」についてはA評価とする。 (2項目×3点+2項目×2点)=150.0%				

		点数を、S:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> - <その他事項>
		- COURTY

第1-1-(1) 農業信用保険業務-社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

土安なアプトノット(ア	プトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値 ②	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業資金の法人向け新規 引受額 (百万円)	I		77, 180					
農業資金の法人向け新規 引受累計額 ① (百万円)	-	387, 489	77, 180					
前期中期目標期間対比 (①÷②)	前中期目標期間 実績比5%以上 増加	100%	-	-	I	_		

			1 1			
3. 各事業年度の業務に係る	3.目標、計画、業務実績、年度 	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・		主務大臣による評価
1,491口,194	.1.公司国	一段可圖	工。公川川川山水	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
するサービスその他の	するサービスその他の	するサービスその他の	〇 中期目標期間に	ア スマート農業等の新技術	評定:A	<評定に至った理由
業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	おける農業資金の	〇 主務省の協力のもと、技術会議	スマート農業の実装等に伴い	>
る事項	る目標を達成するため	る目標を達成するため	法人向け新規引受	事務局や農研機構等を交えた意見	新たに生じる資金需要に対応す	中期目標及び中期
	とるべき措置	とるべき措置	額(5年間累計)を	交換会や現地訪問(岩手県、石川	るため、関係機関(技術会議事	計画に基づく取組を
1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	前中期目標期間実	県)による生産者等との意見交換	務局、農研機構)を交えた意見	適確に実施すること
(1)社会経済情勢や農業	(1)社会経済情勢や農業	(1)社会経済情勢や	績比で5%以上増	を通じて、スマート農業のマーケ	交換会(WEB会議)等を通じ	はもとより、スマー
構造の変化に対応し	構造の変化に対応し	農業構造の変化に対	加	ットや実証事例の費用対効果など	て資金需要等を把握した。	ト農業の実装等に伴
た農業信用保険の引	た農業信用保険の引	応した農業信用保険		について情報収集を実施した。	法人向けを中心とする農業資	い新たに生じる資金
受け	受け	の引受け	<その他の指標>		金の保証需要等については、農	需要に係る保証審査
農業分野における	農業分野における	ア スマート農業等	〇 農業信用保証保	〇 スマート農業等に係る保証需要	業信用基金協会への調査やブロ	に対応するため、技
脱炭素・グリーン化の	脱炭素・グリーン化の	の新技術について、	険サービスに関す	について、農業信用基金協会に対	ック会議等を通じて把握すると	術会議事務局や農研
取組やスマート農業	取組やスマート農業	技術ごとの普及状	る利用者のニーズ	し調査を実施したところ、省力化	ともに、農業保証保険制度を利	機構と打ち合わせを
の実装等に伴い新た	の実装等に伴い新た	況、導入方法(融資	の把握に係る取組	やコスト削減等費用対効果の判断	用するメリットがわかる法人向	行う中で、スマート
に生じる資金需要に	に生じる資金需要に	の活用等)、技術導	状況	が難しいなどの意見があった。	けパンフレットを新たに作成・	技術導入後の経営改
も対応し、適切な引受	も対応し、適切な引受	入時の費用、技術導		これを踏まえ、農研機構に対し、	配布し、農業者等へ情報提供を	善効果を簡易的にシ
けを進める。あわせ	けを進める。	入後の効果、今後の	<評価の視点>	スマート農業についての保証審査	実施した。	ミュレーションでき
て、農業経営の大規模	あわせて、農業経営	普及の見通し等に	農業分野における	に資するよう、新技術導入後の経	また、スマート農業及び農業	るツールの開発を提
化や法人経営体の増	の大規模化や法人経	ついて主務省等か	脱炭素・グリーン化	営改善効果、与信評価を簡易的に	法人向けの引受推進に向けた分	案するとともに、基
加、生産・経営内容の	営体の増加、生産・経	らの情報収集等を	の取組やスマート農	シミュレーションできるツール	析等を業務運営の検証委員会で	金協会が保証審査上
多様化等が進んでい	営内容の多様化等が	行い、その資金需	業の実装等に伴い新	(水田作)の開発を依頼するとと	行うなどの取組を実施した。	必要とする分析項目
る中、個々の農業経営	進んでいる中、個々の	要、保証需要につい	たに生じる資金需要	もに、審査に必要な分析項目や着	加えて、スマート農業におい	や着眼点を助言する
の財務状況に基づく	農業経営の財務状況	て主務省とともに	にも対応し、適切な	眼点を提案するなど、農研機構の	て、適切な引受けができるよ	ことによりツールの

信用リスクに応じた 引受けを進める。

また、引き続き、農 業信用保証保険サー ビスに関するニーズ を適確に把握しつつ、 当該サービスを必要 とする農業者が適切 に利用できるように 取り組む。

【指標】

- 中期目標期間にお ける農業資金の法人 向け新規引受額(5年) 間累計)を前中期目標 期間実績比で5%以 上増加
- 農業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

【重要度:高】

- 我が国農業におい て、脱炭素・グリーン 化の取組の導入・加速 化、スマート農業の実 装等が進められてい く中、こうした動きに 伴い生じる資金需要 についても、適切に引 受けが行われるよう にしていくことが重 要であるため。
- 農業構造について、 経営の大規模化が進 み、法人経営体も増加 し、さらに生産・経営 内容の多様化等も進 む中、それぞれの信用 リスクを踏まえた引 受けが行われていく ことが重要であるた め。
- ・ 就農や経営規模の拡

に基づく信用リスク を踏まえた引受けを 実現できるよう、農業 信用基金協会、融資機 関と連携して、以下の 取組を行う。

- ア 新たな技術革新 など農業をめぐる 内外の環境の変化 を踏まえ、現場での 新たな活用ニーズ に対応した農業信 用保険の引受け
- イ 法人経営、大規模 経営等農業者の生 産経営構造の変化 等に対応し、利用者 ニーズを反映した 農業信用保険の引 受け
- ウ 借入者の信用リ スク(経営財務状 況) に応じた農業信 用保険の引受け
- 工 農業信用保証保 険サービスに関す る利用者のニーズ の把握 (同サービ スに関する効果的 な広報の手法の検 討・実施を含む。)

これらについては、 毎年度、年度計画にお いて具体的な活動内 容を明確に定めると ともに、その成果につ いては、毎年度、業務 運営の検証委員会に おいて検証した上で、 中期目標期間の最終 年度(令和9年度)ま でにあるべき姿の実 現を図る。

精査する。

1

- (ア) 法人経営、大規 模経営等につい て、信用基金の有 する法人引受デ ータや、法人化支 援活動を行って いる関係団体、行 政機関への情報 収集等によって、 畜産、施設園芸等 経営部門ごとの 資金需要、保証需 要について主務 省とともに精査 する。
- (イ)農業経営の大規 模化、法人経営の 増加を受け、法人 化支援活動を行 っている関係団 体、都道府県等行 政機関へ保証・保 険について農業 者向けパンフレ ットを活用して 情報提供し、農業 者等への周知を 図る。
- ウ 農業者の経営財 務状況に応じた段 階的な保険料率の 導入の必要性につ いて、農業信用基金 協会の全国、地域別 の会議等を通じて、 農業信用基金協会 と認識の共有化を 図る。
- 工 農業信用保証保 険サービスに関し てホームページや 広報誌等を通じて 情報提供するとと もに、農業信用基金

引受を進めているか ツール開発に協力した。

うに取組は行われて

いるか

農業信用保険サー 本ツールについて、農業信用基 ビスに関するニーズ 金協会に操作方法等の説明会を実 を適確に把握しつ 施(9月) した上で、10月から計 つ、当該サービスを 17 農業信用基金協会に配布した。 必要とする農業者が 適切に利用できるよ

- 〇 農林水産省主催のイベント(ス マート農業推進フォーラム等)の 会場に農業保証保険制度の案内 (パンフレット)等の配布、展示を 実施した。
- イ 法人経営、大規模経営等
- 主務省の協力のもと、経営局経 営政策課、日本農業法人協会、農林 中央金庫、日本政策金融公庫等と の意見交換により資金需要、保証 需要について情報収集を実施する とともに、農業信用基金協会に対 し法人向けを中心とする農業資金 の保証需要等に関する調査を実施 した。
- 前項調査結果及び信用基金の保 有データの資金種類等項目別の引 受実績を基に、各地域で開催され る農業信用基金協会の各種会議 (以下「ブロック会議」という。) において、農業信用基金協会から 取組状況等の報告を求め、農業法 人等に対する保証推進の取組の必 要性についての認識を共有した。 また、各農業信用基金協会が法
- 〇 日本農業法人協会への協力依頼 (メルマガ配信)、経営局経営政策 課が主催する都道府県農業経営・ 就農支援センター担当者を参集し た会議 (9/12 開催) などにおいて 保証保険制度を周知した。

人引受けに向けて、関係機関に働

きかけを行うよう促した。

〇 農業保証保険制度を利用するメ リットがわかる法人向けパンフレ ットを作成するとともに、各機関 用基金協会の保証審査の一助と なるツールの開発を農研機構に 依頼し、審査に必要な分析項目 を提案するなど、ツールの開発」所期の目標を大きく に協力するとともに、農業信用 基金協会への配布を年内に実施 した。

以上のとおり、所期の目標を 大きく上回る成果があったた め、Aとする。

<課題と対応>

う、当初の計画にはない農業信! 開発が実現し、同ツ ールを利用申込のあ った 17 基金協会へ配 布をしたことから、 上回る成果として 「A」評価が妥当で ある。

今後も、社会情勢 や農業構造の変化に 対応した農業信用保 険の引受けに向け、 可能かつ必要な範囲 内で当該法人独自の 取組の継続が期待さ れる。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

<その他事項>

大、経営継承等の様々 な局面で農業信用保 証保険サービスが有 効に利用され得るよ う、本制度に関する農 業者の具体的なニー ズを適確に把握する とともに、農業者の資 金調達においても多 様な融資機関が利用 されるようになって いることを踏まえ、当 該サービスを必要と する農業者が適切に 利用できるようにし ていくことが重要で あるため。

【困難度:高】

<想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 【指標】

- 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額(5年間累計)を前中期目標期間実績比で5%以上増加
- 農業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

協会の地域別の会 議等において、各地 域における資金需 要等を聴取するな ど、利用者のニーズ の把握・収集を行 う。

これらについて、業 務運営の検証委員会 で検証し、必要に応じ て見直しを行う。

【指標】

○ 農業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況 やイベントを通じてパンフレット 等を配布し、農業者等へ情報提供 を行った。

ウ 段階的な保険料率の導入

令和5年度理論値保険料率を基に、より望ましい保険料率体系の検討を行い、具体的なイメージ案を作成した上で、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を含む見直しに向けた検討状況等を農業信用基金協会の全国及びブロック会議で説明を実施した。

エ 利用者のニーズの把握・収集 農業信用基金協会に対し法人向け を中心とする農業資金の保証ニーズ 把握等の取組状況につき調査を実施 するとともに、ブロック会議におい て、農業信用基金協会から法人引受 けの取組状況等の報告を求め、聴取 した情報を整理した。

上記ア〜エの取組について、令和5年12月に開催した業務運営の検証委員会において、説明・意見交換を行い、賛意が得られた。

その内容は信用基金ホームページで 公表している。

https://www.jaffic.go.jp/
whats_kikin/unei/uneiiinkainou.html

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1-(2) 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務	務情報及び人員に	関する情報)			
農業信用保険業務		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保		(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
ア 適切な保険料率の設定 (第1-1-(2)-ア 参照) イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 (第1-1-(2)-イ 参照)	予算額(千円)					
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 (第1-1-(2)-ウ 参照) エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (第1-1-(2)-エ 参照)	決算額(千円)					
エ このに手切及性の過止が フ度をみた (お1 1 (2) エ 多無)	経常費用(千円)			/		
	経常収支 (千円)				/	
	行政コスト (千円)					
	従事人員数(人) ※期首の全体数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による詞	平価		
中期目標	中期計画	在度計画	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
中期日信	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価	
	第1-1-(2)-ア~工を参照。	同左	同左	自己評価 評定: A	評定 A <評定に至った理由> 4つの小々項目のうち、2項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高い業務とされた1項目((ア)適切な((ア)森の設定)でB、1項目((イ)保険事故率の低減に向けた取組の実施)でAとなり、「独立行政法人農構する評価の基準」に表別する評価を行った結果を行った結果、小項目「(2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはA評価とする。 (2項目×3点+1項目×2点+1項目×2点+2項目×2点)=125.0%

		※算定にあたっては、評定毎の 点数を、S:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> -
		<その他事項> -

第1-1-(2)-ア 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な保険料率の設定

2. 主要な経年データ

۷. ±	安は在中ノーツ								
主要	なアウトプット(アウ	ウトカム)情報							
	指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
主な資	金の保険料率(保証係	呆険)							
特定資	農業経営改善資金	-	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%	年 0.06%、 年 0.13%又は 年 0.18%					
金	農業経営維持資金	_	年 0.34%	年 0.34%					
農業施	設資金	_	年 0.18%	年 0.18%					
農業運	転資金	-	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%					
農家経	経済安定施設資金	-	年 0.09%	年 0.09%					
農家生	活改善資金	_	年 0.21%	年 0.21%					

⁽注)上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る	5目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣による評価
中朔日悰	中期計画	4. 人工	土な計画担宗	業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	なし	○ 農業信用保険業務の資金全体での収	評定:B	<評定に至った理由>
運営の確保	運営の確保	運営の確保		支均衡を図るべく、理論値保険料率を	保険料率算定委員会にお	中期目標及び中期計
農業者の信用力の	農業者の信用力の	農業者の信用力の	<その他の指標>	算定・分析するとともに、令和5年12	いて、保険料率水準の点検等	画に基づく取組を適確
補完による資金調達	補完による資金調達	補完による資金調達	なし	月に料率算定委員会で保険料率水準の	を行うとともに、より望まし	に実施していることか
の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい		点検を行い、令和6年度の保険料率に	い保険料率体系に向けた見	ら、「B」評価が妥当
う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	<評価の視点>	ついては据え置きとした。	直しについて、具体的なイメ	である。
すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	農業信用保険業務	この他、①より望ましい保険料率体	ージ案を作成し、農業信用基	
高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	の資金全体での収支	系に向けた見直し、②災害特例保険料	金協会の全国及びブロック	<指摘事項、業務運営
て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	均衡を図るべく、料	率の適確な運用に向けた制度改善につ	会議等で、説明を実施したこ	上の課題及び改善方策
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	率算定委員会におい	いて、検討した。	とから、Bとする。	>
な運営に努めること	な運営に努める。	な運営に努める。	て保険料率水準を点			_
とし、以下の取組を行			検し、必要に応じて、	上記の料率算定委員会の結果につい	<課題と対応>	
う。	ア 適切な保険料率	アー適切な保険料率	保険料率の見直しは	ては、令和6年2月に開催した農業信	_	<その他事項>
アの適切な保険料率	の設定	の設定	行われているか	用保険業務運営委員会において説明・		_
の設定	(ア)農業信用保険業	(ア)農業信用保険業		意見交換を行い、賛意が得られた。		
農業信用保険業	務の資金全体で	務の資金全体で		その内容は信用基金ホームページで		
務の資金全体での	の収支均衡を旨	の収支均衡を図		公表している。		
収支均衡を旨とし、	とし、毎年度、保	るべく、料率算定				
毎年度、保険料率水	険料率算定委員	委員会において		https://www.jaffic.go.jp/		
準を点検し、必要に	会において保険	保険料率水準を		<u>whats_kikin/unei/uneiiinkai-</u>		

応じて、保険料率の 見直しを行う。

また、中期目標期 間において、農業信 用保険業務全体の 保険料率体系のあ り方について、当該 業務の資金全体で の収支均衡や各資 金の収支状況、各資 金間の収支バラン スの観点から検証 を行い、必要に応じ て、保険料率体系の 見直しを行う。その 結果に基づき、農業 者の経営財務状況 に応じた段階的な 保険料率の導入・拡 充を進める。

【重要度:高】

農業信用保険業務を 継続的・安定的に実施す るためには、保険収支の 長期的な均衡が図られ るよう、保険料率水準の 不断の見直しを行って いくとともに、当該業務 全体の保険料率体系の あり方について、資金全 体での収支均衡や各資 金の収支状況、各資金内 のバランスの観点から、 より望ましいものに見 直していくことが重要 であるため。また、その ような体系の見直しに 際し、農業者の経営努力 を促す観点から、借入者 の信用リスクに応じて 弾力化した段階的な保 険料率を導入すること が重要であるため。

- 料率水準を点検 し、必要に応じ て、保険料率の見 直しを行う。
- (イ)中期目標期間に おいて、農業信用 保険業務全体の 保険料率体系の あり方について、 資金全体での収 支均衡を図りつ つ、資金ごとの収 支状況、資金間の 収支バランスの 観点から検証を 行い、必要に応じ て保険料率体系 の見直しを行う。 その際、以下の 論点に留意して 検討を行う。
 - ①の確金収収を金区険方の確金収収を金区のの金ラえととのがま分ご率でを資際のス資の保りでを資際のス資の保りでを資際のス資の保り
 - ② 農業者の経 営財務状況に 応じた保険料 率の段階設定 の考え方

- 点検し、必要に応 じて、保険料率の 見直しを行う。
- (イ) 農業信用保険業 務全体の保険料 率体系のあり方 について、
 - ① 前中期目標 期間の
 - ・農業信用基金協会から寄せられた保険料率についての要請
 - ・料率算定委員会 における問題 提起

② 資金全体で

の図ご況支つ行農財じ保りにを員収りと、バいう業務た険方つ行会支つの資ラてと者状段料のいいに均、収間ン検もの況階率具て運場衡資支のス証に経に的の体整営告を金状収にを、営応なあ案理委す

る。

nou.html

- 令和5年度理論値保険料率を基に、
- ①農業信用基金協会から寄せられた保険料率についての要請、②料率算定委員会における問題提起を踏まえた、より望ましい保険料率体系の検討を行い、収支均衡を目指す「資金ごと」のまとまりをパターン分けして議論するなど、具体的なイメージ案を作成した上で、農業者の経営財務状況に応じた段階的な保険料率の導入・拡充を含む見直しに向けた検討状況等を農業信用経験業務運営委員会で説明を実施した。

第1-1-(2)-イ 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-保険事故率の低減に向けた取組の実施

2. 主要な経年データ

2. 工女の性子/ /								
主要なアウトプット(フ	アウトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均償還事故率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
保険金支払額 ① (百万円)		_	2, 663					
償還額 ② (百万円)		_	293, 762					
償還事故率 (①÷②)	年度評価:償還 事故率1%以下	_	0.91%	%	%	%	%	
平均償還事故率	中期目標期間中 の平均償還事故 率が前中期目標 期間の実績を下 回る	0.71%	0.91%	%	%	%	%	

(注1)融資保険を除く。

(注2) 償還額= (期首保険価額+新規保険引受額-期末保険価額) ×保険割合 70%

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度認	平価に係る自己評価及び主務大	:臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中期日信	中期計画	+	土は計画指標	業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	○ 年度評価:償還	〇 令和5年度の償還事故率は、	評定:A	<評定に至った理由
営の確保	営の確保	営の確保	事故率を1%以下	0.91%であり、定量的指標(1%以	令和5年度の保険事故率	>
農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	とする	下)を達成した。	は、0.91%であり、定量的	令和5年度の保険
完による資金調達の円	完による資金調達の円	完による資金調達の円	見込評価・期間		指標(1%以下)を達成し	事故率は、0.91%とな
滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	実績評価:中期目	(ア)保険引受審査	た。	り、目標値の達成度合
を適切に果たすため、	を適切に果たすため、	を適切に果たすため、	標期間中の平均償	〇 令和5年度の大口保険保証事前	また、過年度の事故事例	が 100%以上となっ
健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	還事故率が、前中	協議案件については、引受条件等	から得られる知見・教訓、	た。
運営を通じて農業信用	運営を通じて農業信用	運営を通じて農業信用	期目標期間の実績	内部基準を適確に運用し、全件事	対応策をまとめた事故事例	なお、本業務は、
保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ	を下回る	前協議を実施した。	(カルテ)を作成し、農業	・ 事故事例の分析
安定的な運営に努める	安定的な運営に努め	安定的な運営に努め		また、事前協議案件についての	信用基金協会との勉強会を	及び対応策等を還元
こととし、以下の取組	る。	る。	<その他の指標>	違和感チェック(事前協議審査を	実施した。	し、事故率低減に向け
を行う。			〇 過年度の事故事	通じて得た気付きを審査担当者で	この他、保険事故率が抑	た現実的な成果を得
			例の分析を行い、	共有)を年5回実施した。	制されるよう、農業信用基	るには、各地の営農類
イ 保険事故率の低減	イ 保険事故率の低減	イ 保険事故率の低減	そこから得られる	上記のほか、農業信用基金協会	金協会との大口保険保証事	型ごとの実態など農
に向けた取組の実施	に向けた取組の実施	に向けた取組の実施	知見·教訓、対応策	の保証残高確認漏れにより事前協	前協議について、事前協議	業の知見のみならず、
保証引受審査につ	保険事故率が抑制	(ア)保険引受審査に	をまとめた事故事	議未実施となった案件(1件)が	を全件確実に実施するとと	期中管理等に関する
いては、融資機関と	されるよう、農業信	ついて	例集を作成すると	あったが、当該農業信用基金協会	もに、農業信用基金協会と	融資機関及び農業信
の適切なリスク分担	用基金協会や融資機	保険引受けに当	ともに、それを活	に対し、通常の事前協議必要書類	の勉強会や保証審査実務担	用基金協会の取組実

を踏まえ、借入者の 信用リスクに応じた 適確なものとなるよ う、大口保険引受案 件の事前協議を確実 に行う。

その上で、適正な 代位弁済が行われる よう、大口保険代位 弁済案件の事前協議 を適確に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめと する過年度の事故事例 の分析を行い、そこか ら得られる知見・教訓、 対応策を全国の農業信 用基金協会に対し毎年 度定期的に還元する
- 保険事故率の低減 年度評価:

償還事故率を1%以 下とする

見込評価・期間実績評 価:

中期目標期間中の平 均償還事故率が、前中 期目標期間の実績を下 回る

【重要度:高】

農業信用基金協会に対 しきめ細やかな期中管理 の実現を慫慂することに

- 関と連携を強化し、 (ア) 引受審査につい て、その高度化を 目指し、以下の取 組を行う。

 - ② 事故事例等信 用基金協会と 時引受審査の 競の共有を り、保険事故の 未然防止に努め
- (イ) 期中管理について 大人の一般では、 は会のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 をといるできる。 では、 ののでは、 のの
 - ① 「要管理特定 事前協議被理報保理 者の期中管理を 告」(注)等を活 用し、農業信用 基金協会に適確 な期中管理の実 施を促す。

- たって、借入者の 信用リスクに応じ た適確な引受審査 が実現するよう、 以下の取組を行 う。
- ① 大口保険事前 協議案件につい て引受条件等内 部基準を適事に 運用して、事前 協議を全件確 に実施する。
- ② 大口保険事がは は議例、保証では、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 ないでは、 はいでは、 はいでは、
- ④ 上記①~③に ついて、業務運 営の検証委員会 で検証し、必要 に応じて、運営 委員会に報告す る。
- (イ)期中管理について期中管理につい

期中管理について、農業信用基金協会、融資機関と の適切な役割分担 用した農業信用基 金協会との勉強会 等を開催する

<評価の視点>

引受審査について、借入者の信用リスクに応じたものとなるよう、大口保険引受案件の事前協議を確実に実施するなどの取組は行われているか

よりきめ細やかな 期中管理が実現され るよう、農業信用基 金協会等との連携等 を図りつつ、必要に 応じ、同協会にす る助言・支援等は われているか に加え、事前協議が未実施となっ た理由及び今後の再発防止策を記 した書面の提出を求めたうえで事 後に審査を行った。

○ 大口保険保証事前協議に係る審 査の着眼点を紹介するための勉強 会を4農業信用基金協会と実施 し、実施結果をとりまとめ、認識 の共有を図った。

また、農業信用基金協会の保証 審査能力向上に資するため、34 農 業信用基金協会が参加した保証審 査実務担当者研修会において、

- ① 外部講師による「営農類型別目利き審査研修」
- ② 信用基金職員による「大口審 査の留意点」 について説明を実施し、農業信用 基金協会担当者との間で認識の共

有を図った。

○ 銀行等の融資に対する保証案件 について、保証申込みの前に事前 相談を行う取組みが、保険引受け の推進および保険事故率の低減の 両面で効果を発揮すると考えられ ることから、取組を実施している 農業信用基金協会の事例を、信用 基金ホームページの会員専用ペー ジに掲載し、情報提供を行った。

上記の取組について、令和5年 12月に開催した業務運営の検証委 員会において、検証を実施した。

また、当委員会の結果について は、令和6年2月に開催した農業 信用保険業務運営委員会において 説明・意見交換を行い、賛意が得 られた。

その内容は信用基金ホームペー ジで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/ whats_kikin/unei/uneiiinkainou.html 当者研修会などの機会を通 じて、審査の留意点や着眼 点等について認識の共有を 図り、加えて、農業信用基 金協会が独自に工夫して行 っている保証申込みの前に 事前相談を行う取組を全農 業信用基金協会に横展開 (情報提供)した。

以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Aとする。

<課題と対応>

態を十分に理解した 上での対応が求めら れるため

これらのことから、 本項目は「A」評価が 妥当である。

今後も、保険事故率 の低減に向けた取組 の実施に向け、可能か つ必要な範囲内で当 該法人独自の取組の 継続が期待される。

<指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方 策>

_

<その他事項>

_

より保険事故率の低減を 図ることは、農業者の経 営継続に資するととも に、農業信用保険制度の 持続的かつ安定的な運営 の確保に貢献するため。

【困難度:高】

- ・事故事例の分析及び対 応策等を還元し、事故な 低減に向けた現実的なの 展類型ごとの実態なが 農類型ごとの実態など 農類型ごとの実態など 関の知見のみならず、 関及び農業信用基金協会 の取組実態を十分に対 した上での対応が求めら れるため。
- <想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変 化、災害の発生、法令の変更 等の影響を受けるものであ るため、評価において考慮 するものとする。

- ② 事故事例を活 用して、農業信 用基金協会、融 資機関との期中 管理業務の認識 の共有を図る。
- ③ 農業信用基金 協会におい介済が 行われるようで 大口保険事では 済案件の前協 議を全件に実施 でで る。

【指標】

- 直近年度をはじめと する過年度の事故事例 の分析を行い、そこか ら得られる知見・教訓、 対応策を全国の農業信 用基金協会に対し毎年 度定期的に還元する
- 保険事故率の低減 年度評価: 償還事故率を1%以

下とする見込評価・期間実績評

見込評価・期間実績評 西: - 中期日標期間中の平

中期目標期間中の平 均償還事故率が、前中 期目標期間の実績を下 回る

- により、その強化 を図り、農業者の 事業継続のこと に閉ざすること く、できる継続・発 展が可能となそ 展が可能とない たう、以下の取組を 行う。

- ③ 農業信用基金 協会において 正な代位弁うう 大口保険の事前協 議を全件に実施 で変える。
- (注)「要管理特定事 前協議被保証者」

(イ) 期中管理

○ 要管理特定事前協議被保証者の 期中管理報告について、令和4年 度に信用基金が農業信用基金協会 へ求めた対応が行われたかどうか を的確に記入できるように記入例 の見直しを行った。

なお、保証保険については、22 農業信用基金協会から、要管理特 定事前協議被保証者 73 者の期中 管理方針の報告、また、融資保険 については、5融資機関から、全 貸付先 13 者の直近の財務状況等 の報告を受け、その保険引受全案 件について状況検証と格付を行 い、格付区分に応じた対応を求め た。

○ 最近の大口保険事故事例を中心 に、事故事例(カルテ)2例を作 成し、信用基金ホームページ内の 会員専用ページにて情報提供を行 った。

また、事故事例(カルテ)を活用したウェブ勉強会を2農業信用基金協会と開催し、引受審査時や期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行い、期中管理の重要性等について認識を共有した。

○ 令和5年度の大口保険代位弁済 案件は、全件事前協議を実施し た。

上記のほか、農業信用基金協会からの協議漏れにより事前協議未実施のまま代位弁済実行した案件(1件)があったが、当該農業信用基金協会に対し、通常の事前協議必要書類に加え、事前協議が未実施となった理由及び今後の再発防止策を記した書面の提出を求めたうえで事後に審査を行うとともに、当該農業信用基金協会に対

とは、引受時に事	し、今後、確実に事前協議を実施	
前協議をした者の	するよう注意喚起を行った。	
うち、農業資金の		
保証残高が100 百		
万円以上で、かつ、		
農業信用基金協会		
が債務者区分で要		
管理先以下とした		
もの。		
00%		
【指標】		
○ 過年度の事故事例の		
分析を行い、そこから		
得られる知見・教訓、		
対応策をまとめた事故		
事例集を作成するとと		
もに、それを活用した		
農業信用基金協会との		
勉強会等を開催する		
○ 保険事故率の低減		
償還事故率を1%以		
下とする		

第1-1-(2)-ウ 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報 (参考) 令和5年度 8年度 6年度 7年度 9年度 (参考情報) 指標等 達成目標 前中期目標期間 (2023年度) (2024年度) (2025年度) (2026年度) (2027年度) 当該年度までの累積値等、必要な情報 最終年度値 長期固定化求償権(8 中期目標期間中に 年以上固定化) 残高 長期固定化求償権 483 351 残高を半減 (百万円)

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
中知口惊	中期計画	+ 皮前凹	土み計画担保	業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定: B	評価 B
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	○ 全国ベースで見	〇 令和5年度から新たに回収率向	回収事例(2件)を作成し、	<評定に至った理由
運営の確保	運営の確保	運営の確保	た長期固定化求償	上に資する効果的な回収事例を作	農業信用基金協会に提供(会員	>
農業者の信用力の	農業者の信用力の	農業者の信用力の	権(8年以上固定	成(2件)し、農業信用基金協会に	専用ホームページに掲載)する	中期目標及び中期
補完による資金調達	補完による資金調達	補完による資金調達	化) 残高について、	提供(会員専用ホームページに掲	とともに、農業信用基金協会へ	計画に基づく取組を
の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい	費用対効果を勘案	載)した。	の調査を通じて、償却基準の適	適確に実施している
う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	しながら、中期目		用状況及び長期固定化求償権の	ことから、「B」評
すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	標期間中に半減さ	〇 農業信用基金協会に対し、求償	実態をとりまとめ、償却等のガ	価が妥当である。
高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	せることを目標と	権の償却基準に関する調査及び長	イドライン(仮称)骨子を作成	
て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	する	期固定化求償権の償却に関する調	し、農業信用基金協会へ通知し	<指摘事項、業務運
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的		査を実施し、その結果を基に償却	たことから、Bとする。	営上の課題及び改善
な運営に努めること	な運営に努める。	な運営に努める。	<その他の指標>	基準の適用状況及び長期固定化求		方策>
とし、以下の取組を行			〇 回収事例を収集	償権の実態を取りまとめた。	<課題と対応>	_
う。			し、事例集として		_	
ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	とりまとめ、農業	〇 償却の運用状況の調査結果を基		<その他事項>
管理・回収の取組の	管理・回収の取組の	管理・回収の取組の	信用基金協会に提	に、「求償権の償却基準の運用に関		_
促進	促進	促進	供する	するガイドライン(仮称)骨子案」		
代位弁済の実施	(ア)農業信用基金協	(ア)サービサー、弁		を作成し、農業信用基金協会へ意		
に伴う求償権を有	会において、求償	護士など外部専	<評価の視点>	見聴取を行い、その結果を踏まえ		
する農業信用基金	債務者の実情に	門家を活用した	適切な求償権の管	た償却等のガイドライン(仮称)骨		
協会に対し、	応じて、サービサ	事例を含め求償	理・回収の取組の促	子を作成して、農業信用基金協会		
・ 求償債務者の実	ーなど外部専門	権の回収事例を	進に向けて、基金協	へ通知した。		
情に応じた効果	家も活用しなが	収集した上で、農	会に、効果的な回収			
的な回収を実施	ら、効果的な求償	業信用基金協会	を実施するよう、ま			
すること	権回収を実施す	に助言・支援を行	た適切なタイミング			
・農業信用基金協	るよう、助言、支	う。	で償却・管理停止を			
会の人員・態勢、	援等を行う。	(イ)	行うよう助言・支援			
求償権の固定化	(イ)農業信用基金協	① 農業信用基	等は行われているか			
の状況等も考慮	会の人員・態勢、	金協会ごとの				

<u></u>		
し、管理・回収に	求償権の固定化	長期固定化求
要する費用とそ	の状況等も考慮	償権の額、割
の効果を十分に	し、管理・回収に	合、長期固定化
比較した上で、適	要する費用とそ	要因を調査に
切なタイミング	の効果を十分に	よりとりまと
で償却・管理停止	比較した上で、適	める。
を行うこと	切なタイミング	② ①のとりま
について助言、支援	で償却・管理停止	とめ結果を踏
等を行う。	を行うよう、助	まえ、適切なタ
	言、支援等を行	イミングでの
【指標】	う。	償却・管理停止
〇 長期にわたり回収		が行えるよう、
実績のない求償権に	【指標】	農業信用基金
ついて、その実態を踏	〇 全国ベースで見た	協会の人員・体
まえ、費用対効果を勘	長期固定化求償権(8	制等を考慮し
案しながら、債権額	年以上固定化)残高に	た償却の基準、
(全国ベース) の減少	ついて、費用対効果を	タイミングに
を促進する	勘案しながら、中期目	ついて、農業信
	標期間中に半減させ	用基金協会の
	ることを目標に、農業	参考となるガ
	信用基金協会に対し	イドライン等
	て助言、支援等を行う	の作成に向け
		て課題等を整
		理し、骨子を示
		す。
		【指標】
		〇 回収事例を収集し、
		事例集としてとりま
		とめ、農業信用基金協
		会に提供する

第1-1-(2)-工 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2. 主要な経年データ 主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報			
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議に ついて、10 営業日以内の処 理率80%以上									
大口引受案件の 事前協議	10 営業日以内	100%								

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主務大臣	による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中别日际	中期計画	平 反司四	土は計画指標	業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の持	(2)農業信用保険制度の持	(2)農業信用保険制度の持	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	〇 大口引受案件の	〇 令和5年度における大口引受案	評定:A	<評定に至った理由
の確保	の確保	の確保	事前協議につい	件の事前協議について、全案件を	標準的な処理期間内の案	>
農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	て、10 営業日以内	10 営業日以内に処理(処理率	件処理に取り組んだ結果、処	中期目標及び中期
完による資金調達の円	完による資金調達の円	完による資金調達の円	の処理率を 80%以	100%)したため、定量的指標(処	理率が 100%であり、定量的	計画に基づく取組を
滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	上とする	理率 80%以上)を達成した。	指標 (処理率 80%以上) の達	適確に実施すること
を適切に果たすため、健	を適切に果たすため、健	を適切に果たすため、健			成度合が 120%以上となっ	はもとより、事務処
全かつ質の高い業務運	全かつ質の高い業務運	全かつ質の高い業務運	<その他の指標>	ア 農業保証保険システムの再構築	た。	理の適正かつ迅速な
営を通じて農業信用保	営を通じて農業信用保	営を通じて農業信用保	なし	を見据え、農業保証保険取扱要領	また、農業信用基金協会か	実施に資する取組と
険制度の持続的かつ安	険制度の持続的かつ安	険制度の持続的かつ安		に規定する様式のうち、農業信用	ら提出される書類について、	して、書類間で重複
定的な運営に努めるこ	定的な運営に努める。	定的な運営に努める。	<評価の視点>	基金協会からの提出書類につい	書類間で重複している項目	している項目がない
ととし、以下の取組を行			利用者の手続面で	て、書類間で重複している項目は	がないかなど、簡素化の可否	か、簡素化の可否等
う。			の負担の軽減や業務	ないか、また、農業保証保険システ	等を検討した結果、様式を廃	を検討した結果、様
エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	の質的向上を図るた	ムのデータと照合し、重複してい	止するなど、農業信用基金協	式を廃止するなど、
適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	め、事務処理の簡素	る項目がないか検討し、様式を廃	会の事務負担軽減や業務の	事務負担軽減や業務
利用者の手続面で	(ア) 保険引受け、保険	(ア)令和7年4月に予	化等その方法の点検	止するなどの検討結果を取りまと	質的向上が図られた。	の質的向上を図っ
の負担の軽減や業務	金支払等の業務に	定されている農業	等を実施しているか	め、農業信用保険業務定例会(8	以上のとおり、所期の目標	た。
の質的向上を図るた	ついて、利用者の利	保証保険システム		月)で報告・決定した。	を大きく上回る成果があっ	こうした取組等に
め、農業信用保険業務	便性の向上等に資	の再構築を見据え、		取りまとめ結果について、農業	たため、Aとする。	より、大口引受案件
に関する各事務の処	する観点から、農業	保険引受け、保険金		信用基金協会に対し、簡素化等を		の事前協議につい
理について、手続の簡	信用基金協会から	支払等の業務につ		実施する内容を事前に通知したの	<課題と対応>	て、10 営業日以内の
素化等その方法の点	の提出書類の簡素	いて、利用者の利便		ち、同取扱要領を変更し(9月)、	_	処理率は 100%を達
検を実施し、必要に応	化の可否等につい	性の向上等に資す		10 月から実施した。		成し、目標値の達成
じて見直しを行うと	て、農業保証保険シ	る観点から、農業信				度合が 120%以上と
ともに、その適正性を	ステムの再構築等	用基金協会からの		イ 令和5年度の大口保険保証事前		なったことから、
確保しつつ、標準的な	を踏まえて検討す	提出書類の簡素化		協議案件については、全案件を中		「A」評価が妥当で

処理の期間又は日程 を定め、これに従って 実施する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前 協議について、中期計画 に定める標準的な処理 の期間内の処理率を 80%以上とする

<目標水準の考え方> 農業信用基金協会又は融 資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰 さない事由によるものについては、処理に要した期間か

ら除くことが適当。

る。

(イ)農業信用保険業務 に関する各事務の 処理について、審査 等の適正性を確保 しつつ、標準的な処 理の期間又は日程 を定め、これに従っ て確実に実施する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前協議 について、10 営業日以内 の処理率を 80%以上とす る

> (参考)標準的な処理の期 間・日程

- ① 大口引受案件の事 前協議:10 営業日以 内
- ② 保険通知の処理・保 険料徴求
 - ・農業信用基金協会 (協会)からの保険 料納付日:毎月 25 日(当該日が営業日 でない場合は翌営 業日。以下同様。)
 - ・協会からの保険通 知書の提出期限:納 付月の前月5日
 - ・上記の期限までに 必要書類をそろえ

の可否等について、 令和5年8月まで に検討結果を取り まとめる。

(イ)保険引受業務について、審査等の適正性を確保しつつ、中期計画に定める標準的な処理の期間内に確実に案件の処理を行う。

あわせて、保険金 支払審査、保険通知 の処理等について、 中期計画に定める 標準的な処理の期 間又は日程に沿っ て事務を処理する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前 協議について、10 営業 日以内の処理率を 80% 以上とする

(参考)標準的な処理の期 間・日程

- ① 大口引受案件の事 前協議:10 営業日以 内
- ② 保険通知の処理・保 険料徴求
 - ・農業信用基金協会 (協会)からの保険

期計画に定める標準的な処理期間内に処理した。

保険通知の処理・保険料の請求、 保険金支払審査、回収納付金の納 付及び長期資金等貸付審査につい ては、中期計画で定める標準的な 処理の日程に沿って事務処理を実 施した。

ウ 上記ア及びイの取組について、 令和5年12月に開催した業務運営 の検証委員会において、基金協会 から提出される書類の簡素化の可 否等、また、農業信用保険業務にお ける各事務の処理状況について検 証を行い、今後も、各事務につい て、標準的な処理の期間又は日程 に沿って処理していくこととし た。

また、当委員会の結果について は、令和6年2月に開催した農業 信用保険業務運営委員会において 説明・意見交換を行い、賛意が得ら れた。

その内容は信用基金ホームペー ジで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/ whats_kikin/unei/uneiiinkainou.html ある。

今後も、その他事 務処理の適正かつ迅 速な実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され る。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

-

<その他事項>

_

			1	T	1
	て提出があった場	料納付日:毎月 25			
	合の信用基金から	日(当該日が営業日			
	の保険料納入請求	でない場合は翌営			
	書の送付日:納付月	業日。以下同様。)			
	18	・協会からの保険通			
	・信用基金からの差	知書の提出期限:納			
	引計算通知書送付	付月の前月5日			
	日:納付月 18 日	・上記の期限までに			
	保険金支払審	必要書類をそろえ			
	查	て提出があった場			
	・協会への保険金支	合の信用基金から			
	払日:毎月5日、15	の保険料納入請求			
	日、25日	書の送付日:納付月			
	・協会からの保険金	1日			
	請求書の提出期限:	・信用基金からの差			
	毎月5日支払につ	引計算通知書送付			
	いては、前月の 20	日:納付月18日			
		保険金支払審査			
	毎月15日支払につ	・協会への保険金支			
	いては、前月の末日	払日:毎月5日、15			
	まで	日、25日			
	毎月 25 日支払につ	・協会からの保険金			
	いては、当月の 10	請求書の提出期限:			
	日まで	毎月5日支払につ			
	・上記の期限までに	いては、前月の 20			
	必要書類をそろえ	日まで			
	て提出があった場	毎月 15 日支払につ			
	合の信用基金から	いては、前月の末日			
	の保険金支払通知	まで			
	書の送付日:	毎月 25 日支払につ			
	毎月5日支払につ	いては、当月の 10			
	いては、前月の 28	日まで			
	日 日	・上記の期限までに			
	ロ 毎月 15 日支払につ	必要書類をそろえ			
	いては、当月の8日	び安音規をもつれて提出があった場			
		合の信用基金から			
	毎月 25 日支払につ				
	いては、当月の 18	の保険金支払通知			
		書の送付日:			
4		毎月5日支払につ			
	・協会からの回収納	いては、前月の 28			
	付金納付日:毎月	日			
	25 日	毎月 15 日支払につ			
	・協会からの回収通	いては、当月の8日			
	知書の提出期限:	毎月25日支払につ			
	当月納付の協会 当	いては、当月の 18			
	月 10 日まで	日			
	/3 10 HOV	П	ı		

		I .		
翌月納付の協会				
付月の前月末日	ま ・協会からの回収納			
で	付金納付日:毎月			
・上記の期限まで	こ 25日			
必要書類をそろえ				
て提出があった。				
合の信用基金か				
の回収納付通知				
の送付日:毎月				
日	付月の前月末日ま			
⑤ 長期・短期資金貸				
審査	・上記の期限までに			
・協会からの借入し				
込書の提出期限:				
付予定日の7営				
日前まで	の回収納付通知書			
Hillory	の送付日:毎月 18			
	日			
	ロ ⑤ 長期・短期資金貸付			
	審查			
	・協会からの借入申			
	込書の提出期限:貸			
	付予定日の7営業			
	日前まで			
	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I			
	(ウ)これらの事務につ			
	いて、上半期の実績			
	をとりまとめた上			
	で、業務運営の検証			
	委員会において検			
	証する。			
	皿 み の。			
	1	ſ	1	

第1-2 林業信用保証業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財産	務情報及び人員に	関する情報)			
林業信用保証業務 (1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
(第1-2-(1)参照) (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営	予算額(千円)	11, 371, 484				
(第1-2-(2)参照)	決算額(千円)	6, 775, 882				
	経常費用(千円)	935, 073				
	経常収支(千円)	173. 538				
	行政コスト(千円)	942, 666				
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※102				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、第	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	中期計画	生度計 面	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価									
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項2 林業信用保証業務(1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進(第1-2-(1)参照) (2)林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保(第1-2-(2)参照)	第1-2-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評定:A 2項目についてAとしたことから、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。	下定 A マ マ マ マ マ マ マ マ ス マ マ								
					※算定にあたっては、評定毎の								

		点数を、S:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> -
		<その他事項> -

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-2-(1) 林業信用保証業務-森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務	務情報及び人員に	関する情報)			
林業信用保証業務		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進		(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
ア 融資機関等に対する普及推進の取組 (第1-2-(1)-ア 参照) 	予算額(千円)					
イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 (第1-2-(1)-イ 参照)	決算額(千円)					
(第1-2-(1) -1 参照)	経常費用(千円)			/		
	経常収支 (千円)				/	
	行政コスト (千円)					/
	従事人員数(人) ※期首の全体数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
	由期計画	在度計画	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価							
中朔口标	中知可凹	平 皮可凹	業務実績	自己評価								
中期目標 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進ア融資機関等に対する普及推進の取組 (第1-2-(1)-ア参照) イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 (第1-2-(1)-イ参照)	中期計画 第1-2-(1)-ア及 びイを参照。	同左			評定 B							
					※算定にあたっては、評定毎の 点数を、S:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、							

		重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> -
		<その他事項> -

第1-2-(1)-ア 林業信用保証業務-森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進-融資機関等に対する普及推進の取組

2. 主要な経年データ

	21. 12. 00(1)									
主要なアウトプット(アウ	フトカム) 情報									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
素材生産、造林・育林、種 苗生産に係る保証引受額	前中期目標期 間最終年度比 5%以上増加	63 億 28 百万円	57 億 82 百万円 87.0%							
保証引受額	_	_	135 億 53 百万円							
保証引受額平均	中期目標期間 における保証 引受額平均 200 億円以上	-	135 億 53 百万円							

3. 各事業年度の業務に係る	5目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
	±#0=1=	在底計畫	~ 4\==\m\\	法人の業務実績・自	自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	〇 中期目標期間に	〇 制度普及の対象を明確化するととも	評定:A	<評定に至った理由
業施策に対応した林	業施策に対応した林	業施策に対応した林	おける保証引受額	に、制度普及の効果的・効率的な手法	令和5年度の素材生産、造	>
業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	平均を 200 億円以	を見出すため、以下の取組を実施した。	林・育林、種苗生産に係る保	令和5年度の素材
進	進	進	上とし、素材生産、	(1)森林資源供給地域である北海道、	証引受額は57億82百万円で	生産、造林・育林、
林業・木材産業分野	ア 融資機関等に対	ア 融資機関等に対	造林·育林、種苗生	東北地方及び中部地方を対象に優先	あり、定量的な指標値(66億	種苗生産に係る保証
における脱炭素・グリ	する普及推進の取	する普及推進の取	産に係る保証引受	して実施することとし、信用基金の	45 百万円) に対する達成率は	引受額は 57 億 82 百
ーン化の取組やスマ	組	組	額を、毎年度、前中	限られた人材リソースをホームペー	87.0%となった。	万円であり、目標値
ート林業の実装等に	信用基金の信用	信用基金の信用	期目標期間最終年	ジの刷新やパンフレットの活用等の	定性的取組については、限	の達成度合は87.0%
伴い新たに生ずる資	補完機能の発揮に	補完機能の発揮に	度比で5%以上増	他の普及の取組に有効活用するとと	られた人材リソースの中で、	となっているが、資
金需要にも対応し、適	向けて、信用リスク	向けて、信用リスク	加	もに効果的な調査を実施する観点か	職員の創意工夫により、資金	金二一ズ調査、利用
切な引受けを進める。	管理の適切な実施	管理の適切な実施		ら、林業・木材産業や調査分析に知	ニーズ調査、利用者アンケー	者アンケート、パン
あわせて、林業・木材	に留意しつつ、地域	に留意しつつ、地域	<その他の指標>	見を有する外部の者に委託して業種	ト、ホームページの刷新及び	フレットの活用等の
産業経営の多様化等	性等を踏まえて、特	性等を踏まえて、特	〇 林業信用保証サ	バランスを考慮した上で、林業者等	パンフレットの活用等を行	他、ホームページに
が進んでいる中、個々	に融資機関に対す	に融資機関に対す	ービスに関する利	の資金ニーズ等を把握するため、ア	ったことに加え、普及の推進	おける会員専用サイ
の経営の財務状況に	る制度普及を推進	る制度普及を推進	用者のニーズの把	ンケート調査 (1,286者) 及びヒアリ	に向け数多くの計画にない	トの新設やオンデマ
基づく信用リスクに	することにより利	することにより利	握に係る取組状況	ング調査(8者)を実施し、アンケー	取組を積極的に実施した。特	ンド研修用の動画
応じた引受けを進め	用が促進されるよ	用が促進されるよ		ト調査については4割(514者)から	に、ホームページについて	(YouTube)の追加、
る。	う、以下の取組を行	う、以下の取組を行	<評価の視点>	回答を得た。	は、会員専用サイトを新設	林業者等へのダイレ
また、引き続き、林	う。	う。	信用リスク管理の	これにより、資金ニーズを有する	し、融資機関向けのコンテン	クトメールの送付、
業信用保証サービス	(ア)外部の知見も活用	(ア) 制度普及の対象を	適切な実施に留意し	者が半数程度いることや、林業信用	ツを充実させたことに加え、	融資機関への web 説
に関する利用者の二	して地域ごとの林	明確化するため、外	つつ、地域性等を踏	保証を知らない者が6割以上いるこ	林業信用保証制度に関する	明会実施など、数多

- ーズを適確に把握し つつ、当該サービスを 必要とする林業者等 が適切に利用できる ように取り組む。
- ア 融資機関等に対 する普及推進の取

信用基金の信用 補完機能の発揮に 向けて、信用リスク 管理の適切な実施 に留意しつつ、地域 性等を踏まえて、特 に融資機関に対す る制度普及を推進 することにより利 用を促進する。

【指標】

- 中期目標期間にお ける保証引受額平均 を 200 億円以上とし、 素材生産、造林・育林、 種苗生産に係る保証 引受額を、毎年度、前 中期目標期間最終年 度比で5%以上増加
- 林業信用保証サー ビスに関する利用者 のニーズの把握に係 る取組状況

【重要度:高】

人工林資源が本格的 な利用期を迎えている 中、2050 年カーボンニ ュートラルに寄与する 「グリーン成長」を実現 していくためには、国産 材供給量の拡大ととも に、確実な再造林による 森林の保続が重要であ り、そのための林業信用 保証による資金調達の

- 業者等の資金ニー ズの把握等を行い、 融資機関、関係団 体、地方公共団体等 との十分な連携の 下、対象を明確化し て重点的な制度普 及に取り組む。
- (イ) ホームページ、パ ンフレット等につ いて、外部の知見も 活用し、林業者等、 融資機関、地方公共 団体等各ステーク ホルダーの目線に 立って見直しを進 める。
- (ウ)利用者目線に立っ て保証引受業務に 要する手続の効率 化・スリム化に取り 組む。

これらについては、毎 年度、年度計画において 活動内容を明確に定め るとともに、その成果に ついては毎年度、業務運 営の検証委員会で検証 した上で、中期目標期間 最終年度(令和9年度) にあるべき姿の実現を 図る。

【指標】

- 中期目標期間にお ける保証引受額平均 を 200 億円以上とし、 素材生産、造林・育林、 種苗生産に係る保証 引受額を、毎年度、前 中期目標期間最終年 度比で5%以上増加
- 林業信用保証サー ビスに関する利用者 のニーズの把握に係

- 部の知見も活用し、 初年度、東日本の林 業者等の潜在的な 資金ニーズを広く 把握する調査を行 う。また、制度普及 のための効果的・効 率的な手法を見出 すため、林業信用保 証の利用者を対象 とするアンケート を実施する。これら により把握した内 容は、令和6年度以 降の制度普及に反 映させる。
- (イ) ホームページの刷 新業務を外部に委 託し、利用者が使い やすいコンテンツ を設定し、運用を試 行する。また、利用 者の特性を踏まえ て作成したパンフ レットを制度普及 に活用し、必要に応 じて改定を行う。

これらについて、業務 運営の検証委員会で検 証し、必要に応じて見直 しを行うとともに、運営 委員会に報告する。

【指標】

- 素材生産、造林・育 林、種苗生産に係る保 証引受額を前中期目 標期間最終年度比で 5%以上增加
- 林業信用保証サー ビスに関する利用者 のニーズの把握に係 る取組状況

まえて、特に融資機 関に対する制度普及 を推進することによ り利用を促進する取 組は行われているか

とが把握できた。

このため、これらの者に対し、ダ イレクトメールの送付による制度普 及や寄せられた意見へのフォローア ップ等を行った。

(2)上述の調査と林業信用保証を利用 している者を対象とするアンケート 調査(264件の回答)により、林業信 用保証を知ったきっかけとして、融 資機関や業界団体からの紹介が大部 分を占めていたことから、融資機関 等への制度普及の強化が重要である ことが把握できた。

その一方で、地方公共団体からの 紹介、基金のパンフレットやホーム ページ等をきっかけとして挙げた者 も一定程度見られたことから、引き 続き、多様な相手先に対して、多様 な手法で制度普及に取り組む必要性 も明らかとなった。

- (3) このほか、以下のとおり当初の計 画にない数多くの取組を追加的に実 施した。
 - ア 融資機関及び融資機関中央団体 を主な対象とする取組
 - ① 林業信用保証に関する説明会 を実施する旨を7月と10月に メール等で周知した上で、現在 利用のない約 190 先について、 他業務を抱えつつも、職員が手 分けをして電話によるフォロー アップとして、制度概要の説明 及び説明会の案内を行ったとこ ろ、過去に林業信用保証を利用 したことのない融資機関3先に 対し、web 説明会を実施するこ とができたほか、林業信用保証 に関し融資機関に十分理解され ていない点も把握することがで きたことから、融資機関に対す る今後の普及の取組に活かせる 成果を得ることができた。
 - ② 林業信用保証の利用の選択権 (林業者等への保証商品の提示

オンデマンド研修用の動画 (YouTube) を追加したこと は、現在の情報発信の形態を 考慮した制度普及の取組と 言える。

また、林業者等へのダイレ クトメール等の発出、林業信 用保証の利用がない融資機 関に対し電話で働きかけを 実施したことにより web 説明 会を実現させたこと、融資機 関へのアンケート及び意見 交換による今後の制度普及 に向けた仮説の立証と課題 の抽出を図ったこと、運用の 見直しによる都道府県にお ける委嘱費の利用が大幅に 拡大したこと(16道県→28道 府県)、4年ぶりに開催した 林業信用保証担当者会議等 を通じた都道府県との連携 強化による広報の機会が拡 大したことなど、信用基金の 創意工夫によって当初の計 画にない取組を数多く実施 したことは、今後の制度普及 にもつながるものであり、大 きな成果と認められる。

本項目については、定量的 指標の達成度合は 80%以上 100%未満となったものの、 困難度が設定されているこ と、定性的な取組については 計画外の数多くの取組を行 うなど信用基金の創意工夫 により顕著な成果が得られ たことから、総合してAとす

<課題と対応>

くの制度普及の取組 が追加的に実施され ている。

なお、本業務は、 前中期目標期間にお いては、事業経営の 大型化・自立化に伴 う保証利用の終了、 保証料率水準につい ての融資機関とのリ スク分担の適正化の 進展及び令和2年度 以降の新型コロナウ イルス感染症の影響 等による保証引受額 の減少等により、今 後の保証引受額の拡 大は厳しい状況であ るため困難度が高 L١٥

これらのことか ら、目標値の達成度 合を下回っているも のの、本事項は困難 度が高い項目である ことを勘案して、 「BI評価が妥当で ある。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

<その他事項>

円滑化は重要であるた る取組状況 の仕方等)を握っているのは融 め。 資機関であると仮説を立て、過 林業信用保証制度の 去5年間で利用が一定件数以上 利用促進のため、引き続 増加した融資機関及び現在利用 き、信用リスク管理の適 件数の多い融資機関に対し、融 切な実施に留意しつつ、 資や保証の実行状況、林業信用 融資機関や林業関係団 保証の課題等についてアンケー 体等への効率的で効果 トを実施し、さらに、そのアン 的な手法による普及を ケートに基づき、4つの融資機 推進することとし、林業 関と意見交換を実施した。 者等が資金調達を図る その結果、仮説は正しいこと 際、信用基金が保証機関 が明らかとなったことに加え、 の選択肢となるよう特 認知度向上に当たって必要な取 に融資機関への制度普 組等についての率直な意見を得 及に重点的に取り組む ることができたことから、今後 必要があるため。 の普及の取組に活かすこととな った。 【困難度:高】 ③ 農業部門と連携し、融資機関 前中期目標期間にお 中央団体が主催する勉強会にお いては、事業経営の大型 いて、制度説明を実施した。 化・自立化に伴う保証利 ④ 金融関係の雑誌等への積極的 用の終了、保証料率水準 な寄稿やインタビューへの対応 についての融資機関と を行い、延べ12誌に記事が掲載 のリスク分担の適正化 された。 また、このうちの一つのイン の進展及び令和2年度 以降の新型コロナウイ タビュー記事がインターネット ルス感染症の影響等に 配信されたことにより、林業信 よる保証引受額の減少 用保証について知った等の声が 等により、今後の保証引 数多く寄せられ、認知度の向上 受額の拡大は厳しい状 につながった。 ⑤ 融資機関等における認知度の 況であるため。 向上を図るため、金融関係の新 <想定される外部要因> 聞や機関誌へ広告の掲載を延べ 経済情勢、国際環境の 14 回行った。 変化、災害の発生、法令 イ 都道府県、林業関係団体等(合 の変更等の影響を受け るものであるため、評価 計約200先)及び林業者等を主な において考慮するもの 対象とする取組 とする。 ① 都道府県委嘱費について、融 資機関及び林業者等への普及活 動を主とする内容に大幅に見直 しを行ったところ、前年度は16 道県における活用に止まってい たものが、今年度は28道府県に 大きく拡大した。 ② 都道府県又は森林管理局等が

主催する林業者等を対象とする
会議に対面又は web 等により 11
回参加し、林業者等への直接的
な制度普及に取り組んだ。
③ 都道府県及び都道府県林業関
係団体に対し、機関誌への記事
又は広告の掲載について依頼し
たところ、延べ 19 誌へ掲載が実
現した。
④ コロナ禍を理由として開催を
見合わせていた都道府県林業信
用保証担当者会議を4年ぶりに
開催し、林業信用保証の現状と
課題を共有するとともに、制度
普及の取組について周知及び協
力要請等を行い、都道府県との
連携を強化した。
この結果、都道府県等が発行
する機関誌への広告や原稿の掲
載依頼の増加、信用基金ホーム
ページと都道府県ホームページ
の相互リンクの実現、都道府県
ホームページにおける林業信用
保証に関する情報の追加・更新
が図られた。
⑤ 全国町村会、日本商工会議所
及び全国商工会連合会を訪問
し、制度の説明を行ったところ、
これをきっかけに、全国町村会
のホームページや会報誌に林業
信用保証制度が紹介された。
⑥ 林政記者クラブへのプレスリ
リースや金融関係紙への投込み
を計 14 回行い、林業信用保証に
おける事務手続の簡素化や災害
発生時の対応等の取組を発信し
た。
〇 ホームページの刷新やパンフレット
の活用等について、以下の取組を実施
した。
(1)ホームページの構成を大きく見直
し、新着情報が一目で分かるように
したことや必要な情報にアクセスし
やすいよう対象者ごとにカテゴリ分
けを行ったことにより、利用者の利

便性の向上につながった。
また、パンフレットやリーフレッ
ト等の普及資料の掲載、業種ごとの
活用事例及び機関紙への記事掲載の
お知らせ等をコンテンツに追加し、
融資機関、都道府県、協力団体等へ
の周知を行ったことにより、情報発
信ツールとしての活用の幅が大きく
広がった。
(2)融資機関等を対象とする会員専用
サイトを新たに設置し、これまでに
発出した通知類、林業信用保証業務
に関する事務手引き、保証審査の着
眼点、保証応諾のポイントを盛り込
んだ活用事例、一般には公開してい
ない統計情報等を掲載し、融資機関
への情報提供ツールとしての充実に
取り組んだ。
(3) 林業信用保証制度に関するオンデ
マンド研修用の動画(YouTube)を作
成し、会員専用サイトに追加すると
ともに、融資機関等へメール等によ
りコンテンツ更新の周知を行った。
りコンテンソ史和の同和を行った。
(4)パンフレットについては、活用事
例の充実やより使いやすいメニュー
表への見直しを行い、融資機関、都
道府県、協力団体等へ周知するとと
もに、国や林業関係団体等が主催す
る会議や展示会等において配布を行
い、信用基金が直接提供したものだ
けで 6,500 部以上を配布した。
また、農業部門とも連携し、都道
府県農業信用基金協会の会議等にお
いて、林業信用保証のパンフレット
を配付するとともに、基金協会とと
もに地元の融資機関を訪問し林業信
用保証についてパンフレットにより
PRを行った。
さらに、普及対象者の業種に応じ
て、パンフレットの内容を活用した
普及資料を作成し、林業・木材産業
関係の業界団体の総会等の場で配布
した。

	(5) 保証メニューごとのリーフレットを新たに5種作成し、ホームページへ掲載したほか、林野庁が毎月発行する「モクレボ」への掲載、事業者等の説明会等における配布等を実施した。 (6) 林野庁が主催する研修(東京都、福井県、青森県など全国了会場)において、森林経営管理法に基づく経営の改善発達に係る支援策に関する資料を配布し、周知を行った。 上記の取組について、令和5年12月に開催した業務運営の検証委員会において検証を行い、今後も、融資機関及び地方公共団体等と連携しつつ制度普及に取り組むこととなった。また、この検証結果については、令和6年2月に開催した林業信用保証業務運営委員会において説明・意見交換を行った。その内容は信用基金ホームページで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiinkai-rin.html ○ 定量的指標の達成状況は以下のとおりとなった。素材生産、造林・育林、種苗生産に係る保証引受額は57億82百万円で	
	素材生産、造林・育林、種苗生産に	

第1-2-(1)-イ 林業信用保証業務-森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進-社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット(アウ	フトカム)情報							
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

		<u> </u>	1	,		
3. 各事業年度の業務に係る	る目標、計画、業務実績、年度	度評価に係る自己評価及び主	務大臣による評価			
古地口 標	A.W. 1. 75	左连司王	→ +\==\r\=+\r\=	法人の業務実績・	・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	なし	〇 自然災害からの復旧等への対応と	評定:A	<評定に至った理由>
業施策に対応した林	業施策に対応した林	業施策に対応した林		して、以下の取組を実施した。	災害発生時に、林業・木材産	中期目標及び中期計
業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	<その他の指標>	(1)令和5年5月28日から7月20	業災害復旧対策保証の適用に	画に基づく取組を適確
進	進	進	なし	日までの間の豪雨及び暴風雨によ	ついて関係機関に迅速に周知	に実施することはもと
林業・木材産業分野	イ 社会経済情勢に	イ 社会経済情勢に		る災害、令和5年8月12日から同	したことは、迅速な災害復旧に	より、令和6年能登半
における脱炭素・グリ	対応した林業者等	対応した林業者等	<評価の視点>	月 17 日までの間の暴風雨による	貢献する成果である。	島地震を契機とし、特
ーン化の取組やスマ	の資金調達円滑化	の資金調達円滑化	自然災害からの復	災害並びに令和6年能登半島地震	特に、令和6年能登半島地震	定非常災害により直接
ート林業の実装等に	の支援	の支援	旧や新規創業等に必	による災害について、林業・木材産	に際しては、関係機関の対応状	被害を受けた林業者等
伴い新たに生ずる資	近年、頻発する自	近年、頻発する自	要な資金調達の円滑	業災害復旧対策保証の対象とした	況等についてこまめに情報収	に対し、林業・木材産
金需要にも対応し、適	然災害からの復旧	然災害からの復旧	化等国の政策課題に	ことを融資機関、林業関係団体及	集を行ったことや、特定非常災	業災害復旧対策保証に
切な引受けを進める。	や新規創業等に必	や新規創業等に必	対応するため、融資	び都道府県等の関係機関に速やか	害について、独自の特例措置を	おいて、従来の①最大
あわせて、林業・木材	要な資金調達の円	要な資金調達の円	機関や林業関係団体	に周知し、当該保証の申込受付を	講じたことは、信用基金の創意	5年間の保証料免除に
産業経営の多様化等	滑化等国の政策課	滑化等国の政策課	への働きかけの推進	開始した。	工夫によるものであり、当初の	加え、新たに②実質無
が進んでいる中、個々	題に対応するため、	題に対応するため、	や保証料の実質免除		計画以上の成果と認められる。	担保・無保証人、③追
の経営の財務状況に	保証料の実質免除	融資機関や林業関	措置を活用した引受	(2)特に、令和6年能登半島地震に際	また、保証引受の状況につい	加出資を原則不要とす
基づく信用リスクに	措置を活用した引	係団体への働きか	等の取組は行われて	し、林業関係被害が報告されてい	て毎月の実績を取りまとめ情	る特例措置を講じたこ
応じた引受けを進め	受け等の着実な実	けを推進しつつ、保	いるか	た石川県、新潟県、富山県、長野県	報を共有したことに加え、新規	とは、林業者等の実情
る。	施に取り組む。	証料の実質免除措		の県庁、県木材組合連合会及び林	創業等の案件について、申込み	を踏まえた法人の創意
また、引き続き、林		置を活用した引受		業関係中央団体に対し、電話によ	のきっかけ(紹介先等)の詳細	による取組であり、所
業信用保証サービス		け等の着実な実施		る制度説明や対応状況の聴き取り	や信用基金が説明会を行った	期の目標を上回る成果
に関する利用者の二		に取り組む。		も行い、林業者等からの相談も受	融資機関からの申込みである	といえるため「A」評
ーズを適確に把握し				け付けていること等を改めて周知	か等について把握し、制度普及	価が妥当である。
つつ、当該サービスを				した。	のための効果的・効率的な手法	今後も、社会経済情
必要とする林業者等				これにより、事業者や関係団体	を見出すよう努めたことは、今	勢に対応した林業者等
が適切に利用できる				から、制度や手続きについての問	後の効果的な制度普及にもつ	の資金調達円滑化の支
ように取り組む。				い合わせを受けた。	ながるものであり、当初の計画	援に向け、可能かつ必
イ 社会経済情勢に					にない意欲的な対応と認めら	要な範囲内で当該法人
対応した林業者等				(3)令和6年能登半島地震を契機と	れる。	独自の取組の継続が期
の資金調達円滑化				し、特定非常災害により直接被害	以上のとおり、所期の目標を	待される。

	,			1
の支援		を受けた林業者等に対し、林業・木	大きく上回る成果があったた	
近年、頻発する		材産業災害復旧対策保証におい	め、Aとする。	<指摘事項、業務運営
自然災害からの復		て、従来の①最大5年間の保証料		上の課題及び改善方
旧や新規創業等に		免除に加え、②実質無担保・無保証	<課題と対応>	策>
必要な資金調達の		人、③追加出資を原則不要とする	_	_
円滑化等国の政策		特例措置を新たに講じ、関係機関		
課題に対応するた		に周知した。		<その他事項>
め、保証料の実質				_
免除措置を活用し		〇 保証引受けの状況について毎月の		
た引受け等の着実		実績を取りまとめ、定例会等におい		
な実施に取り組		て報告を行うとともに、特に、新規創		
む。		業等の案件については、申込みのき		
		っかけ (紹介先等) を融資機関を通じ		
		て個別に事業者に聴き取るととも		
		に、ダイレクトメールの送付先や信		
		用基金が説明会を行った融資機関か		
		らの申込みであるか等について把握		
		し、今後の制度普及につなげるよう		
		努めた。		

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-2-(2) 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット(アウトカム)情報		②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
林業信用保証業務			令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営			(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)			
ア 適切な保証料率の設定	(第1-2-(2)-ア 参照)	予算額(千円)								
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施	(第1-2-(2)-イ 参照)	決算額(千円)								
ウ 求償権の回収の取組の実施	(第1-2-(2)-ウ 参照)	経常費用(千円)								
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-2-(2)-工 参照)	経常収支 (千円)				/				
		行政コスト (千円)								
		従事人員数(人) ※期首の全体数								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、美	業務実績、年度評価に係るほ	自己評価及び主務大臣による	5評価		
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
中知口惊	中期計画	十反司四	業務実績	自己評価	土扮人民による計画
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア 適切な保証料率の設定 (第1-2-(2)-ア 参照) イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施 (第1-2-(2)-イ 参照) ウ 求償権の回収の取組の実施 (第1-2-(2)-ウ 参照) エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (第1-2-(2)-エ 参照)	第1-2-(1)-ア〜エを参照。	同左	同左	評定: A 2項目についてA、2項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはA評価とする。	字定 A <評定に至った理由> 4つの小々項目のうち、2項目で A、2項目でBとなった。このうち、重要度が高いとされた1項目((ア)適切な保証料率の設定)でA、1項目((イ)代位弁済率の低減に向けた取組の実施漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはA評価とする。 (2項目×3点+2項目×2点+1項目×2点+1項目×2点+2項目×2点+1項目×2点)/(4項目×2点+2項目×2点)についてはA評価とする。 (2項目×3点+2項目×2点+1項目×3点+1項目×2点+1項目×3点+1項目×2点+1項目×3点+1項目×2点)/(4項目×2点+2項目×2点)=125.0%

		高い項目については、ウエイトを2 倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> -
		<その他事項> -

第1-2-(2)-ア 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-適切な保証料率の設定

王要なアワトブット((アワトカム)	情報
------------	---------	----

王要なアワトブット(ア	王要なアウトブット(アウトカム)情報									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
主な資金の保証料率										
一般資金	_	年 0.20~1.80% (8段階)	年 0.20~1.80% (8段階)							
制度資金(木材産業等高 度化推進資金、林業・木 材産業改善資金等)	-	年 0.15~1.35% (8段階)	年 0.15~1.35% (8段階)							

3 冬車業午度の業務に係	系る目標、計画、業務実績、	午度証価に係る自己証価な	377主発士氏による証価				
				法人の業務実績・自		主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価		
(2)林業信用保証制度	(2)林業信用保証制度	(2)林業信用保証制度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A	
の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	なし	〇 適切な保証料率を設定するため、以下の取	評定:A	<評定に至った理由	
的な運営の確保	的な運営の確保	的な運営		組を実施した。	業務収支の状況等について	>	
林業者等の信用	林業者等の信用	林業者等の信用	<その他の指標>	(1)電子会議室(信用基金のシステム上の掲	取りまとめ、保証料率水準の点	中期目標及び中期	
力の補完による資	力の補完による資	力の補完による資	なし	示板) や定例会を活用して、毎月の業務収	検を適切に実施したことに加	計画に基づく取組を	
金調達の円滑化を	金調達の円滑化を	金調達の円滑化を		支の状況や代位弁済の発生状況について	え、特例保証料率を適正化する	適確に実施すること	
図るという役割を	図るという役割を	図るという役割を	<評価の視点>	情報を共有した。	ため、部門職員が被保証者及び	はもとより、特例保	
適切に果たすため、	適切に果たすため、	適切に果たすため、	林業・木材産業の		融資機関等に対して精力的か	証料率の適用につい	
健全かつ質の高い	健全かつ質の高い	健全かつ質の高い	特性を踏まえつつ、	(2)令和5年12月に料率算定委員会を開催	つ根気よく協議を重ねたこと	ては、債務者の実情	
業務運営を通じて	業務運営を通じて	業務運営を通じて	信用リスクを勘案し	し、保証料率水準及び業務収支について点	により、令和5年度における新	を踏まえたものとな	
林業信用保証制度	林業信用保証制度	林業信用保証制度	た適切な保証料率を	検した結果、①直近の業務収支は、バラン	規案件及び継続案件ともに特	るよう、信用基金、	
の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	設定するための取組	スが取れた状況で安定しており、現時点で	例保証料率を適用したものが	融資機関及び林業事	
的な運営に努める	的な運営に努める。	的な運営に努める。	は行われているか	は大きな問題がないこと、②特例保証料率	0件となった。特に、継続案件	業者での協議に加	
こととし、以下の取				の適用が是正され、1年が経過したばかり	については、かねてより見直し	え、経営改善計画の	
組を行う。				であることから、令和6年度の保証料率は	交渉を継続していた保証額の大	策定に際して助言等	
ア 適切な保証料	ア 適切な保証料	ア 適切な保証料		現在の保証料率を据え置くこととなった。	きい先であるが、通常の保証引	を行ったことによ	
率の設定	率の設定	率の設定			受審査を行う中であっても、バ	り、令和5年度にお	
保証料率につ	適正な業務運	適正な業務運		この点検結果については、令和6年2月	ンクミーティングへの積極的な	ける新規案件及び継	
いては、適正な業	営を行うことを	営を行うことを		に開催した林業信用保証業務運営委員会	参加により経営改善計画の策	続案件ともに特例保	
務運営を行うこ	前提として、林	前提として、林		において説明・意見交換を行った。	定に際して助言等を行ったこ	証料率を適用したも	
とを前提として、	業・木材産業の特	業・木材産業の特		その内容は信用基金ホームページで公	とに加え、職員が被保証者及び	のが0件となったこ	
林業・木材産業の	性を踏まえつつ、	性を踏まえつつ、		表している。	融資機関等に対して精力的かつ	とから、所期の目標	
特性を踏まえつ	以下の取組を行	以下の取組を行			根気強く協議を続けるととも	を大きく上回る成果	
つ、信用リスクを	い、信用リスクを	い、信用リスクを		https://www.jaffic.go.jp/	に、被保証者の状況を考慮しつ	として「A」評価が	
勘案した適切な	勘案した適切な	勘案した適切な		<u>whats_kikin/unei/uneiiinkai-</u>	つ理解を得ながら対応した結	妥当である。	
保証料率を設定	保証料率を設定	保証料率を設定		<u>rin.html</u>	果、0件とすることができたも	今後も、適切な保	

する。その際、収	する。	する。	のであり、林業信用	保証制度の 証料率の設定に向
支均衡に向けて、	(ア)収支均衡に向	(ア)収支均衡に向	〇 特例保証料率の適正化のため、以下の取組 持続的かつ安定的	運営に寄与 け、可能かつ必要な
業務収支の状況	けて、業務収支	けて、業務収支	を実施した。 する大きな成果と説	窓められる。 範囲内で当該法人独
や代位弁済の発	の状況や代位	の状況や代位	(1)特例保証料率を適用した既往契約を含 以上のとおり、所	f期の目標を 自の取組の継続が期
生状況の実態等	弁済の発生状	弁済の発生状	め、保証料率の適用状況について毎月の実 大きく上回る成果	があったた 待される。
を踏まえ、毎年	況の実態等を	況の実態等を	績を取りまとめ、電子会議室(信用基金の め、Aとする。	
度、保証料率水準	踏まえ、毎年	踏まえ、料率算	システム上の掲示板)や定例会を活用して	<指摘事項、業務運
を点検し、必要に	度、料率算定委	定委員会で保	情報を共有した。	営上の課題及び改善
応じて保証料率	員会で保証料	証料率水準の	(2)特例保証料率を適用していた既往契約先 -	方策>
の見直しを行う。	率水準を点検	点検を実施し、	については、かねてより見直し交渉を継続	_
	し、必要に応じ	必要に応じて	していた保証額の大きい先であるが、通常	
【重要度:高】	て保証料率の	保証料率の見	の保証引受審査を行う中であっても、バン	<その他事項>
保証料は、保証事業	見直しを行う。	直しを行う。	クミーティングへの積極的な参加により	_
を継続的・安定的に実	(イ)特例保証料率	(イ) 特例保証料率	経営改善計画の策定に際して助言等を行	
施するための不可欠	を適用した既	を適用した既	ったことに加え、職員が被保証者及び融資	
の要素であり、その水	往契約につい	往契約につい	機関等に対して精力的かつ根気強く協議	
準について不断の検	て、債務者の実	て、債務者の実	を続けるとともに、被保証者の状況を考慮	
証を行うことが重要	情を踏まえつ	情を踏まえつ	しつつ理解を得ながら対応した。	
であるため。	つ、その適正化	つ、その適正化	この結果、令和5年度においては、新規	
	に取り組む。	に取り組む。	案件及び継続案件ともに、特例保証料率を	
			適用したものは0件となった。	

第1-2-(2)-イ 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-代位弁済率の低減に向けた取組の実施

21. 工文 6年十八										
アウトカム)情報										
達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
	_	479								
	_	22, 142								
年度評価:代位 弁済率2%以下	_	2.16%								
中期目標期間中 の平均代位弁済 率が前中期目標 期間の実績を下	1.11%	2. 16%	%	%	%	%				
	達成目標 年度評価:代位 弁済率2%以下 中期目標期間中 の平均代位弁済 率が前中期目標	(参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率 一	達成目標(参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率令和5年度 (2023年度)-479-22,142年度評価:代位 弁済率2%以下-2.16%中期目標期間中 の平均代位弁済 率が前中期目標 期間の実績を下1.11%2.16%	達成目標 (参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率 令和5年度 (2023年度) 6年度 (2024年度) - 479 - 22,142 年度評価:代位 弁済率2%以下 中期目標期間中の平均代位弁済率が前中期目標 率が前中期目標 期間の実績を下 1.11% 2.16% %	達成目標 (参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率 令和5年度 (2023年度) 6年度 (2024年度) 7年度 (2025年度) - 479 - 22,142 年度評価:代位 弁済率2%以下 中期目標期間中の平均代位弁済率が前中期目標 率が前中期目標 別間の実績を下 1.11% 2.16% %	達成目標 (参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率 令和5年度 (2023年度) 6年度 (2024年度) 7年度 (2025年度) 8年度 (2026年度) - 479 - 22,142 年度評価:代位 弁済率2%以下 中期目標期間中の平均代位弁済率が前中期目標 変が前中期目標 別間中の平均代位弁済率が前中期目標 別間の実績を下 1.11% 2.16% % % %	達成目標 (参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率 令和5年度 (2024年度) 6年度 (2024年度) 7年度 (2025年度) 8年度 (2026年度) 9年度 (2027年度) - 479 - 479 - 479 - 22,142 - - 2.16% - - 1.11% 2.16% %			

3. 各事業年度の業務に係る	5目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
中期目標	中期計画	生度計画	→か証価 比価	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中期日標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	〇 代位弁済率の低減	〇 代位弁済率を低減するため、以下	評定:B	<評定に至った理由
運営の確保	運営の確保	運営	年度評価:代位弁	の取組を実施した。	令和5年度の代位弁済率	>
林業者等の信用力	林業者等の信用力	林業者等の信用力	済率を2%以下と	(1)80%保証への移行の取組を着実	は 2.16%であり、指標値	令和5年度の代位
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	する	に実施したことにより、今年度引	(2%以下)を 0.16 ポイン	弁済率は 2.16%であ
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	見込評価・期間実	受分については全件 80%保証と	ト超過した。	り、目標値の達成度
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	績評価:中期目標	し、融資機関との適正なリスク分	一方で、原則 80%保証であ	合は93%となってい
たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	期間中の平均代位	担を実現した。	ることを融資機関に浸透さ	るが、融資機関との
の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	弁済率が、前中期	また、80%保証の実績を毎月取	せるための働きかけを行い	適正なリスク分担を
じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	目標期間の実績を	りまとめ、定例会等において情報	令和5年度の新規引受につ	図る観点から、80%
度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	下回る	を共有した。	いて全件 80%保証を達成し	保証への移行の取組
的な運営に努めるこ	的な運営に努める。	的な運営に努める。			たこと、条件緩和債権等の案	を着実に実施(令和
ととし、以下の取組を			<その他の指標>	(2)条件緩和債権など特に期中管理	件ごとに担当者を選定した	5年度の新規引受に
行う。			〇 代位弁済に至った	を必要とする案件については、案	上でバンクミーティングへ	ついては全件80%)
イ 代位弁済率の低	イ 代位弁済率の低	イ 代位弁済率の低	事案の検証状況	件ごとに担当者を決め、web 会議等	積極的に参加し、融資機関と	したことはもとよ
減に向けた取組の	減に向けた取組の	減に向けた取組の		を活用してバンクミーティングに	連携して案件の状況を把握	り、事後検討会を年
実施	実施	実施	<評価の視点>	23 回出席し、融資機関と連携して	し、必要に応じて条件変更に	2回開催し事故発生
信用リスクに応	代位弁済率につ	代位弁済率につ	代位弁済率の低減に	案件の状況を把握し、必要に応じ	対応するなど適切な期中管	の要因を分析・検証
じた引受けを適確	いて、前中期目標期	いて、前中期目標期	向けて、部分保証の推	て条件変更に対応するなど、適切	理を行ったこと、事後検討会	し、今後の保証審査
に行うこととし、部	間に比べて抑制で	間に比べて抑制で	進等による融資機関と	な期中管理を行った。	を年2回開催して事故発生	に活用できるデータ
分保証の推進等に	きるよう、以下の取	きるよう、以下の取	の適切なリスク分担、		の要因を分析し検証したこ	ベースを整備する等

【指標】

- 代位弁済に至った 事案の検証状況
- 代位弁済率の低減年度評価:

代位弁済率を2% 以下とする 見込評価・期間実績評

中期目標期間中の 平均代位弁済率が、前 中期目標期間の実績 を下回る

【重要度:高】

価:

【困難度:高】

代位弁済率の低減を 着実に図っていくためには、よりきめ細ややかも 明中管理を、従来にいいで 適切に行っていいで ことが重要ではウクライト 侵略等に伴う原油価もいいで 物価高騰が生じており、 組を行う。

- (ウ) 代位弁済に至っ た事案の検証を 行うとともに、こ れを通じて職中 管理の能力向上 に努める。

【指標】

- 代位弁済に至った 事案の検証状況
- 代位弁済率の低減 年度評価:

代位弁済率を2% 以下とする 見込評価・期間実績評 価:

中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る

組を行う。

- (ア) 信用引き (ア) に応適との分観 にいる (ア) にている (ア) にいる (ア

これらについて は、それぞれ実績を 取りまとめた上で、 業務運営の検証委 員会で検証し、必要 に応じて見直しを 行う。 期中管理の適切な実施、代位弁済に至った 事案の検証等の取組は 行われているか (3)7月には、創業間もない保証先へ保証の増額を重ねた結果、突然破綻し代位弁済に至ったケースを、12月には、融資機関の期中管理が十分でなかったことにより事前の情報提供(予見通知等)がないまま突然代位弁済に至ったケースをそれぞれ対象にし、事後検討会を2回開催した。

この結果、代位弁済審査で得た 情報のデータベース化と部門での 共有、融資機関に対する新規保証 時、更新時等の機会を捉えての情 報収集の必要性の再周知等の対応 を行うこととした。

上記の取組について、令和5年12 月に開催した業務運営の検証委員会 において検証を行い、今後、代位弁済 審査で得た情報のデータベース化を 行い、部門全体での共有を進めるこ ととした。

この検証結果については、令和6年2月に開催した林業信用保証業務 運営委員会において説明・意見交換を行った。

その内容は信用基金ホームページ で公表している。

https://www.jaffic.go.jp/
whats_kikin/unei/uneiiinkai
-rin.html

○ 定量的指標の達成状況は以下のと おりとなった。

代位弁済率は 2.16%であり、指標値 (2%以下)を 0.16 ポイント超過し た。 とに加え、今後の保証審査に 活用できるデータベースを 整備し職員の審査及び期中 管理のための能力向上に努 めたことは、今後の代位弁済 率の低減に貢献する大きな 成果と認められる。

本項目については、定量的 指標の達成度合は 80%以上 100%未満となったものの困 難度が設定されていること、 定性的な取組を着実に実施 したことから、総合してBと する。

<課題と対応>

_

の取組が実施されて いる。

これらのことか ら、目標の達成度合 を下回っているもの の、本事項は困難度 が高い項目であるこ とを勘案して、B評 価が妥当である。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

<その他事項>

林業者等の経営を取り 巻く厳しさが増してい るため。 <想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の 変化、災害の発生、法令 の変更等の影響を受け るものであるため、評価 において考慮するもの とする。	【指標】				
---	------	--	--	--	--

第1-2-(2)-ウ 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-求償権の回収の取組の実施

主要なアワトノット(アワ	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標		年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価	
中知口惊	中期計画	十皮前凹 	上る計画担宗	業務実績	自己評価		
(2)林業信用保証制度の	(2)林業信用保証制度の	(2)林業信用保証制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B	
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	なし	〇 求償権を着実に回収するため、	評定:B	<評定に至った理由>	
運営の確保	運営の確保	運営		以下の取組を実施した。	サービサー等関係者との打	中期目標及び中期計画に	
林業者等の信用力	林業者等の信用力	林業者等の信用力	<その他の指標>	(1)グループミーティングの場な	合せを通じ、回収に関する方策	基づく取組を適確に実施し	
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	なし	どを活用して、4月中に令和5	の実施、進捗確認及び方針の点	ていることから、「B」評	
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると		年度の回収方策を決定した上	検を計画的に行い、求償権回収	価が妥当である。	
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	<評価の視点>	で、毎月の進捗状況を確認し、	の取組を着実に実施したこと		
たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	求償債務者の実情	共有を図った。	から、Bとする。	<指摘事項、業務運営上の	
の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	に応じた回収方策に			課題及び改善方策>	
じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	ついて、サービサー	(2)サービサーへの委託を行った	<課題と対応>	_	
度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	への委託等効果的か	結果、回収金額は 148,682 千	_		
的な運営に努めるこ	的な運営に努める。	的な運営に努める。	つ効率的な手法によ	円、うちサービサーによる回収		<その他事項>	
ととし、以下の取組を			る求償権の着実な回	金額は32,356 千円となった。		_	
行う。			収の取組は行われて				
ウ 求償権の回収の	ウ 求償権の回収の	ウ 求償権の回収の	いるか	(3)サービサーとの打合せを7月			
取組の実施	取組の実施	取組の実施		に行うとともに、9月に開催し			
求償権を着実に	求償債務者の実	求償権の回収に		たグループミーティングにお			
回収するため、求	情に応じた回収方	ついては、融資機関		いて、回収方針の点検を計画的			
償債務者の実情に	策を検討し、サー	への委託を基本と		に行った。			
応じた回収方策に	ビサーへの委託に	しつつ、サービサー					
ついて、サービサ	よる回収も採り入	への委託等を計画		(4)弁済が滞っている先及び弁済			
ーへの委託等効果	れ、効果的かつ効	的に行い、回収業務		があってもその額が弁済能力			
的かつ効率的な手	率的な手法により	に当たる。		に比して低調な先に対し、催告			
法を講ずる。	求償権の着実な回	これらについて		書を2回、延べ11先へ送付す			
	収に取り組む。	は、取組結果を取り		るとともに、法的手続の実施等			
		まとめ、業務運営の		の回収方策の見直しを行った。			
		検証委員会で検証					
		し、令和6年度以降		上記の取組について、令和5年			
		の回収方策に反映		12 月に開催した業務運営の検証			
		する。		委員会において検証を行い、引き			

		続き、求償債務者の実情に応じた 回収方策を検討し、より効果的か つ効率的な手法により着実な回 収に取り組むこととなった。 なお、この検証結果について は、令和6年2月に開催した林業 信用保証業務運営委員会におい て説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ホームペ	
		ージで公表している。 https://www.jaffic.go.jp/ whats_kikin/unei/uneiiinkai -rin.html	

第1-2-(2)-エ 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-その他事務処理の適正かつ迅速な実施

	主要なアウトプット(アウトカム)情報							
	指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ħ.	票準処理期間	標準処理期間内の処理 率 80%以上						
	① 保証引受け	10 営業日	100%					
	② 出資持分の払戻し	18 営業日	100%					
	③ 代位弁済	50 営業日	100%					
	④ 貸付審査	3営業日	100%					

3. 各事業年度の業務に係る	日煙 計画 業務実績 年度記	平価に係る自己評価及び主務大	·缶による証価			
3. 日 事 来干及の未初に派る	日际、日画、未切天順、千戊日	法人の業務実績・		白己輕価	主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	工机人压记公公司區
(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	〇 標準的な処理の	〇 保証引受け、出資持分の払戻し、代	評定:A	<評定に至った理由
営の確保	営の確保	営	期間内の処理率を	位弁済及び貸付審査の各事務につい	保証引受け、出資持分の払	>
林業者等の信用力の	林業者等の信用力の	林業者等の信用力の	80%以上とする	て、以下のような取組を実施した。	戻し、代位弁済及び貸付審査	中期目標及び中期
補完による資金調達の	補完による資金調達の	補完による資金調達の	(参考) 標準的な処	これにより、各事務とも、標準的な	のいずれの事務についても、	計画に基づく取組を
円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	理の期間	処理の期間内に確実にすべての案件	標準的な処理の期間内の処	適確に実施すること
割を適切に果たすた	割を適切に果たすた	割を適切に果たすた	① 保証引受け:	の処理を行った。	理率が 100%となり、定量的	はもとより、利用者
め、健全かつ質の高い	め、健全かつ質の高い	め、健全かつ質の高い	10 営業日	(1)前例の少ない案件や処理に迷う	指標(処理率 80%以上)の	の利便性向上の観点
業務運営を通じて林業	業務運営を通じて林業	業務運営を通じて林業	② 出資持分の払	案件については、あらかじめ情報	120%以上となる成果が認め	から、添付書類の簡
信用保証制度の持続的	信用保証制度の持続的	信用保証制度の持続的	戻し:18 営業日	の共有を行うとともに、対応方針	られる。	素化又は見直し、電
かつ安定的な運営に努	かつ安定的な運営に努	かつ安定的な運営に努	③ 代位弁済:50	の擦り合わせを行った。	また、日頃の業務に取り組	磁的記録による申請
めることとし、以下の	める。	める。	営業日		みながら、各事務における気	を可能とした等の取
取組を行う。			④ 貸付審査:3	(2)個別案件の処理状況や毎月3回	付きや課題の蓄積に努め、こ	組により、保証引受
エ その他事務処理	エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	営業日	のみとされている支払日等につい	れらへの対応方針の検討を	け、出資持分の払戻
の適正かつ迅速な	適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施		て共有するとともに、起案後は必	行った上で、適正かつ迅速な	し、代位弁済及び貸
実施	業務の効率化と質	業務の効率化と質	<その他の指標>	要に応じて声がけを行い、処理期	事務処理のためにマニュア	付審査のいずれの事
利用者の手続面	的向上を図るため、	的向上を図るため、	なし	間の短縮に努めた。	ル等の整備に取り組むとと	務についても、標準
での負担の軽減や	以下の取組を行い、	以下の取組を行い、			もに、利用者の利便性向上の	的な処理の期間内の
業務の質的向上を	事務処理の適正化及	事務処理の適正化及	<評価の視点>	〇 業務の効率化と質的向上を図るた	観点から、添付書類の簡素化	処理率が 100%とな
図るため、林業信用	び迅速化を図る。	び迅速化を図る。	業務の質的向上を	め、以下のとおりマニュアルの整理	又は見直し、電磁的記録によ	り、目標値の達成度
保証業務に関する	(ア)保証引受け、代位	(ア)保証引受け、代位	図るため、事務処理	を実施した。	る申請を可能としたことは	合が 120%以上とな
各事務の処理につ	弁済等の各事務に	弁済等の各事務に	の適正化及び迅速化	(1) 林業者等からの出資に関する手	大きな成果であった。	ったことから、
いて、手続の簡素化	ついて、審査等の	ついて、審査等の	を図る取組は行われ	続等について定める「林業信用保	さらに、これらについて、	「A」評価が妥当で

【指標】

保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

<目標水準の考え方>

融資機関等からの提出 書類・データの不備の補 正に要した期間など、信 用基金の責めに帰さない 事由によるものについて は、処理に要した期間か ら除くことが適当。 適正性を確保しつ つ、以下のとおり 標準的な処理の期 間を設定し、その 期間内に確実に案 件の処理を行う。

(イ)業務の効率化と 質的向上を図る観 点から、内部の事 務手続の簡素化等 を図る。

【指標】

- 標準的な処理の期間
- ・保証引受け:10 営業日
- ・出資持分の払戻し:18 営業日
- ・代位弁済:50 営業日
- ・貸付審査:3営業日
- 標準的な処理の期間 内の処理率を80%以上 とする
- (※) 融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等時点から処理の期間を起算するものとする。

適正性を確保しつ つ、中期計画に定 める標準的な処理 の期間内に確実に 案件の処理を行 う。

(イ)業務の効率化と 質的向上を図る観 点から、内部の事 務手続の簡素化等 を図るため、マニュアル等の整備を 行う。

これらについて は、上半期の実績を とりまとめた上で、 業務運営の検証委員 会で検証する。

【指標】

- 標準的な処理の期間 内の処理率を80%以上 とする
- (※) 融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した起算するものとする。
- (参考)標準的な処理の期 間
 - ① 保証引受け:10 営 業日
 - ② 出資持分の払戻し:18営業日
 - ③ 代位弁済:50 営業
 - ④ 貸付審査:3営業

ているか

証業務に係る出資に関する規程」について、①押印の省略、②届出等に必要な書類の簡素化、③出資持分残高の照会、出資金の払戻し等の手続における電磁的記録の活用等の変更を行った。

特に、出資持分残高の照会については、電話でも回答できるよう変更したことにより、従来、照会から回答までに2~3日程度要していたところ、照会日当日に回答できるようになり、事務手続きが簡素化され、出資者の利便性の向上にもつながった。

- (2)毎年度、5月中旬までに実施する 保証債務損失引当金の算出手順等 について定める「査定資産の償却・ 引当金(案)の作成業務マニュア ル」について、初見者でも理解しや すいよう大幅な見直しを行ったこ とにより、従来4日程度要してい たところを2日程度に短縮するこ とができ、事務の効率化が図られ た。
- (3)約定融資機関に対し、「債権の保 全に必要な注意義務と通知に関す る考え方の整理」を通知すること により、予見通知の幅広な提出を 促した。

さらに、「保証付貸付金償還状況 報告書の提出のお願い」を通知す ることにより、償還状況入力業務 の円滑化が図られた。

(4)「求償権等の管理マニュアル」に ついて、債権管理を行う中での気 づき等を随時蓄積し協議を重ねて 考え方を整理した結果、主に以下 の点について、令和6年3月に改 正し、同年4月より適用すること とした。

この改正により、一層実態に即 した事務処理の適正化が期待でき る。 業務運営の検証委員会において検証し、次年度に向けた 方針を明らかにした。

以上のとおり、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Aとする。

<課題と対応>

_

ある。

今後も、その他事 務処理の適正かつ迅 速な実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され る。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

_

<その他事項>

_

① 代位弁済請求の審査の留意事
項として、被保証者の事業継続
の可否の判断基準を盛り込む。
② 代位弁済請求の審査の円滑化
を図る観点から、書類審査にお
ける留意事項等を明記した。
(5)「債務保証審査マニュアル」につ
いて、保証審査を行う中での気づ
き等を随時蓄積し、関係者間で協
議を重ねて考え方を整理した結
果、主に以下の点について、令和6
年3月に改正し、同年4月より適
用することとした。
この改正により、実態に即した
事務処理の質的向上が期待でき
る。
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
を明記した。
② 融資機関が作成する調査意見
書について、総合意見欄の記載
の充実を求めることを明記し
た。
③ 引受の判断に当たっては、償
還の蓋然性、経営の継続性が確し
認できることを前提に、融資機
関の保証依頼者に対する評価及
び今後の支援方針を踏まえて行
うものとすることを明記した。
上記の取組について、令和5年12
月に開催した業務運営の検証委員会
において、保証引受け、出資持分の払
戻し、代位弁済及び貸付審査の各事
務の処理状況やマニュアル等の整備
状況について検証を行い、今後も、各
事務について標準的な処理の期間内
に確実に処理を行うこと、業務にお
ける気づきや課題を整理しマニュア
ル等の整備を行うこととなった。
なお、この検証結果については、令
和6年2月に開催した林業信用保証
業務運営委員会において説明・意見
交換を行った。
その内容は信用基金ホームページ
で公表している。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

		https://www.jaffic.go.jp/ whats_kikin/unei/uneiiinkai -rin.html		
--	--	---	--	--

第1-3 漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務	%情報及び人員に	関する情報)			
漁業信用保険業務 (1)社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
(第1-3-(1)参照)	予算額(千円)	12, 414, 252				
(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 (第1-3-(2)参照)	決算額(千円)	8, 403, 145				
	経常費用(千円)	1, 137, 547				
	経常収支 (千円)	643, 173				
	行政コスト (千円)	1, 150, 027				
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※102				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標中期目標中期計画年度計画	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価			
中别口惊	業務実績	自己評価				
中期目標 中期計画 年度計画 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項3 漁業信用保険業務(1)社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け(第1-3-(1)参照)(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保(第1-3-(2)参照) 第1-3-(1)及び(2)を参照。		自己評価 評定: A	評定 A			

		2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> -
		<その他事項> -

2,047 億円

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3-(1) 漁業信用保険業務-社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

2,000 億円確保

2	主要な経年データ
	+ 男は 松土ナーツ
~ .	

保険引受残高

主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

		·			•	
3. 各事業年度の業務に係る	3目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣による評価
中期口惊	中期計画	+ 皮前凹	土な計画担保	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
するサービスその他の	するサービスその他の	するサービスその他の	〇 保険引受残高	○ 令和5年度の保険引受残高は 2,047	評定:A	<評定に至った理由
業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	2,000 億円の確保	億円であり、定量的指標(保険引受残	・ 令和5年度の保険引受残	>
る事項	る目標を達成するため	る目標を達成するため		高 2,000 億円の確保)を達成した。	高は、2,047 億円であり、	中期目標及び中期
	とるべき措置	とるべき措置	<その他の指標>		困難度「高」の定量的指標	計画に基づく取組を
3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務	○ 漁業信用保証保	【ア】	(2,000 億円の確保) を達	適確に実施すること
(1)社会経済情勢や漁業	(1)社会経済情勢や漁業	(1)社会経済情勢や漁業	険サービスに関す	〇 4月に発出された水産経営課長から	成したこと	はもとより、保険引
構造の変化に対応し	構造の変化に対応し	構造の変化に対応し	る利用者のニーズ	漁業信用基金協会宛の信用基金の中期	・ 漁業者団体や水産庁等か	受残高の目標達成
た漁業信用保険の引	た漁業信用保険の引	た漁業信用保険の引	の把握に係る取組	目標達成への協力依頼文書を受け、全	らの情報収集や重点的に引	(2,000 億円確保)
受け	受け	受け	状況	国漁業信用基金協会・全国漁業協同組	受を推進する対象の明確化	に向けて、基金協
漁業分野における	漁業分野における	ア 専業的な漁業か		合連合会等関係団体と保証推進策につ	とその関係団体への共有、	会、融資機関、水産
脱炭素・グリーン化の	脱炭素・グリーン化の	ら複合的な漁業へ	<評価の視点>	いて適宜、意見交換を実施。	保証保険制度の漁業者等へ	庁と意見交換を行う
取組やスマート水産	取組やスマート水産	の転換などの漁業	漁業分野における	水産庁に対して、新たな技術・取組	の周知と利用促進等を実施	中で、新たな技術・
業の実装等に伴い新	業の実装等に伴い新	者の操業形態の変	脱炭素・グリーン化	の普及状況、融資・保証の活用状況や	したこと	取組の普及状況等を
たに生じる資金需要	たに生じる資金需要	化、AIやICT等	の取組やスマート水	事例、今後の普及の見通し等について		聴取し、この中から
にも対応し、適切な引	にも対応し、適切な引	による効率化、省力	産業の実装等に伴い	庁内関係課に聞き取り調査を行い、有	以上のとおり、所期の目標	引受けが期待される
受けを進める。あわせ	受けを進める。	化のためのデータ	生じる新たな資金需	効な利用促進策・課題等について聴取	を大きく上回る成果があっ	分野を選定し、さら
て、新たな水産資源管	あわせて、新たな水	連携の活用、輸出の	要への対応等のた	し、内容を取りまとめた。	たため、Aとする。	に重点的に推進する
理の着実な実施、漁船	産資源管理の着実な	拡大による漁船漁	め、新たな資金ニー			対象を明確化したこ
漁業及び養殖業の成	実施、漁船漁業及び養	業及び養殖業の成	ズの適確な把握、重	〇 上記調査等から得られた内容を基	<課題と対応>	とや浜プランを活用
長産業化、海業の振興	殖業の成長産業化、海	長産業化などのた	点的に引受けを推進	に、今後、需要のある分野、引受けが期	_	した推進方法等を基
等による漁村の活性	業の振興等による漁	めの資金需要の把	する対象の選定、関	待される分野を選定し、選定した分野		金協会に提供する
化等が求められる状	村の活性化等が求め	握のため、主務省や	係団体等と連携した	の中から、さらに重点的に引受けを推		等、有効な利用促進
況にあることを踏ま	られる状況にあるこ	関係団体と連携し	利用促進に取り組ん	進していく対象等について水産庁や関		策を実施した。
え、かかる状況に対応	とを踏まえた引受け	て、	でいるか	係団体にも聴取しながら精査・検証を		なお、本業務は、
した漁業信用保険の	が進められるよう漁	(ア)新たな技術や取		進め、最終的に水産庁と調整の上、対		前中期目標期間にお
引受けを進める。	業信用基金協会、融資	組の普及状況(利		象を明確化し、関係団体へ周知を行っ		いては、令和2年度
また、引き続き、漁	機関と連携して、以下	用者等)や融資・		た。		以降、新型コロナウ
業信用保証保険サー	の取組を行う。	保証の活用状況		加えて、浜プランを活用した保証推		イルス感染症の影響
ビスに関するニーズ	ア 海洋環境や、漁船	や事例		進方法を基金協会へ提供した。		により、経営に影響
を適確に把握しつつ、	漁業の構造変化、成	(イ) 新たな技術や取	ATT			

当該サービスを必要 とする漁業者等が適 切に利用できるよう に取り組む。

【指標】

- (保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

【重要度:高】

- 漁業をめぐっては、 海洋環境の変化も踏 まえた新たな水産資 源管理の着実な実施、 スマート水産技術の 開発・現場実装等によ る漁船漁業の成長産 業化、ICT等を活用 した生産性の向上や 輸出の拡大等による 養殖業の成長産業化、 海業の振興等による 漁村の活性化の推進 等が求められる状況 にあることを踏まえ、 かかる状況に対応し た引受けが行われて いくことが重要であ るため。

長が見込まれる分野の動向等を踏まえた新たな資金ニーズの適確な把握

- イ 重点的に引受け を推進する対象の 選定
- ウ 行政機関、漁業信 用基金協会、融資機 関、関係団体等と連 携した利用促進

これらについては、 毎年度、年度計画において活動内容もに定めるととって活動をとっての成果についののは業務運動のでは、 年度業務で検証したよっで、中度(令期目標期間を表した。 年度(令も、 のできるのである。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

これらについて、業 務運営の検証委員会 で検証し、必要に応じ て見直しを行う。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

[1]

○ 漁業経営改善制度認定者向けに融資制度と保証保険制度をセットにしたP R資料(リーフレット)を作成し、水産庁から都道府県へ配布する漁業経営改善制度の冊子に折り込んでもらうため水産庁へ提供した。

また、当該制度の利用促進に努める ことについても農林中央金庫・全漁連 関係者と意見を共有した。

- 養殖業関係者向けに、融資制度と保証保険制度をセットにしたPR資料を作成し、水産庁が会議やホームページ等で活用している資料冊子「養殖業の成長産業化」内に追加してもらうため提供した。
- 漁業信用保証制度のパンフレットの 作成を行った。
- 今後の保証推進を見据え、信用基金 と漁業信用基金協会の連携強化を目的 として、ブロック会議などの意見交換 の機会を活用することを検討した。

上記ア及びイの取組について、令和5年 12月に開催した業務運営の検証委員会において、説明・意見交換を行い、賛意が得られた。

その内容は信用基金ホームページで公 表している。

https://www.jaffic.go.jp/whats_kikin/unei/uneiiinkai-gyo.html

が生じた漁業者等向 けの新規引受額が大 幅に増加したが、今 後、それらの資金の 償還が始まることに よる保険引受残高の 減少が想定されるた め困難度が高い。

これらのことにより、令和5年度の保険引受残高で2,047億円を達成し、目標値の達成度合が100%以上となったことから、「A」評価が妥当である。

今後も、社会経済 情勢や漁業構造の変 化に対応した漁業信 用保険の引受けに向 け、可能かつ必要な 範囲内で当該法人独 自の取組の継続が期 待される。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

-

<その他事項>

_

【困難度:高】			
前中期目標期間にお			
いては、令和2年度以			
降、新型コロナウイルス			
感染症の影響により、経			
営に影響が生じた漁業			
者等向けの新規引受額			
が大幅に増加したが、今			
後、それらの資金の償還 が始まることによる保			
放射まることによる休 険引受残高の減少が想			
定されるため。			
201007000			
<想定される外部要因>			
経済情勢、国際環境の			
変化、災害の発生、法令			
の変更等の影響を受け			
るものであるため、評価			
において考慮するもの			
とする。			

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3-(2) 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報		②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
漁業信用保険業務			令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営(の確保		(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
ア 適切な保険料率の設定	(第1-3-(2)-ア 参照)	予算額(千円)					
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施	(第1-3-(2)-イ 参照)	決算額(千円)					
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	(第1-3-(2)-ウ 参照)	経常費用(千円)					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-3-(2)-エ 参照)	経常収支 (千円)					
		行政コスト (千円)					
		従事人員数(人) ※期首の全体数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価				
中知口标	中期計画	平 反計四	業務実績	自己評価	土扮人民による計画				
第3 国民に対して提供するサービスその	第1-3-(2)-ア~	同左	同左	評定:A	評定 A				
他の業務の質の向上に関する事項	工を参照。			3項目についてA、1項目につ	<評定に至った理由>				
3 漁業信用保険業務				いてBとしたことから、小項目	4つの小々項目のうち、2項				
(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定				「(2)漁業信用保険制度の持続	目でA、2項目でBとなった。こ				
的な運営の確保				的かつ安定的な運営の確保」につ	のうち、重要度が高いとされた				
ア 適切な保険料率の設定				いてはA評価とする。	1項目((ア)適切な保険料率の				
(第1-3-(2)-ア 参照)					設定)でB、1項目((イ)保険				
					事故率の低減に向けた取組の実				
イ 保険事故率の低減に向けた取組の					施)でAとなり、「独立行政法人				
実施					農林漁業信用基金の業務の実績				
(第1-3-(2)-イ 参照)					に関する評価基準」に基づき評				
					価を行った結果、小項目「(2)				
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組					漁業信用保険制度の持続的かつ				
の促進					安定的な運営の確保」について				
(第1-3-(2)-ウ 参照)					はA評価とする。				
エ その他事務処理の適正かつ迅速な					(2項目×3点+2項目×2点				
実施					+ 1 項目× 3 点 + 1 項目× 2				
(第1-3-(2)-エ 参照)					点)/(4項目×2点+2項目×				
					2点)=125.0%				
					※算定にあたっては、評定毎の				

		点数をS:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> -
		<その他事項> -

第1-3-(2)-ア 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な保険料率の設定

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

土要なアワトノット(ア	主要なアプトノット(アプトガム)情報									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
主な資金の保険料率(保証	E保険)									
漁業近代化資金	-									
20 トン以上	_	年 0.30%	年 0.30%							
その他	-	年 0.22%	年 0.22%							
事業資金	-									
20 トン以上	_	年1.05%	年1.05%							
その他	_	年 0.77%	年 0.77%							

3. 各事業年度の業務に係	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
				法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価					
(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B				
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	なし	〇 直近年度業務実績にもとづく理論値	評定:A	<評定に至った理由				
な運営の確保	な運営の確保	な運営の確保		を算出するとともに、前年度に算出でき	保険料率を検証し、引下げ	>				
漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	<その他の指標>	なかった料率区分について、適切な算出	要件に該当するものについ	中期目標及び中期計				
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	なし	のあり方を検討した。	て、適切かつ迅速に引下げ実	画に基づく取組を適確				
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると			施した。	に実施していることか				
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	<評価の視点>	〇 令和4年度の料率算定委員会で得た	加えて、前年度に理論値を	ら、「B」評価が妥当				
たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	漁業特有のリスク	結論を踏まえ、料率の見直しについて検	算出できなかった区分のあ	である。				
質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	を踏まえ、持続的に	証作業を進めた。	り方についても適切に検討・					
通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	制度運営していける	料率算定委員会で料率見直しの検討	検証を行ったことにより、漁	<指摘事項、業務運営				
制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	よう、保険料率水準	を行った結果、漁業近代化資金について	業信用基金協会が負担する	上の課題及び改善方策				
定的な運営に努める	定的な運営に努める	定的な運営に努める	を点検し、必要に応	は、20 トン以上と 20 トン未満を同率と	年間保険料の負担軽減及び	>				
こととし、以下の取	こととし、以下の取	こととし、以下の取	じて、保険料率の見	するとともに、近年の社会情勢等を踏ま	漁業者が負担する保証料の	_				
組を行う。	組を行う。	組を行う。	直しは行われている	え、安定性を考慮し、20 トン未満の理論	引下げにも寄与したこと、ま					
			か	値保険料率の直近3か年平均である	た、今回の料率変更は基準に	<その他事項>				
アの適切な保険料率	アー適切な保険料率	アー適切な保険料率		0.17%へ引き下げることとした。(20ト	照らした見直しに加え、漁船	_				
の設定	の設定	の設定		ン以上:0.3%→0.17%、20 トン未	規模で異なる料率区分につ					
保険料率につい	保険料率につい	令和4年度の保		満:0.22%→0.17%)。	いて同一の料率適用が可能					
ては、漁業特有の	ては、持続的に制	険料率算定委員会			であるとの検証を行い、これ					
リスクを踏まえる	度運営していける	での結論を踏ま		○ 関係機関(漁業信用基金協会・水産庁)	まで見直しが行われてこな					
とともに、漁業者	よう、毎年度、料率	え、令和5年度の		とも事前調整を行い、検証結果を運営委	かった料率区分についても					
等の負担が過度に	算定委員会におい	保険料率算定委員		員会に報告した。	料率引下げの適用が可能と					
大きくならないよ	て保険料率水準を	会において、保険			なったものであり、これによ					
う十分配慮しつ	点検し、漁業者等	料率について検証			り料率見直しの効果と保険					
つ、持続的に制度	の負担が過度に大	し、			成績の管理の両立ができ、関					

運営していけるよ	きくならないよう	① 理論値保険料		係者からも高い評価が得ら	
う、毎年度、各資金	十分配慮しつつ、	率が低下傾向に		れていることなど、所期の目	
における保険料率	必要に応じて、保	あり、設定保険		標を大きく上回る成果があ	
水準を点検し、必	険料率の見直しを	料率を下回って		ったことから、Aとする。	
要に応じて、保険	行う。	いる場合には、			
料率の見直しを行		保険料率の引下		<課題と対応>	
う。		げを検討するこ		_	
		と、			
【重要度:高】		② 理論値保険料			
水産資源の状況や気		率が設定保険料			
象条件等により水揚げ		率を上回り、理			
が不安定であるなどの		論値保険料率と			
漁業特有のリスクを勘		設定保険料率の			
案して設定されるもの		差が拡大傾向に			
であるが、漁業者等の		ある場合には、			
負担が過度に大きくな		保険料率の引上			
らないよう十分配慮し		げを検討するこ			
つつ、持続的に制度を		ح			
運営していけるような		を前提にしつつ、			
適切な保険料率となっ		保険収支の状況、			
ているかの検証を行		制度運営の安定性			
い、必要に応じその見		及び漁業者の負担			
直しを実施することが		能力等も勘案して			
重要であるため。		保険料率を設定す			
		る。			

漁業信用保険業務ー漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保ー保険事故率の低減に向けた取組の実施

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

3 夕東衆年度の衆政に成る日本 14両 衆政史建 年度前体に成る百分前体及が主政十五に下る前体

工安な ノーフノー ()	> 1 73 — 17 113 IX							,
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均償還事故率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
代位弁済額 ① (百万円)	_	1	583					
償還額 ② (百万円)	_	1	60, 311					
償還事故率 (①÷②)	年度評価:償還 事故率3%以下		0.97%					
平均償還事故率	中期目標期間中 の平均償還事故 率が前中期目標 期間の実績を下 回る	1.54%	0.97%					

- (注1)融資保険を除く。
- (注2) 償還額=弁済額+代位弁済額

3. 各事業年度の業務に係る目	3. 各事業中度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る目己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	自己評価	主務大臣による評価				
中州口1示	中知可國	+ 皮 川 幽	上る計画出法	業務実績	自己評価					
(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A				
続的かつ安定的な運営の	続的かつ安定的な運営の	続的かつ安定的な運営の	〇 保険事故率の低	○ 令和5年度の償還事故率は、	評定:A	<評定に至った理由				
確保	確保	確保	減	0.97%であり、定量的指標(3%以	・ 令和5年度の償還事	>				
漁業者等の信用力の補	漁業者等の信用力の補	漁業者等の信用力の補	年度評価:償還事	下)を達成した。	故率は、0.97%であ	中期目標及び中期				
完による資金調達の円滑	完による資金調達の円滑	完による資金調達の円滑	故率を3%以下と		り、困難度「高」の定	計画に基づく取組を				
化を図るという役割を適	化を図るという役割を適	化を図るという役割を適	する	【(ア) ①】	量的指標(3%以下)	適確に実施すること				
切に果たすため、健全か	切に果たすため、健全か	切に果たすため、健全か	見込評価・期間実	〇 大口保険引受事前協議(以下、	を達成したこと	はもとより、保険事				
つ質の高い業務運営を通	つ質の高い業務運営を通	つ質の高い業務運営を通	績評価:中期目標	「大口事前協議」という。)におけ	・ 保険金支払事案の申	故率の低減に資する				
じて漁業信用保険制度の	じて漁業信用保険制度の	じて漁業信用保険制度の	期間中の平均償還	る引受審査にて、信用リスク評価	し送り案件、留意点等	取組として、法人が				
持続的かつ安定的な運営	持続的かつ安定的な運営	持続的かつ安定的な運営	事故率が、前期中	の一層の適正化を図るため、一般	を取りまとめ、各協会	独自に、審査項目及				
に努めることとし、以下	に努めることとし、以下	に努めることとし、以下	期目標期間の実績	的な経営指標や漁業種類別経営指	への共有に取り組んだ	び期中管理方法の例				
の取組を行う。	の取組を行う。	の取組を行う。	を下回る	標の解説及び重点的にチェックす	こと	を示した「期中管理				
イ 保険事故率の低減に	イ 保険事故率の低減に	イ 保険事故率の低減に		る経営指標を示した「経営指標の	・ 大口事前協議案件の	強化に向けた共通審				
向けた取組の実施	向けた取組の実施	向けた取組の実施	<その他の指標>	見方及び重点チェック指標」を作	事例ごとに審査のポイ	査事項と期中管理の				
引受けに当たって	(ア)保険引受けに当た	(ア)保険引受審査につ	〇 過年度の事故事	成し、大口事前協議を全件実施し	ントを整理・作成し、	行動指針」を策定し				
は、融資機関との適切	っては、事前協議等	いて	例の分析を行い、	た。	漁業信用基金協会へ提	た。				
なリスク分担を図る観	を通じて、借入者の	保険引受けに当た	そこから得られる		示等したこと	なお、本業務は、				
点から、大口保険引受	信用リスクに応じた	っては、事前協議等	知見・教訓、対応策	〇 重点的チェック指標について、	・ 関係機関との協議の	・ 事故事例の分析				
案件の事前協議等を通	適確な引受審査が実	を通じて、借入者の	を各漁業信用基金	設定した基準値を超える場合等に	うえ、融資機関、漁業	及び対応策等を還元				

じて、借入者の信用リ スクに応じた適確な引 受審査の実現を図る。

また、引受案件につ いてよりきめ細やかな 期中管理が実現される よう、漁業信用基金協 会及び融資機関との連 携を密にして情報共有 等を図りつつ、必要に 応じ、漁業信用基金協 会に対して助言、支援 等を行う。

その上で、適正な代 位弁済が行われるよ う、大口保険等代位弁 済案件の事前協議を適 確に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめとす る過年度の事故事例の分 析を行い、そこから得ら れる知見・教訓、対応策 を各漁業信用基金協会に 対し毎年度定期的に還元 する
- 〇 保険事故率の低減 年度評価:

償還事故率を3%以下 とする

見込評価・期間実績評価: 中期目標期間中の平均 償還事故率が、前期中期 目標期間の実績を下回る

【重要度:高】

漁業信用基金協会に対し きめ細やかな期中管理の実 現を慫慂することにより保 険事故率の低減を図ること は、漁業者等の経営継続に 資するとともに、漁業信用 保険制度の持続的かつ安定 的な運営の確保に貢献する ため。

現するよう、次の取 組を行う。

- ① 大口保険引受案 件について、財務 状況等の借入者の 信用リスクに応じ て事前協議を全件 確実に実施する。
- ② 保険引受けに当 たっては、融資機 関との適切なリス ク分担を図る観点 から、特に運転資 金については、令 和4年4月から実 施している適正な 引受規模の考え方 等に沿った引受け を実施する。
- ③ 大口保険事前協 議案件や事故事例 等を活用し、漁業 信用基金協会と保 証引受審査に当た って留意すべき点 についての認識を 共有すべく意見交 換を行うことなど により、漁業信用 基金協会による適 確な保証審査を促 す。
- (イ)期中管理について、 漁業信用基金協会、 融資機関との適切な 役割分担により、そ の強化を図り、漁業 者の事業継続の途を 徒に閉ざすことな く、できる限りその 経営の継続・発展が 可能となるよう、以 下の取組を行う。
 - ① 大口保険引受事 前協議や保険金請 求審査の過程で明

信用リスクに応じた 適確な引受審査が実 現するよう、次の取 組を行う。

① 大口保険引受案 件について、財務 状況等の借入者の 種類等を適正に確 認し、事前協議を 全件確実に実施す る。

② 保険引受けに当

- たっては、令和4 年4月から実施し ている「運転資金 の適正な引受規模 の考え方! 等に沿 った引受けを実施 するとともに、事 前協議案件の審査 を通じて上記「考 え方」等について、 その浸透状況を検 証する。
- ③ 大口保険事前協 議案件や事故事例 等を活用して、保 証引受審査に当た って留意すべき点 について整理の 上、漁業信用基金 協会と認識を共有 すべく意見交換を 行うことなどによ り、漁業信用基金 協会に適確な保証 審査を促す。
- (イ) 期中管理について 期中管理につい て、漁業信用基金協 会、融資機関との適 切な役割分担によ り、その取組の強化 を図り、漁業者の事 業継続の途を徒に閉

協会に共有する

<評価の視点> 保険引受けについ て、事前協議等を通 じて、適確な引受審 査が実現するよう取 信用リスクや資金 | 組は行われているか よりきめ細やかな 期中管理が実現され

るよう、漁業信用基 金協会等との連携等 を図りつつ、必要に 応じ、同協会に対す る助言・支援等は行 われているか

おいては、その要因を確認のうえ、 妥当性を検証することとし、その 検証内容については、審査判断を 行ううえでのノウハウとして蓄積 し、共有することで、職員毎に審査 が偏らず、一定のレベルで適正な

審査となるよう努めた。

【(ア) ②】

大口事前協議における運転資金 の引受審査にあたっては、「運転資 金の適正な引受規模の考え方」を 踏まえ、資金の必要性、妥当性、返 済確実性の観点から、資金繰り計 画や操業計画等を精査し、当該運 転資金が正常な運転資金の範囲内 であるか確認したうえで諾否の審 査を行った。

その結果、旧債振替等に該当す るものはなく、運転資金の範囲内 であることが確認されたことから 「運転資金の適正な引受規模の考 え方」については概ね浸透されて いるものとし、業務運営の検証委 員会へ報告した。

【(ア) ③】

- 〇 大口事前協議においては、「大口 保証に係る事前協議の審査ポイン ト」を踏まえつつ、償還の蓋然性を 検証する上で重要となる償還計画 の考え方や作成方法等について意 見交換を行い、必要に応じて漁業 信用基金協会に対し、償還計画等 の再提出を求めるなど、適確な保 証審査を促した。
- 〇 漁業信用基金協会と信用基金で の審査の目線合わせや、保証引受 審査の際に留意が必要な審査ポイ ント等の共有を図るため、令和4 年度に大口保証事前協議を行った 案件に焦点を当てて、事例ごとに 審査内容等を整理した「大口保証 事前協議における審査ポイント整 理票 | を作成し、漁業信用基金協会

信用基金協会の抱える 課題について整理し、 期中管理の取組の強化 に向けた指針を作成し たことに加え、関係機 関の連携強化等を図っ たこと

以上のとおり、所期の 目標を大きく上回る成果 があったため、Aとする。

<課題と対応>

し、事故率低減に向 けた現実的な成果を 得るには、漁業種類 ごとの実態など漁業 の知見のみならず、 期中管理等に関する 漁業信用基金協会及 び融資機関の取組実 態を十分に理解した トでの対応が求めら れるため

事故率の低減を 着実に図っていくた めには、きめ細やか な期中管理、適正な 代位弁済を従来にも 増して適切に行って いくことが重要であ り、かつ、足下では ウクライナ侵略等に 伴う原油価格・物価 高騰が生じており、 漁業経営を取り巻く 厳しさが増している ため

これらのことによ り、令和5年度の償 環事故率は 0.97%と なり目標値の達成度 合が 120%以上とな ったことから、

困難度が高い。

「A」評価が妥当で ある。

今後も、保険事故 率の低減に向けた取 組の実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され る。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

【困難度:高】

- ・事故事例の分析及び対応策等で還元し、事故事例の分析及び対応策等で還元し、事故な成果を得るには、漁業種類ごとの実態など漁業の知見のみならず、期中管理等に関する漁業信用取理等に関する漁業信用取出実態を十分に理解した上での対応が求められるため。
- ・ 事故率の低減を着実に 図っていくためにはま、 適知でいながな期中管理、 適正な代位弁済を従来にも 増して適切に行っていく こと下ではウクライナト侵い に伴う原油価格・物係 高騰が生じてみしている 経営を取り巻く厳し 増しているため。
- <想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

- らかになった期中 管理上の問題点等 について、漁業信 用基金協会に共有 し、融資機関、漁業 信用基金協会の期 中管理の改善を促 す。
- ③ 漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめとす る過年度の事故事例の分 析を行い、そこから得ら れる知見・教訓、対応策 を各漁業信用基金協会に 対し毎年度定期的に還元 する
- 保険事故率の低減 年度評価: 償還事故率を3%以下 とする 見込評価・期間実績評価: 中期目標期間中の平均 償還事故率が、前期中期 目標期間の実績を下回る

- ざすことなく、できる限りその経営の継続・発展が可能となるよう、以下の取組を行う。
- ② 関係機関におけ るより望ましい期 中管理の実現に向 けた共通の基準と 対応策の確立を目 指し、融資機関、漁 業信用基金協会の 抱える課題につい て整理して、期中 管理の取組の強化 に向けた具体策に ついて、主務省、漁 業信用基金協会、 全国漁業協同組合 連合会、農林中央 金庫等と検討を行 う。
- ③ 漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。

【指標】

○ 過年度の事故事例の分 析を行い、そこから得ら れる知見・教訓、対応策 に提示した。

【(イ) ①】

○ 保険金請求審査を通じて明らか になった期中管理上の問題点等に ついて、随時、電話やメールを活用 して取組みの強化を促した。

また、保険金支払事案で申送り 等を行った案件等より事故事例の 候補選定を行い、令和4~5年度 の申し送り案件、留意点等につい て取りまとめ、漁業信用基金協会 へ共有した。

○ 保険金請求審査を通じて明らか になった期中管理上の問題点等の 事例を収集し、取りまとめ版を作 成し、年度末に漁業信用基金協会 へ提供した。

【(イ)②】

○ 令和5年4月より、関係機関(全 国漁業信用基金協会、全国漁業協 同組合連合会、農林中央金庫及び 信用基金)にて、期中管理に係る共 通的な取組の検討・協議を開始し た。

協議の結果、系統融資機関と保証機関との連携不足や人員不足等により、審査水準等が各県域で様々であることを鑑み、各県域の系統融資機関及び保証機関において目線の共有等を図る目的として、審査項目及び期中管理強化に向けた共通審査事項と期中管理の行動指針(以下、「行動指針」という)」を策定。

融資機関と保証機関連携による 期中管理強化取組を求めるため、 行動指針を参考とし、令和6年3 月に、関係機関連名にて各県域系 統融資機関及び漁業信用基金協会 に対し県域協議の依頼通知を発出 した。 <その他事項>

を各漁業信用基金協会に 共有する 〇 保険事故率の低減 償還事故率を3%以下 とする	【(イ) ③】 〇 漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について実施した。	

第1-3-(2)-ウ 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2. 主要な経年データ 主要なアウトプット(アウトカム)情報 (参考) 令和5年度 8年度 (参考情報) 6年度 7年度 9年度 指標等 達成目標 前中期目標期間 (2023年度) (2024年度) (2025年度) (2026年度) (2027年度) 当該年度までの累積値等、必要な情報 最終年度値

3. 各事業年度の業務に係		度評価に係る自己評価及び	 主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	生成計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
	中期計画	年度計画	土仏評測指標 	業務実績	自己評価	
(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	なし	〇 求償権回収促進協議に係る調査を	評定:B	<評定に至った理由>
な運営の確保	な運営の確保	な運営の確保		利用し、サービサーや弁護士などを	効率的・効果的な回収方策に	中期目標及び中期計
漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	<その他の指標>	活用して効率的・効果的に回収を行	繋がる助言を行い、回収を支援	画に基づく取組を適確
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	〇 償却等を行う場合	った事例を聴取したが、適当な事例	したこと、他機関での管理状況	に実施していることか
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	(タイミング) につ	は寄せられなかった。	を調査し、主務省との協議を踏	ら、「B」評価が妥当
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いての考え方や具体		まえたガイドラインの「骨格」	である。
たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	的な手順等を示した	〇 上記から、通常の業務において、代	を整理し、漁業信用基金協会に	
質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	指針(ガイドライン)	位弁済事前協議、保険金支払請求の	示したことなどから、Bとす	<指摘事項、業務運営
通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	の骨格を整理し、漁	際に、代位弁済後の求償権の効果的	る。	上の課題及び改善方
制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	業信用基金協会に示	な回収方策について、必要に応じ助		策>
定的な運営に努める	定的な運営に努める	定的な運営に努める	す	言・支援等を行うこととした。	<課題と対応>	_
こととし、以下の取	こととし、以下の取	こととし、以下の取		なお、年度計画の期中管理取組事	_	
組を行う。	組を行う。	組を行う。	<評価の視点>	項において、代位弁済事前協議及び		<その他事項>
ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	適切な求償権の管	保険金支払請求時における申し送り		_
管理・回収の取組	管理・回収の取組	管理・回収の取組	理・回収の取組の促進	事項から見た期中管理の留意点を取		
の促進	の促進	の促進	に向けて、基金協会に、	りまとめ、漁業信用基金協会へ共有		
代位弁済の実施	(ア)漁業信用基金	(ア)サービサー、弁	効果的な回収を実施す	した中でも、効率的・効果的な回収方		
に伴う求償権を有	協会において、	護士など外部専	るよう、また適切なタ	策に繋がる助言を行い、効率的・効果		
する漁業信用基金	求償債務者の実	門家を活用した	イミングで償却・管理	的な回収を支援した。		
協会に対し、	情に応じて、サ	事例など、効率	停止を行うよう助言・			
・ 求償債務者の	ービサーなど外	的・効果的な回	支援等の取組は行われ	〇 漁業信用基金協会に対して求償権		
実情に応じた効	部専門家も活用	収事例を収集	ているか	の償却に係る基準等の実態調査を行		
果的な回収を実	しながら、効果	し、漁業信用基		った。		
施すること	的な求償権回収	金協会に情報提		農業信用保証保険制度における償		
· 漁業信用基金	を実施するよ	供して、回収の		却方法を情報収集した上で、求償権		
協会の人員・態	う、助言、支援等	取組の助言・支		の償却等を行うための指針(ガイド		
勢、求償権の固	を行う。	援等を行う。		ライン) の「骨格案」を作成し、主務		
定化の状況等も	(イ)漁業信用基金	(イ)漁業信用基金		省へ報告した。		

考慮し、管理・回	協会の人員・態	協会における求		
収に要する費用	勢、求償権の固	償権の固定化の	〇 上記骨格案をベースとしながら、	
とその効果を十	定化の状況等も	状況等の実態調	保証協会連合会等との意見交換や主	
分に比較した上	考慮し、管理・回	査や他の保証機	務省との協議を踏まえてガイドライ	
で、適切なタイ	収に要する費用	関での求償権の	ンの「骨格」を作成し、漁業信用基金	
ミングで償却・	とその効果を十	管理状況につい	協会へ共有した。	
管理停止を行う	分に比較した上	ての調査を行う		
こと	で、適切なタイ	とともに、償却		
について助言、支	ミングで償却・	等を行う場合		
援等を行う。	管理停止を行う	(タイミング)		
	よう、助言、支援	についての考え		
【指標】	等を行う。	方や具体的な手		
〇 償却等を行う場合		順等の指針(ガ		
(タイミング) につ	【指標】	イドライン)の		
いての考え方や具体	〇 償却等を行う場合	骨格を整理し、		
的な手順等を指針	(タイミング)につ	漁業信用基金協		
(ガイドライン)と	いての考え方や具体	会に示す。		
して整理し、漁業信	的な手順等を指針			
用基金協会に提供す	(ガイドライン)と	【指標】		
る	して整理し、漁業信	〇 償却等を行う場合		
	用基金協会に提供す	(タイミング) につ		
	る	いての考え方や具体		
		的な手順等を示した		
		指針(ガイドライン)		
		の骨格を整理し、漁		
		業信用基金協会に示		
		す		

第1-3-(2)-エ 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-その他事務処理の適正かつ迅速な実施

۷. ـ	2. 工安は計十月 フ										
主	主要なアウトプット(アウトカム)情報										
	指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
標準	処理期間・日程	大口引受案件の事前協議、保険金支払 審査及び短期資金貸付審査について、 標準処理期間内の処理率80%以上									
1) 大口保険引受事前 協議	10 営業日	100%								
(2) 保険金支払審査	22 営業日	100%								
3	》 短期資金貸付審査	借入申込書受理後3営業日	100%								

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主務大臣	による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中期日信	中期計画	+ 反 司 四	土は計画指標	業務実績	自己評価	
(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	〇 大口引受案件の	○ 大口引受案件の事前協議、保険	評定:A	<評定に至った理由
の確保	の確保	の確保	事前協議、保険金	金支払審査及び短期資金貸付審査	・ 定量的指標(標準的な処	>
漁業者等の信用力の	漁業者等の信用力の	漁業者等の信用力の	支払審査及び短期	について、令和5年度の標準的な	理の期間内の処理率を	中期目標及び中期
補完による資金調達の	補完による資金調達の	補完による資金調達の	資金貸付審査につ	処理の期間内の処理率は 100%で	80%以上)の達成度合が	計画に基づく取組を
円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	いて、標準的な処	あり、定量的指標(準的な処理の期	120%以上となっているこ	適確に実施すること
割を適切に果たすため、	割を適切に果たすため、	割を適切に果たすため、	理の期間内の処理	間内の処理率を 80%以上)を達成	ک	はもとより、事務処
健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	率を 80%以上とす	した。	・ 省略可能な手続きを特定	理の適正かつ迅速な
運営を通じて漁業信用	運営を通じて漁業信用	運営を通じて漁業信用	る		し廃止するなど事務処理	実施に資する取組と
保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ		【エ(ア)】	の簡素化を行い、漁業信用	して、省略可能な手
安定的な運営に努める	安定的な運営に努める	安定的な運営に努める	<その他の指標>	〇 求償権回収促進協議の業務のう	基金協会の事務負担軽減	続きを特定し廃止す
こととし、以下の取組を	こととし、以下の取組を	こととし、以下の取組を	なし	ち、毎年9月末時点の求償権回収	や業務の質的向上が図ら	るなど事務処理の簡
行う。	行う。	行う。		進捗状況の報告に係る規定を廃止	れたこと	素化を行った。
			<評価の視点>	し、求償権回収促進協議に係る調		こうした取組等に
エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	利用者の手続面で	査様式(求償権回収計画のうち求	以上のとおり、所期の目標	より、大口引受案件
適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	の負担の軽減や業務	償権分類管理表及びその付表)の	を大きく上回る成果があっ	の事前協議、保険金
利用者の手続面で	(ア) 保険引受け、保険	(ア)求償権管理に係る	の質的向上を図るた	簡素化等について、改正可能か主	たため、Aとする。	支払審査及び短期資
の負担の軽減や業務	金支払等の業務に	漁業信用基金協会	め、事務処理の簡素	要5協会へ聴き取りの上、検討を		金貸付審査につい
の質的向上を図るた	ついて、利用者の利	から信用基金への	化等その方法の点検	行った結果、廃止の判断をした。	<課題と対応>	て、標準的な処理の
め、漁業信用保険業務	便性の向上等に資	通知等について、漁	等を実施しているか		_	期間内の処理率は
に関する各事務の処	する観点から、漁業	業保証保険システ		〇 業務運営の検証委員会で当該様		100%を達成し、目標
理について、手続の簡	信用基金協会から	ムの再構築等を踏		式の廃止について報告し、了承を		値の達成度合が
素化等その方法の点	の提出書類の簡素	まえつつ、現行の通		得て、令和6年2月に要領を改正		120%以上となったこ
検を実施し、必要に応	化の可否等につい	知事項や様式の内		した。		とから、「A」評価

じて見直しを行うと ともに、その適正性を 確保しつつ、標準的な 処理の期間又は日程 を定め、これに従って 実施する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前 協議、保険金支払審査及 び短期資金貸付審査に ついて、中期計画に定め る標準的な処理の期間 内の処理率を 80%以上 とする

<目標水準の考え方>

漁業信用基金協会又は 融資機関からの提出書類・ データの不備の補正に要 した期間など、信用基金の 責めに帰さない事由によ るものについては、処理に 要した期間から除くこと が適当。

- て、漁業保証保険シ ステムの再構築等 を踏まえて検討す る。
- (イ)漁業信用保険業務 に関する各事務の 処理について、審査 等の適正性を確保 しつつ、標準的な処 理の期間又は日程 を定め、これに従っ て確実に実施する。

【指標】

- 大口引受案件の事前 協議、保険金支払審査及 び短期資金貸付審査に ついて、標準的な処理の 期間内の処理率を 80% 以上とする
- (参考)標準的な処理の期間・日程
 - ① 大口保険引受事前協議:10 営業日
 - ② 保険金支払審査:22 営業日
 - ③ 短期資金貸付審 查:借入申込書受理 後3営業日
 - ④ 保険通知の処理・ 保険料徴求
 - ・漁業信用基金協会 (協会) からの

容等について精査 の上、可能なものに ついて簡素化を図 る。

(イ)保険引受け及び保

って事務を処理す

【指標】

- 大口引受案件の事前 協議、保険金支払審査 及び短期資金貸付審査 について、標準的な処 理の期間内の処理率を 80%以上とする

(参考)標準的な処理の期間・日程

① 大口保険引受事前協議:10営業日 ② 保険金支払審査:

22 営業日

また、漁業保証保険新システム 再構築に伴い「漁業保証保険にお ける電子データの伝送による通知 等に関する事務取扱要領」の改正 を行った。

【エ (イ)】

○ 保険引受け及び保険金支払等の 業務について、審査等の適正性を 確保しつつ、台帳等により進捗状 況の把握、共有化につとめ、いずれ の事務についても計画的に処理を 進めた。

【エ(ウ)】

○ 上記の取組結果及び今後の取組 みの方向性について取りまとめ、 予定どおり業務運営の検証委員 会、運営委員会に報告を行った。 が妥当である。

今後も、その他事 務処理の適正かつ迅 速な実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され る。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

_

<その他事項>

_

保険料納付期限:	③ 短期資金貸付審		
毎月末日まで	査:借入申込書受理		
・協会からの保険	後3営業日		
通知書等提出期	④ 保険通知の処理・		
限:前月20日ま	保険料徴求		
<u>ে</u>	・漁業信用基金協		
· 信用基金からの	会 (協会) からの		
保険料支払請求	保険料納付期限:		
書の送付:納付月	毎月末日まで		
の15日頃	・協会からの保険		
⑤ 納付回収金の収	通知書等提出期		
納	現れ音寺走山朔 限:前月 20 日ま		

・協会からの回収	で		
納付金の納付期	・信用基金からの		
限:毎月末日まで	保険料支払請求		
・協会からの(前々	書の送付:納付月		
月の)求償権回収	の 15 日頃		
実績の報告期限:	⑤ 納付回収金の収		
前月末まで	納		
・信用基金からの	・協会からの回収		
回収金納付通知	納付金の納付期		
書の送付:納付月	限:毎月末日まで		
の 15 日頃	・協会からの(前々		
⑥ 長期資金貸付審	月の)求償権回収		
查	実績の報告期限:		
・協会からの借入	前月末まで		
申込書の提出期	・信用基金からの		
限:貸付予定日の	回収金納付通知		
7営業日前まで	書の発出:納付月		
	の 15 日頃		
	⑥ 長期資金貸付審		
	查		
	・協会からの借入		
	申込書の提出期		
	限:貸付予定日の		
	7営業日前まで		
	(ウ)これらの事務につ		
	いて、上半期の実績		
	いて、エ キ別の美 積 をとりまとめた上		
	で、業務運営の検証		
	委員会において検 ******		
	証する。		

第1-4 農業保険関係業務

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット(ア	②主要なインプット	情報(財務情報及	なび人員に関する	青報)								
指標等	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	
						予算額(千円)	178, 570, 305					
【標準処理期間】 貸付審査:						決算額(千円)	35, 513					
借入申込書受理後 4営業日	_					経常費用(千円)	23, 793					
【達成目標】						経常収支 (千円)	△9, 339					
標準処理期間内の 処理率80%以上						行政コスト(千円)	23, 953					
处任平 00 /0以上						従事人員数(人) ※期首の全体数	※102		_			

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期計画	生典計画	→ 大河(本比)抽	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価					
第3 国民に対して提	第1 国民に対して提	第1 国民に対して提	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B				
供するサービスその	供するサービスその	供するサービスその	〇 標準的な処理の	ア 利用者への役割や手続の周知とニーズの	評定: B	<評定に至った理由>				
他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	期間内の処理率を	把握	資金需要が無く貸付けには	中期目標及び中期計				
に関する事項	に関する目標を達成	に関する目標を達成	80%以上とする	〇 利用者への周知を図るため、NOSA	至らなかったものの、利用者に	画に基づく取組を適確				
	するためとるべき措	するためとるべき措		Iイントラネットに以下の情報を掲載し	対する周知及び利用者ニーズ	に実施していることか				
	置	置	<その他の指標>	た。	の適切な把握に取り組んだこ	ら、「B」評価が妥当で				
4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	なし	① 農業保険関係業務の概要(2回、令和	と、貸付金利について検証し、	ある。				
共済団体に対する	共済団体に対する	共済団体に対する		5年4月及び10月)	当該金利が適切な水準にある					
貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	<評価の視点>	② 貸付金利の変更(48回、令和5年4	ことを確認したことから、Bと	<指摘事項、業務運営				
が民間金融機関から	が民間金融機関から	が民間金融機関から	本業務は、農業保	~令和6年3月)	する。	上の課題及び改善方策				
の借入れを行えない	の借入れを行えない	の借入れを行えない	険制度のセーフティ	③ 農業共済組合等の財務状況調査結果		>				
場合の農業共済制度	場合の農業共済制度	場合の農業共済制度	ネットであることを	(令和5年9月)	<課題と対応>	_				
及び農業経営収入保	及び農業経営収入保	及び農業経営収入保	踏まえ、共済団体に		_					
険事業の円滑な実施	険事業の円滑な実施	険事業の円滑な実施	対し、業務の役割や	○ 全国特定組合長会議及び全国参事会議		<その他事項>				
を担保するためのセ	を担保するためのセ	を担保するためのセ	手続を周知するとと	において信用基金の役割、業務実績等を		_				
ーフティネットであ	ーフティネットであ	ーフティネットであ	もに、資金需要の照	説明した。						
ることを踏まえ、着実	ることを踏まえ、同業	ることを踏まえ、同業	会等利用者ニーズを							
に実施する。	務を貸付審査の適正	務を貸付審査の適正	適切に把握し業務運	〇 利用者の資金需要を把握するため、農						
その際、貸付審査の	性を確保しつつ、以下	性を確保しつつ、以下	営に反映させるため	業共済団体に以下の照会等を行った。						
適正性を確保しつつ、	のとおり着実に実施	のとおり着実に実施	の取組を行っている	① 農業共済事業を対象とした事業過不						
ア 信用基金の農業	する。	する。	か	足見込みの照会(令和5年4月)						
保険関係業務の役	ア 信用基金の農業	ア 信用基金の農業		② 収入保険事業を対象とした借入見込						

	割や手続について、
	利用者に対し周知
	するとともに、利用
	者ニーズを適切に
	把握し、業務運営に
	反映させる。
1	標準的な処理の
	期間を定め、これに

- イ 標準的な処理の 期間を定め、これに 従って確実に処理 し、迅速に貸付けを 行う。
- ウ 適切な水準に貸 付金利を設定する。

【指標】

○ 中期計画に定め る標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

- イ 標準的な処理の 期間を4営業日と 設定し、その期間内 に全ての案件を処 理する。
- ウ 貸付金利につい ては、貸付目的、調 達コスト、市中金利 等を考慮した適切 な水準に設定する。

【指標】

- 標準的な処理の 期間:借入申込書受 理後4営業日
- 標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

- イ 中期計画に定め る標準的な処理の 期間(4営業日)内 に全ての案件を処 理する。
- ウ 貸付金利につい ては、貸付目的、調 達コスト、市中金利 等を考慮した適切 な水準に設定する。

【指標】

○ 標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

(参考)標準的な処理 の期間

·貸付審査:借入申 込書受理後4営 業日

- みの照会(令和5年7月及び6年1月)
- ③ 収入保険事業の収支見通しを毎月入 手し、資金ニーズの把握(12回)
- イ 標準的な処理の期間内での案件処理
 - 貸付実績が無かったため、該当なし。
- ウ 適切な水準の貸付金利の設定
- 〇 貸付金利については、
 - ① 貸付目的が主に再保険金(保険金)資金であり、再保険金等が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること
 - ② 貸付原資が一時的に不足する場合、 短期借入金により調達することになる ため、貸付金利と借入金利の逆転は回 避する必要があること
 - ③ 農業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利を考慮した適切な水準に設定する必要があることから、当該利率については、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円 TIBORレート(小数点第4位以下を切り捨て)をベースに一定の率を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認するとともに、変更があった場合には、直近の貸付金利をNOSAIイントラネットに掲載した。
- 貸付金利が適切な水準にあるかの検証 に必要な基礎資料とするため、毎月の短 期借入金の額、期間及び金利に関する情 報を関係部署から入手し、これらの情報 を参考に貸付金利を検証した。
- 貸付金利を検証した結果、現時点においては貸付金利と借入金利が逆転するなど、金利の設定を見直す状況にはなく、適切な水準に設定されていることを確認した。

第1-5 漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット(ア	②主要なインプット	情報(財務情報及	なび人員に関する	情報)							
指標等	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
						予算額(千円)	66, 387, 304				
【標準処理期間】 貸付審査:						決算額(千円)	28, 194, 852				
借入申込書受理後 4営業日	1000/					経常費用(千円)	31,011				
【達成目標】	100%					経常収支 (千円)	20,890				
標準処理期間内の 処理率80%以上						行政コスト(千円)	31,219				
处理学 00 70以上						従事人員数(人) ※期首の全体数	%102				

3. 各事業年度の業務に係	系る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価及	及び主務大臣による評価			
	中期計画	生度計画	→ +>==/再+ビ+==	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提	第1 国民に対して提	第1 国民に対して提	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
供するサービスその	供するサービスその	供するサービスその	〇 標準的な処理の	ア 利用者への役割や手続の周知とニーズ	評定:B	<評定に至った理由>
他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	期間内の処理率を	の把握	利用者に対する周知及び利用	中期目標及び中期計
に関する事項	に関する目標を達成	に関する目標を達成	80%以上とする	○ 利用者への周知を図るため、ホームペ	者ニーズの適切な把握に取り	画に基づく取組を適確
	するためとるべき措	するためとるべき措		ージに以下の情報を掲載した。	組んだこと、標準的な処理の期	に実施していることか
	置	置	<その他の指標>	① リーフレット漁業災害補償制度に	間内に処理した割合が 100%で	ら、「B」評価が妥当
5 漁業災害補償関係	5 漁業災害補償関係	5 漁業災害補償関係	なし	おける独立行政法人農林漁業信用基	あること、貸付金利について検	である。
業務	業務	業務		金(漁業災害補償関係業務)の役割に	証し、当該金利が適切な水準に	
共済団体に対する	共済団体に対する	共済団体に対する	<評価の視点>	ついて(2回、令和5年4月及び11月)	あることを確認したことから、	<指摘事項、業務運営
貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	本業務は、漁業災	② 業務方法書及び貸付取扱要領の更	Bとする。	上の課題及び改善方
が民間金融機関から	が民間金融機関から	が民間金融機関から	害補償制度のセーフ	新(1回、令和5年4月)		策>
の借入れを行えない	の借入れを行えない	の借入れを行えない	ティネットであるこ		<課題と対応>	_
場合の漁業災害補償	場合の漁業災害補償	場合の漁業災害補償	とを踏まえ、共済団	○ 利用者の資金需要を把握するため、毎	_	
制度の円滑な実施を	制度の円滑な実施を	制度の円滑な実施を	体に対し、業務の役	月月初に貸付けが見込まれる者から入		<その他事項>
担保するためのセー	担保するためのセー	担保するためのセー	割や手続を周知する	手した当月及び翌月の保険金発生見込		_
フティネットである	フティネットである	フティネットである	とともに、資金需要	額を関係部署と情報共有し、一時的に不		
ことを踏まえ、着実に	ことを踏まえ、同業務	ことを踏まえ、同業務	の照会等利用者ニー	足する貸付原資に充てるために必要な		
実施する。	を貸付審査の適正性	を貸付審査の適正性	ズを適切に把握し業	短期借入金の額が年度計画に定めた限		
その際、貸付審査の	を確保しつつ、以下の	を確保しつつ、以下の	務運営に反映させる	度額を超えないことを確認した。		
適正性を確保しつつ、	とおり着実に実施す	とおり着実に実施す	ための取組を行って			
ア 信用基金の漁業	る。	る。	いるか	イ 標準的な処理の期間内での案件処理		
災害補償関係業務	ア 信用基金の漁業	ア 信用基金の漁業		○ 年度内に貸付けした 13 件について、		

	の役割や手続につ
	いて、利用者に対し
	周知するとともに、
	利用者ニーズを適
	切に把握し、業務運
	営に反映させる。
1	標準的な処理の

- イ 標準的な処理の 期間を定め、これに 従って確実に処理 し、迅速に貸付けを 行う。
- ウ 適切な水準に貸 付金利を設定する。

【指標】

○ 中期計画に定め る標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

- イ 標準的な処理の 期間を4営業日と 設定し、その期間内 に全ての案件を処 理する。
- ウ 貸付金利につい ては、貸付目的、調 達コスト、市中金利 等を考慮した適切 な水準に設定す金利 とともに、貸付金利 の水準について 年度検証を行う。

【指標】

- 標準的な処理の 期間:借入申込書受 理後4営業日
- 標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

災害補償関係業務 の役割や手続に対し 同知するともはする 質金需要により、利用者ともする 照会を実施するニ により、利用者ニー ズを適切に把握し 世る。

- イ 中期計画に定め る標準的な処理の 期間(4営業日)内 に全ての案件を処 理する。
- ウ 貸付金利につい ては、貸付目的、調 達コスト、市中金利 等を考慮した適切 な水準に設定する とともに、貸付金利 の水準について検 証する。

【指標】

○ 標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

(参考)標準的な処理 の期間

·貸付審査:借入申 込書受理後4営 業日 全てを標準的な処理の期間内に処理した。

- ウ 適切な水準の貸付金利の設定
- 貸付金利については、
 - ① 貸付目的が再共済金支払資金であり、保険金が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること
 - ② 貸付原資が一時的に不足する場合、 短期借入金により調達することにな るため、貸付金利と借入金利の逆転は 回避する必要があること
 - ③ 漁業共済団体にとって過大な負担 とならないように市中金利を考慮し た適切な水準に設定する必要がある こと

から、当該利率については、貸付日から 償還期限までの期間に応じ、借入申込み 受理日前に公表された全銀協日本円 TIBOR レート(小数点第4位以下を切り 捨て)をベースに一定の率を上乗せして 設定し、同レートの動向を毎営業日確認 した。

- 貸付金利が適切な水準にあるかの検 証に必要な基礎資料とするため、毎月の 短期借入金の額、期間及び金利に関する 情報を関係部署から入手し、これらの情 報を参考に貸付金利を検証した。
- 貸付金利を検証した結果、現時点においては貸付金利と借入金利が逆転するなど、金利の設定を見直す状況にはなく、適切な水準に設定されていることを確認した。

第2-1 事業の効率化

2	予画が忽生ご と
۷.	主要な経年データ

2. 王要な経年ナータ										
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
業務経費(当年度予算額) (百万円)	_	325	322							
うち調査研究費 (①)	_	3	3							
委託業務費(②)	-	6	5							
業務管理費(③)	-	317	313							
合計 (①+②+③)	_	325	322							
令和4年度予算に対する削減率	中期目標期間 度比で5%以	間中に、令和4年 以上削減	1.0%							

			· ^			
3. 谷事業年度の業務に係	系る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価及び	♪王務大臣による評価 -			
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実績・自己		主務大臣による評価
.1.治1口1张	四四份。	一段可圖	工。公司阿司司宗	業務実績	自己評価	
第4 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
に関する事項	に関する目標を達成す	に関する目標を達成す	〇 調査研究費、委	(1)効率的・効果的な業務運営	評定:A	<評定に至った理由>
	るためとるべき措置	るためとるべき措置	託業務費及び業務	○ 各部門において「業務運営の検証委員	以下について実施した。	中期目標及び中期計
1 事業の効率化	1 事業の効率化	1 事業の効率化	管理費について	会」を開催し、業務の点検・検証について	・ 各部門の「業務運営の検	画に基づく取組を適確
「国の行政の業務改	(1)効率的・効果的な	(1)効率的・効果的な	は、中期目標期間	適確に議論を行い、必要な見直しを行っ	証委員会」において業務の	に実施することはもと
革に関する取組方針」	業務運営	業務運営	中に、令和4年度	た。	点検・検証を行い、効果的	より、新たに「業務の
(平成 28 年8月2日	「国の行政の業務	「国の行政の業務	比で5%以上削減		な業務遂行のために必要	見える化プロジェク
総務大臣決定)の趣旨	改革に関する取組方	改革に関する取組方	する	〇 内部統制委員会(企画部会)では、年度	な見直し	ト」として、外部専門
を踏まえつつ、業務の	針」(平成 28 年 8 月	針」(平成 28 年 8 月		計画の具体的取組事項の設定、進捗管理及	・ 業務経費の抑制に向けた	家を活用して業務効率
点検・検証、適材適所	2日総務大臣決定)	2日総務大臣決定)	<その他の指標>	び年度計画の達成状況の振り返り等を実	着実な取組	化の提案を受けたのみ
の人材配置等により、	の趣旨を踏まえつ	の趣旨を踏まえつ	なし	施し、各部門が次年度以降の業務運営の参		ならず、提案の具体化
効率的・効果的な業務	つ、業務の質の向上	つ、業務の質の向上		考とするため、業務運営上、改善すべき点	上記に加え、「業務の見え	に向け、業務フローの
遂行を実践する。	及び業務運営の効率	及び業務運営の効率	<評価の視点>	等を部門横断的に共有した。	る化プロジェクト」の取組	整理、基金の課題抽
また、調査研究費、	性を高め、効果的な	性を高め、効果的な	業務の点検・検証、	また、各部門における業務マニュアル化	(「全社」プロジェクトチー	出、実現可能性等を踏
委託業務費及び業務管	業務遂行を実現する	業務遂行を実現する	適材適所の人材配置	に係る進捗状況の確認及びマニュアルコ	ムを設置し、外部専門家とと	まえた解決策の検討等
理費については、必要	ため、毎年度業務の	ため、業務の点検・	等により、効率的・効	ンテストを実施した。	もに、週次ミーティング等を	を行い、次年度以降
性を十分に見極めた上	点検・検証を行い、	検証を業務運営の検	果的な業務遂行が実		通じ、業務フローの整理、基	に、解決の取組を行う
で必要額を適正に支出	不断の見直しを行	証委員会で行い、必	践されているか	○ 信用基金の業務を改善し、業務の質を向	金の課題抽出、実現可能性等	ための実行体制を構築
するとともに、中期目	う。また、必要に応	要な見直しを実施す		上させることを目的として、各部門の職員	を踏まえた解決策の検討等)	したことは、所期の目
標期間中に、令和4年	じ、マニュアル化の	る。また、マニュア		をメンバーとする「全社」プロジェクトチ	を行い、次年度以降に、解決	標を大きく上回る成果
度比で5%以上削減す	推進等により、業務	ル化を進め、業務の		ームを設置して、令和5年10月より「業務	の取組を行うための実行体	として「A」評価が妥

ే .	の効率性を高める。 調査研究費、委託 業務費及び業務管理 費については、必要 性を十分に見極めた 上で必要額を適正に 支出するとともに、 中期目標期間中に、 令和4年度比で5% 以上削減する。	効率性を高める。 調査研究費、委託 業務費及び業務管理 費については、必要 性を十分に見極めた 上で必要額を適正に 支出することとし、 削減する。	の見える化プロジェクト」の取組を開始した。 外部専門家を活用して、業務を幅広く見える化(約50名の職員に対するヒアリング調査、約200の業務フロー作成等)した上で、業務の課題の洗い出しを行い、システム化、自動化、ルールの見直し等課題解決に向けた提案等の報告を受けた。また、次年度以降に、当該報告を踏まえ、解決の取組を行う予定。	制の構築など、組織全体の業務の見直しに向けた取組を着実に進展させていることから、所期の目標を大きく上回る成果があったため、Aとする。 <課題と対応>	当である。 今後も、事業の効率 化に向け、可能かつ必 要な範囲内で当該法人 独自の取組の継続が期 待される。 <指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方 策>
	(2) ワークライフバランスの実現 ・ 時差出勤、テレワークライフバランスの実現 ・ 時差出勤、テレワーク等多様の。 ・ 年次休暇の計画的取得、香種的財産の積極的活用、 ・ 勤務時間内に業務を完了する取組の励行等により、ワークライフバランスの実現を目指す。	ンスの実現 時差出勤、テレワ ークを活用したとき 方を実践する取取 目標の設定制度の問知・啓発、休暇 知・啓見の問題の 知・啓見の 知・改進に関する。研修 により、各種休暇制	○ 信用基金の各種委員会について、適時適切に開催した他、各種委員会の運営方法の見直し等を行い、業務の効率化を図った。 (2)ワークライフバランスの実現 ○ 第4-2(2)アを参照。		- <その他事項> -

第2-2 経費支出の抑制

2.	主要な経年データ	7

2. 主要は絵中ナータ										
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
一般管理費(当年度予算額)(A) (百万円)	_	433	711							
うち削減対象外経費(B)	_	230	516							
一般管理費(削減対象)(A – B)	_	203	195							
令和4年度予算に対する削減率	中期目標期間中に、令和4年 度比で20%以上抑制		4.0%							

3. 各事業年度の業務に係る	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期日博	中期計画	生典計画	→+>証/年15/抽	法人の業務実績・自	自己評価	主務大臣による評価					
中期目標中期計画		年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価						
2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	2 経費支出の抑制	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B					
業務の見直し及び効	(1)業務の見直し及び	(1)業務の見直し及び	○ 一般管理費(人	(1)一般管理費	評定:B	<評定に至った理由>					
率化を進め、一般管理	効率化を進め、全て	効率化を進め、全て	件費、租税公課、	○ 経費支出の抑制につながるものとし	・ 経費支出の抑制に向けた	中期目標及び中期計					
費(人件費、租税公課、	の支出について、当	の支出について、当	事務所関連経費、	て、主に以下の取組を行った。	着実な取組	画に基づく取組を適確					
事務所関連経費、外部	該支出の要否を検討	該支出の要否を検討	外部との不正通信	・ 費用対効果等のコスト意識の徹底	・ 新規採用者及び金融機関	に実施していることか					
との不正通信の検知に	して、メリハリをつ	して、メリハリをつ	の検知に必要な経	を図るため、「一般管理費の経費抑制	経験者の採用	ら、「B」評価が妥当で					
必要な経費、最高情報	けた業務執行を行	けた業務執行を行	費、最高情報セキ	の取組み」について、役職員に周知	・ 再雇用の上限年齢の見直	ある。					
セキュリティアドバイ	う。	う。	ュリティアドバイ	した。	し、国家公務員の給与改定						
ザーの設置に必要な経	一般管理費(人件	一般管理費(人件	ザーの設置に必要	・ 個別業務単位ごとの予算執行状況	を基礎とした給与規程等	<指摘事項、業務運営					
費及び特殊要因により	費、租税公課、事務所	費、租税公課、事務所	な経費及び特殊要	について、勘定ごとに業務計画や過	の改定	上の課題及び改善方					
増減する経費を除く。)	関連経費、外部との	関連経費、外部との	因により増減する	去の支出実績等を勘案した「予算執		策>					
については、必要性を	不正通信の検知に必	不正通信の検知に必	経費を除く。)につ	行見込」を策定し、支出実績を確認	以上について実施したこ	_					
十分に見極めた上で必	要な経費、最高情報	要な経費、最高情報	いては、中期目標	するなど、適正に期中管理を行った。	とから、Bとする。						
要額を適正に支出する	セキュリティアドバ	セキュリティアドバ	期間中に、令和4	・ 物品調達等に係る少額随意契約に		<その他事項>					
とともに、中期目標期	イザーの設置に必要	イザーの設置に必要	年度比で 20%以	ついて、見積り合わせに比べ競争原	なお、職員の給与水準につ	_					
間中に、令和4年度比	な経費及び特殊要因	な経費及び特殊要因	上抑制する。	理が働き契約金額が低く抑えられる	いては、対国家公務員地域・						
で 20%以上抑制する。	により増減する経費	により増減する経費		オープンカウンター方式を実施し、	学歴別指数を令和6年6月						
	を除く。)について	を除く。)について	<その他の指標>	支出の抑制に努めた。	28 日に公表予定。						
(1)人員	は、必要性を十分に	は、必要性を十分に	なし								
人員については、定	見極めた上で必要額	見極めた上で必要額		(2)人員	<課題と対応>						
年退職者の継続雇用	を適正に支出すると	を適正に支出するこ	<評価の視点>	○ 業務体制、退職者数及びそれを補う	_						
の必要性を踏まえつ	ともに、中期目標期	ととし、抑制する。	業務の見直し及び	新規・中途採用者数等を勘案して人員							
つ、引き続き、常勤職	間中に、令和4年度	このため、以下の	効率化を進め、全て	配置を行った。							
員数が業務の安定的・	比で 20%以上抑制す	事項を着実に実施す	の支出について、当	また、令和5年度は、新規採用者及							
効率的な遂行に見合	る。	る。	該支出の要否を検討	び金融機関経験者の中途採用を行っ							

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(2)人件費

人件費(退職手当及 び法定福利費を除く。 また、人事院勧告を踏 まえた給与改定分を 除く。)については、政 府の方針を踏まえつ つ、適切に対応する。 職員の給与水準に ついては、その適正化 を図るため、国家公務 員の給与規程等の状 況を踏まえ、必要に応 じ給与規程の見直し を行い、見直しを行っ た場合にはその内容 を公表するとともに、 対国家公務員地域·学 歴別指数(地域・学歴 別法人基準年齢階層 ラスパイレス指数)を 公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

(2)人員

定年退職者の継続 雇用の必要性を踏ま えつつ、引き続き、常 動職員数が業務の安 定見合うものとなる よう、以下の事項を 実施する。

- ア 再雇用の上限年 齢について、段階 的な引上げに着手 する。
- イ 毎年度、安定的 な職員の新規採用 に取り組む。
- ウ 毎年度、常勤職 員数、新規採用職 員数、退職者数及 び再雇用者数をホ ームページにおい て公表する。

また、個々の職員 について、その適性 に応じた活用を図 る。

(3)人件費

また、役員の報酬水準及び職員の給与

- ア 費用対効果等の コスト意識の徹底 を図る。
- イ 個別業務単位ご との予算執行状況 の期中管理を徹底 する。

(2)人員

- ア 再雇用の上限年 齢等の業界別の引 上げ状況につい て、情報収集し、整 理する。
- イ 優秀な職員の新 規採用に取り組 む。
- ウ 常勤職員数、新 規採用職員数、退 職者数及び再雇用 者数をホームペー ジにおいて公表す

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(3)人件費

職員の給与水準の 適正化を図るため、国 家公務員の給与規程 等の状況を踏まえ、の 要に応じ給与規程 見直しを行い、見直しを行った場合に の内容を公表する ともに、対国家公務員 して、メリハリをつ けた業務執行は行わ れているか

- た。
- 中途採用した金融機関経験者を適所 に配置し、金融専門知識や経験を業務 に活用した。
- 「高年齢者雇用安定法」における70 歳までの就業確保を講じる措置に対応 するため、業界別の再雇用職員の年齢 上限の状況等を調査し、令和6年3月 に再雇用職員に係る定年を段階的に 70歳まで引き上げる就業規則の改正 を行った。(令和6年4月施行)
- 令和5年6月に、常勤職員数、新規 採用職員数、退職者数及び再雇用者数 をホームページにおいて公表した。

(3)人件費

- 人事院勧告等を踏まえ、給与水準の 適正化を図るため、令和5年11月に以 下の関係規程等の改正を行い、ホーム ページにおいて公表した。(令和5年 11月施行)
- ① 人事院勧告における国家公務員の 給与法改定に基づき、給与水準の妥 当性を検証し、本俸月額及び期末勤 勉手当の支給割合について、国家公 務員と同様の引き上げを行うため、 給与規程の改正を行った。
- ② 特別都市手当について、国家公務 員の地域手当(特別都市手当に該当 する手当)と格差が生じていたため、 給与水準の妥当性を検証し、支給割 合を 13%から 14%へ引き上げる給 与規程の改正を行った。
- 職員の給与水準について、令和5年 度の対国家公務員地域・学歴別指数は 令和6年6月28日に公表予定。
- 役員の給与水準について、人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、

水準については、毎 年度、その妥当性を 検証し、その検証結 果についてホームペ ージにおいて公表す る。	域・学歴別法人基準年 齢階層ラスパイレス	令和5年 11 月に役員給与規程を改正 し、ホームページにおいて公表した。 (令和5年 11 月施行)	
---	-------------------------	---	--

第2-3 デジタル化の推進

2	主要な経年データ
∠.	工女'体性十/ /

指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る	る目標、計画、業務実績、年度	度評価に係る自己評価及び主	務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価				
中朔口惊	中期計画	十皮前凹 	土な計画担信	業務実績	自己評価					
3 デジタル化の推進	3 デジタル化の推進	3 デジタル化の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B				
(1)業務の電子化	(1)業務の自動化・電子	(1)業務の自動化・電子	なし	(1)業務の自動化・電子化	評定:A	<評定に至った理由>				
業務の効率化及び	化	化		令和5年度IT化推進計画に基づ	以下について実施した。	中期目標及び中期計画				
簡素化を図る観点か	IT化推進中期計	令和5年度IT化	<その他の指標>	き、組織の業務の効率化及び簡素化を	・ 2業務における定型的な	に基づく取組を適確に実				
ら、ICTの活用等に	画(令和5年度から令	推進計画に基づき、R	なし	図る観点から、2業務(経理・林業)に	作業について、自動化の導	施していることから、				
よる情報デジタル化	和9年度まで)に基づ	PAやVBAの活用		おける定型的な作業について、RPA	入によって、計 58 時間/年	「B」評価が妥当であ				
の取組などを推進す	き、組織の業務の効率	などによる業務の自	<評価の視点>	を活用した業務の自動化を導入した。	の業務時間削減に加え、人	る。				
る。	化及び簡素化を図る	動化・電子化を進め	業務の効率化及び		的ミスの発生リスク抑制					
	観点から、また、制度	る。	簡素化を図る観点か	(2)情報システムの整備及び管理	が見込まれるなど、職員の	<指摘事項、業務運営上				
(2)情報システムの整備	の利用者に対する業	その際、業務の自動	ら、デジタル化の取	○ 令和4年度よりPMOの設置に向	業務負担軽減等業務効率	の課題及び改善方策>				
及び管理	務サービスの利便性	化については、2案件	組などを推進してい	けた検討を行い、IT化推進構想の	性を向上	_				
「情報システムの	を高める観点から、業	で導入することを目	るか	検討やIT化推進計画の策定などの	・ PMOを設置し、I T化					
整備及び管理の基本	務の自動化・電子化等	指す。		企画立案を行うため、令和5年4月	推進委員会にて、IT化推	<その他事項>				
的な方針」(令和3年	を推進する。			1日付けでPMOを設置した。	進計画の進捗管理を実施	_				
12 月24 日デジタル	なお、毎年度の業務	(2)情報システムの整備			するとともに、令和6年度					
大臣決定)にのっと	の自動化・電子化の具	及び管理		○ PMOが定めたIT化推進計画等	IT化推進計画を策定					
り、PMOの設置等の	体的取組については、	ア 「情報システムの		に基づき、情報システムに係る調達、	・ IT化推進計画に沿った					
体制整備を行う。	毎年2案件を目途に	整備及び管理の基		整備及び管理業務等をPJMOが適	情報システムの整備					
また、各部門の基幹	各年度のIT化推進	本的な方針」(令和		切に実施するため、令和6年2月、高	・ 情報システムのクラウド					
業務システムの標準	計画に規定すること	3年12月24日デ		い専門性を有するPJMO支援業者	化を実現するため、高い専					
化に向けては、各部門	とする。	ジタル大臣決定)に		に業務を委託することとした。	門性を有するCIO補佐					
の業務の見直しを十		のっとり、PMOを			官の助言等の活用を通じ					
分に行い、各部門の業	(2)情報システムの整備	設置するとともに、		○ IT化を組織的に推進するため、	た検討					
務手順の共通化と共	及び管理	必要な体制を整備		IT化推進委員会を2か月ごとに開	・ 業務の生産性向上及び [
有化を図った上で、保	ア 「情報システムの	する。		催し、情報システムの整備、業務の自	T化の推進に必要な研修、					
険の引受審査等の業	整備及び管理の基	イ 令和5年度 I T		動化・電子化などIT化推進計画の	情報システム運用継続に					
務の効率化や質の向	本的な方針」(令和	化推進計画に基づ		進捗管理を実施するとともに、令和	必要な訓練					
上へ確実に繋がるよ	3年12月24日デ	き、情報システムの		6年度IT化推進計画を策定した。	・IT化推進のための職員					
う、計画的に進める。	ジタル大臣決定)に	整備を実施する。			を育成する研修					
	のっとり、PMOの	また、次期中期計		〇 IT化推進委員会にて、各情報シ						
(3)ICT教育の実	設置等の体制を整	画期間における情		ステムの整備に係る進捗を報告し、	上記に加え、年々増加する					

	た	を	務ると	のたし	生め、た	産 役 I	性 職 C	向 員 T	上を教

備する。

- イ 情報システムの 整備を次のように 推進する。
- (ア)情報システムの 整備については、 各部門の基幹業 務システムの標 準化に向けて、各 部門の業務の見 直しを十分に行 い、各部門の業務 手順の共有化及 び共通化を図る など、IT化推進 中期計画(令和5 年度から令和9 年度まで)に基づ き、業務の効率化 及び簡素化を図 る観点並びに制 度の利用者に対 する業務サービ スの利便性を高 める観点から、計 画的に進める。 毎年度の情報 システムの整備 の具体的取組に ついては、各年度
- のIT化推進計 画に規定するこ ととする。 (イ)原則として、5
- 年ごとに、機器類 の交換やアプリ ケーションの見 直しを行う。
- (ウ)次期中期計画期 間における情報 システムのクラ ウド化に向けて 検討を進める。
- (3) I C T教育の実施及 びIT人材の育成

報システムのクラ ウド化に向けて検 討を開始する。

(3) ICT教育の実施及 びIT人材の育成

> 全役職員を対象に デジタル化を通じた 業務の生産性向上等 の意識を醸成するた めのICT教育を実 施する。

> また、IT化推進中 期計画(令和5年度か ら令和9年度まで)に 基づき、信用基金の業 務を理解した上で、I T化を推進できる実 務能力を発揮できる 職員を育成すべく、I T活用課職員につい て、ITに係る研修、 外部セミナーへの参 加を通じて知識の習 得、向上を図る。

各情報システムにおける懸案事項を 共有するとともに、当該懸案事項へ の助言を受け、適切に対応したこと により、令和5年度 I T化推進計画 に沿った情報システムの整備を実施 した。

○ 情報システムのクラウド化を実現 するために必要な検討ポイントなど の知見を深めるため、СІО補佐官 を講師として、令和5年11月から令 和6年2月にかけて勉強会を計6回 開催した。

また、令和6年2月に高い専門性 を有するPJMO支援事業者を調達 し、その支援を受けながら、令和6年 度にクラウド移行の基本計画を策定 するために必要な事項を整理し、令 和6年3月開催のIT化推進委員会 に報告した。

- (3) ICT教育の実施及びIT人材 の育成
- 業務の生産性向上を目的として、 新たに導入するグループウェアの操 作研修を令和6年3月に全役職員を 対象に実施した。
- 情報システム運用継続計画の年間 教育訓練計画に基づき、各要員の緊 急時に実施すべき行動の確認、各要 員及び保守業者に確実に連絡が取れ ることの確認及び、農業保証保険シ ステムをバックアップから復旧する 訓練を実施した。
- O NICT主催のCSIRT向けの インシデント対応訓練及び情報セキ ュリティ担当者向けの勉強会に担当 職員を派遣した。
- 〇 IT活用課の職員を対象とした 「プロジェクトマネジメント研修」、 「要件定義研修(中級者向け以上)」 を実施した。

PJMOの業務に適切に対 応するため、令和6年2月に 高い専門性を有するPJM ○支援業者を調達するなど 必要な体制整備に取り組ん だことから、所期の目標を大 きく上回る成果があったた め、Aとする。

<課題と対応>

全役職員を対象に デジタル化を通じた 業務の生産性向上等 の意識を醸成するためのICT教育を継 続的に実施する。 また、IT化推進中 期計画(令和5年度から令づきでの)に 基づき、信用基ま金の業 務はもいてもとよびシタルについたとで業 務のIT化を推進できるした。 きるとの 知見を育成する。	○ 各部署の情報システムの利用者に対して、情報システムの基礎やシステム開発の手順等に関する基礎的な知識を習得させるため、「I T研修」を実施した。
---	---

第2-4 調達方式の適正化

2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_
۷.	主要な経年データ	ソ

乙・土女/み	2. 主要依在中户一岁														
指標等		達成目標	(参 前中期目 最終年		令和 5 (2023			年度 年度)		丰度 年度)		F度 年度)		丰度 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争	件数	_	14 件	67%	15 件	83%									
等入札	金額(百万円)	_	1,650	95%	538	86%									
随意契約	件数	_	7件	33%	3件	17%									
随总关初	金額(百万円)	_	83	5%	87	14%									
合計	件数	_	21 件	100%	18 件	100%									
	金額(百万円)	_	1,733	100%	624	100%									

3. 各事業年度の業務に係る	る目標、計画、業務実績、年度	度評価に係る自己評価及び主	務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中朔日悰	中别司四	十 反 司四	土み計測指標	業務実績	自己評価	
4 調達方式の適正化	4 調達方式の適正化	4 調達方式の適正化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
公正かつ透明な調達	「独立行政法人にお	「独立行政法人にお	なし	(1)調達等合理化計画	評定:A	<評定に至った理由>
手続による適切で迅速	ける調達等合理化の取	ける調達等合理化の取		ア 令和5年5月に策定した令和5年	以下について実施した。	中期目標及び中期計画
かつ効果的な調達を実	組の推進について」(平	組の推進について」(平	<その他の指標>	度調達等合理化計画に基づき、一般	・ 調達等合理化計画に基づ	に基づく取組を適確に実
現する観点から、「独立	成 27 年5月 25 日総務	成 27 年5月 25 日総務	なし	競争入札等(一般競争入札及び企画	く、一般競争入札等	施していることから、
行政法人における調達	大臣決定) 及び国におけ	大臣決定)及び国におけ		競争)の競争性のある契約の締結を	・ 調達等合理化計画を踏ま	「B」評価が妥当であ
等合理化の取組の推進	る取組(「公共調達の適	る取組(「公共調達の適	<評価の視点>	徹底するため、1者応札・1者応募の	えた取組状況のウェブサイト	る。
について」(平成 27 年	正化について」(平成 18	正化について」(平成 18	調達に係る契約に	改善に取組み、公正かつ透明な調達	公表及びフォローアップ	
5月 25 日総務大臣決	年8月25日付け財計第	年8月25日付け財計第	ついて、政府の方針	を着実に実施した。	・ 契約監視委員会(令和5年	<指摘事項、業務運営上
定)に基づき策定する	2017 号財務大臣通知))	2017 号財務大臣通知))	等を踏まえ、適切で	令和4年度に実施した「1者応札・	5月2日開催)における調達	の課題及び改善方策>
「調達等合理化計画」	等に基づき、公正かつ透	等に基づき、公正かつ透	迅速かつ効果的な調	1 者応募の改善の取組」の点検・検証	等合理化計画の策定及び	_
について着実に実施す	明な調達手続による適	明な調達手続による適	達に向けた取組は行	結果を踏まえて、以下の取組みを新	個々の契約案件の点検の審	
る。	切で迅速かつ効果的な	切で迅速かつ効果的な	われているか	たに行った。	議	<その他事項>
	調達を実現する観点か	調達を実現する観点か		① 新たな競争参加者が応札・応募	・ 契約審査委員会等におい	_
	ら、毎年度「調達等合理	ら、「調達等合理化計画」		できるよう、複数の業者から聴取	て、随意契約とする理由の	
	化計画」を策定し、同計	を策定し、同計画に基づ		した意見を参考にした新たな入札	妥当性及び一般競争入札等	
	画に基づく取組を着実	く取組を着実に実施す		公告用の仕様書を作成した。	が真に競争性・透明性が確	
	に実施する。	る。		② 仕様書の作成に十分な時間を確	保されているか等の確認	
	また、外部有識者を含			保するため、調達までの準備期間		
	む契約監視委員会等の	(1)調達等合理化計画		に余裕を持たせたスケジュール管	上記に加え、令和4年度に	
	活用など、調達に係る推	ア 信用基金が策定		理を行った。	実施した「1者応札・1者応募	
	進体制の整備・見直しを	する調達等合理化		③ 総合評価落札方式及び企画競争	の改善の取組」の点検・検証	
	行う。	計画に基づき、一般		による調達を実施する契約案件に	結果を踏まえて、以下の取組	
		競争入札等(競争入		ついて、評価項目ごとにポイント	みを新たに実施した。	
		札及び企画競争・公		を具体的に記載した欄の新設、競	・ 複数の業者からの意見を	
		募)を着実に実施す		争参加者にとってわかりやすい技	参考にし、新たな入札公告	

る。

- イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。
- (2)調達に係る推進体制 の整備

 - ウ 随意契約ができ る理由を会計規程 等において明確化 し、公正性・透明性 を確保しつつ、合理 的な調達を実施す る。

術提案書における記載方法の工夫 や提出資料を見直し等、競争参加 者の資料作成等の負担軽減などに 留意した。

上記の取組みを行った結果、令和5年度の一般競争入札等は15件、5億38百万円で、契約全体に対する割合は、件数で83%・金額で86%であった。なお、1者応札・1者応募となった入札はなかった

また、随意契約は3件、87百万円 で、契約全体に対する割合は、件数で 17%・金額で14%であった。

イ 業務内容の把握や企画提案書・技 術提案書の作成業務等に必要な準備 期間の十分な確保に努めるため、令 和5年度に発注予定の入札につい て、事前に信用基金ウェブサイトに て公表するとともに、令和5年度に 締結した契約に係る情報について、 契約情報取扱公表要領に基づき、信 用基金ウェブサイトにて公表した。 また、1者応札・1者応募の改善の

また、1 者応札・1 者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。

(2) 調達に係る推進体制の整備

ア 令和5年度調達等合理化計画 (案)、令和4年度調達等合理化計画 の自己評価(案)及び個々の契約案件 の事後点検については、契約監視委 員会(令和5年5月2日開催)で審議 を受け承認された。

また、総括理事(総務担当)を委員 長とする契約審査委員会により調達 等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和5年5月2 日開催)において、契約審査委員会の 取組状況等について審議を受け承認 された。

イ 契約審査委員会の審査対象となる 全ての随意契約案件について、随意契 約とする理由が妥当か(「契約事務取扱 用の仕様書作成

- ・ 仕様書作成の時間を確保 するため、調達までの準備 期間に余裕を持たせたスケ ジュール管理
- ・総合評価落札方式及び企 画競争による調達を実施す る契約案件について、競争 参加者の資料作成等の負担 軽減

以上の取組みを行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、0件となったことからAとする。

<課題と対応>

_

-				
			細則第 34 条第1項なお書きの随意契	
			約によることができる具体的な事例」	
			(平成30 年1月 31 日制定)に該当	
			しているか)等の審査を受け承認され	
			た。	
			ウ 1者応札・1者応募の防止のため	
			の取組を強化する観点から、令和5年	
			度に実施した一般競争入札を振り返	
			り、各契約担当部署において検討した	
			1 者応札・1 者応募の改善策の点検結	
			果や、総務課が検討した各部署で共通	
			に活用できる対応方法を取りまとめる	
			とともに、職員に対し、その周知を行っ	
			た。	!

第3-1 健全な業務収支の維持・確保

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
農業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A―B)		2, 452	1,220					
収益合計(A)		4, 223	3,962					
政府事業交付金収入		9	7					
事業収入		4, 213	3,954					
保険料収入		2, 350	2,256					
回収金収入		1,863	1,699					
費用合計(B)		1, 771	2, 742					
政府事業交付金繰入		10	35					
事業費		1, 761	2,706					
保険金		1,761	2,706					
林業信用保証業務								
業務収支(百万円) (A―B)		145	-					
収益合計(A)		405	479					
政府事業交付金収入		22	147					
事業収入		382	332					
保証料収入		240	183					
求償権回収収入		142	149					
費用合計(B)		260	479					
事業費		260	479					
代位弁済費		260	479					
漁業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A一B)		1, 258	1, 236					
収益合計(A)		1,653	1,582					
政府事業交付金収入		586	543					
事業収入		1,067	1,039					
保険料収入		625	575					
回収金収入		442	464					
費用合計(B)		395	347					
事業費		395	347					
保険金		395	347					

農業保険関係業務					
業務収支(百万円)	_	1			
(A-B)		ı			
収益合計(A)	_	1			
事業収入	_	1			
貸付金利息収入	_	1			
費用合計(B)	_	ı			
事業費	_	-			
支払利息	_	_			
漁業災害補償関係業務					
業務収支(百万円)	76	EO			
(A—B)	76	30			
収益合計(A)	80	54			
事業収入	80	54			
貸付金利息収入	80	54			
費用合計(B)	3	4			
事業費	3	4			
支払利息	3	4			

⁽注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度詞	評価に係る自己評価及び主務大	臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣による評価
中州日信	中期計画	<u> </u>	土は計測指標	業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関	第3 財務内容の改善に関	第3 財務内容の改善に関	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
する事項	する目標を達成するため	する目標を達成するため	なし	○ 農業信用保険勘定については、中	評定:B	<評定に至った理由>
	とるべき措置	とるべき措置		期計画策定時に想定していたより、	勘定ごとに中期目標期	中期目標及び中期計
1 健全な業務収支の維	1 健全な業務収支の維	1 健全な業務収支の維	<その他の指標>	保険金の支出が減少していること及	間の業務収支の黒字を目	画に基づく取組を適確
持・確保	持・確保	持・確保	なし	び回収金の収入が増加しているこ	指して、財務運営の適正化	に実施していることか
我が国農林漁業の持続	長期的に収支均衡とな	長期的に収支均衡とな		と、漁業信用保険勘定については、保	に取り組んだことから、B	ら、「B」評価が妥当で
的な成長を実現するとい	るため、勘定ごとに中期	るため、勘定ごとに中期	<評価の視点>	険金の支出が減少していることを背	とする。	ある。
う政策的な見地から、信	目標期間の業務収支の黒	目標期間の業務収支の黒	長期的に収支均衡	景に、いずれも令和5年度の業務収		
用基金の業務が持続的か	字を目指すこととし、社	字を目指すこととし、社	とすることを旨とし	支は黒字となった。	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営
つ安定的に実施されるこ	会経済情勢や農林漁業の	会経済情勢や農林漁業の	て、勘定ごとに中期	林業信用保証勘定については、保	_	上の課題及び改善方
とが重要であり、信用基	構造の変化に対応した引	構造の変化に対応した引	目標期間の業務収支	証残高の減少に伴う保証料収入の減		策>
金の健全な財務内容を確	受け、保険料率・保証料率	受け、保険料率・保証料率	の黒字を目指す取組	少及び資金繰りが悪化した事業者の		_
保することが必要不可欠	の設定、保険事故率・代位	の設定、保険事故率・代位	は行われているか	増加による代位弁済費の増加等によ		
となる。	弁済率の低減、求償権の	弁済率の低減、求償権の		って赤字が生じたものの、政府事業		<その他事項>
このような観点から、	回収等の取組を着実に実	回収等の取組を着実に実		交付金を充当したことから、令和5		_
信用基金は、長期的に収	施するとともに、効率的・	施するとともに、効率的・		年度の収支は均衡となった。		
支均衡することを旨とし	自律的な業務運営を行	自律的な業務運営を行		適切な金利水準で貸付を行ったこ		
て、勘定ごとに中期目標	う。	う。		とから、農業保険関係勘定及び漁業		
期間の業務収支の黒字を				災害補償関係勘定については、令和		
目指すこととし、第3の				5年度の業務収支は黒字となった。		
1から5までに掲げる社						
会経済情勢や農林漁業の				○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。		
構造の変化に対応した引				(農業信用保険勘定)		

受け、適切な保険料率・保 農業信用保険業務については、農 証料率の設定、保険事故 業信用基金協会との事前協議、適正 率・代位弁済率の低減、求 な引受・支払審査、期中管理等の取組 償権の回収等の取組を着 により、保険金支払が抑制されたこ 実に実施するとともに、 とから、令和5年度の業務収支は黒 字となった。 効率的・自律的な業務運 営を行うこととする。 (林業信用保証勘定) <想定される外部要因> 林業信用保証業務については、制 度普及等により保証引受額の増加に 業務収支は、経済情勢、 国際環境の変化、災害の 取り組んだものの 、資金繰りが悪化 した事業者の増加により代位弁済費 発生、法令の変更等の影 響を受けるものであるた が増加したため赤字となったが、政 め、評価において考慮す 府事業交付金を充当したことから、 るものとする。 令和5年度の業務収支は均衡となっ た。 (漁業信用保険勘定) 漁業信用保険業務については、漁 業信用基金協会との事前協議、適正 な引受・支払審査、期中管理等の取組 みにより、保険金支払が抑制された ことから、令和5年度の業務収支は 黒字となった。 (農業保険関係勘定) 農業保険関係業務については、貸 付実績はなかったが、過年度に適切 な金利水準で貸付を行ったことか ら、令和5年度の業務収支は黒字と なった。 (漁業災害補償関係勘定) 漁業災害補償関係業務について は、適切な金利水準で貸付を行った ことから、令和5年度の業務収支は 黒字となった。

第3-2

収入合計

支出合計

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

68, 284

68,308

28, 197

28, 195

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定(百万円	3)							
収入合計		23,013	22, 548					
支出合計		21, 458	22, 725					
林業信用保証勘定(百万円	3)							
収入合計		8,366	8,043					
支出合計		6,579	6,776					
漁業信用保険勘定(百万円	3)							
収入合計		11,754	9, 434					
支出合計		11, 299	8, 403					
農業保険関係勘定(百万円	3)							
収入合計		15	516					
支出合計		517	36					
漁業災害補償関係勘定(百	万円)							

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	貴、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期口标	中州計画	十反前四	土は計画指示	業務実績	自己評価	
	2 予算(人件費の見	2 予算(人件費の見	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	積りを含む。)、収支	積りを含む。)、収支	なし	〇 予算(人件費の見積りを含	評定:B	<評定に至った理由>
	計画及び資金計画	計画及び資金計画		む。)、収支計画及び資金計画に	適正な業務運営を確保するた	中期目標及び中期計画に基づ
	予算(人件費の見	予算(人件費の見	<その他の指標>	対する決算の状況は、別紙のと	め、年度計画における予算に基づ	く取組を適確に実施しているこ
	積りを含む。)、収支	積りを含む。)、収支	なし	おりである。	き、適正な業務運営を実施したこ	とから、「B」評価が妥当であ
	計画及び資金計画に	計画及び資金計画に			とから、Bとする。	る。
	ついては、別紙のと	ついては、別紙のと	<評価の視点>	〇 予算に対する決算の状況		
	おり。	おり。	予算、収支計画及び	(農業信用保険勘定)	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題
			資金計画は、適正な業	保険金支払額並びに基金協	_	及び改善方策>
			務運営を確保するもの	会の保証債務の履行を円滑に		_
			であるか	するために必要な資金の貸付		
				額及び償還額が当初の見込み		<その他事項>
				より下回ったこと等から、収入		_
				及び支出の決算額は予算額を		
				下回った。		

·	
	(林業信用保証勘定)
	木材産業等高度化推進資金
	の原資となる信用基金からの
	都道府県に対する貸付額及び
	┃
	回ったこと等から、収入及び支
	出の決算額は予算額を下回っ コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・
	た。
	\\\ \(\text{2.5} \) \(\text{1.5} \) \(
	(漁業信用保険勘定)
	基金協会の保証債務の履行
	を円滑にするために必要な資
	金の貸付額及び償還額が当初
	の見込みより下回ったこと等
	から、収入及び支出の決算額は
	予算額を下回った。
	(農業保険関係勘定、漁業災害補
	(農民)
	予算では、セーフティネット
	という業務の特性上、大災害が
	発生した場合に共済金支払原
	資を供給できるよう、最大規模
	の貸付実績を勘案して、貸付計
	画・借入計画を設定している。
	令和5年度においては、農業
	保険関係勘定及び漁業災害補
	償関係勘定において、災害の発
	生が見込みを下回ったこと等し
	により、収入及び支出の決算額
	は予算額を下回った。
	○ 収支計画に対する決算の状
	(農業信用保険勘定)
	保険料及び回収金の収入が
	保険金の支払いよりも多かっ
	たこと等により、3億62百万
	円の当期総利益を計上した。
	(林業信用保証勘定)
	求償権化懸念先の保証残高
	が前年度より減少したことに
	連動して、当該区分の引当額が
	減少したこと等から、保証債務
	損失引当金戻入が生じたこと

		等により、1億 66 百万円の当 期総利益を計上した。	
		(漁業信用保険勘定) 保険料及び回収金の収入が 保険金の支払いよりも多かっ たこと等により、6億31百万 円の当期総利益を計上した。	
		(農業保険関係勘定) 一般管理費が増加したこと等により、9百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。	
		(漁業災害補償関係勘定) 貸付けによる貸付金利息収 入が費用を上回ったこと等に より、21 百万円の当期総利益 を計上した。	

第3-3 決算情報・セグメント情報の開示

2. 主要な経年データ

2. 工女の性干ノ ノ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、業務	務実績、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣に			
			→ <i>t</i> \== /= /= /= /= /= /= /= /= /= /= /= /= /	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
2 決算情報・セグ	3 決算情報・セグ	3 決算情報・セグ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
メント情報の開示	メント情報の開示	メント情報の開示	なし	○ 令和5年6月に、勘定区分に応じた令和4年度財務諸表	評定:B	<評定に至った理由>
信用基金の財務	信用基金の財務	信用基金の財務		(6月20日主務大臣承認)を信用基金ホームページに掲載	決算情報・業務内容に	中期目標及び中期計
内容等の一層の透	内容等の一層の透	内容等の一層の透	<その他の指標>	した。	応じた情報の開示を行	画に基づく取組を適確
明性を確保する観	明性を確保する観	明性を確保する観	なし	財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表	ったことから、Bとす	に実施していることか
点から、決算情報	点から、決算情報	点から、決算情報		に加え、以下の情報を掲載した。	る。	ら、「B」評価が妥当
や、業務内容等に	や、業務内容等に	や、業務内容等に	<評価の視点>	① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、		である。
応じた適切な区分	応じた適切な区分	応じた適切な区分	適切な区分に基づ	林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び	<課題と対応>	
に基づくセグメン	に基づくセグメン	に基づくセグメン	く情報の開示は行わ	会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金	_	<指摘事項、業務運営
ト情報の開示を徹	ト情報について、	ト情報について、	れているか	の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財		上の課題及び改善方
底する。	運営委員会に報告	運営委員会に報告		務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸		策>
	するとともに、ホ	するとともに、ホ		表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料		_
	ームページ等を通	ームページ等を通		② 事業報告書について、		
	じて開示を徹底す	じて開示を徹底す		・財務諸表のデータ		<その他事項>
	る。	る。		・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報		_
				・ 主要な財務データの経年比較		
				https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/		
				kouhyou04. html		

第3-4 長期借入金の条件

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	1、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
- 古田日梅	田計田	在度計画	主な評価指標	法人の業務	発表 ・ 自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	土は計測指標	業務実績	自己評価	
3 長期借入金の条件	4 長期借入金の条件	4 長期借入金の条件	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 一
基金法第17条(漁	基金法第 17 条(漁	独立行政法人農林	なし	(実績なし)	評定:-	<評定に至った理由>
業災害補償法(昭和	業災害補償法(昭和	漁業信用基金法(平				_
39 年法律第 158 号)	39 年法律第 158 号)	成 14 年法律第 128	<その他の指標>		<課題と対応>	
第 196 条の 11 第1	第196条の11第1項	号)第 17 条(漁業災	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題
項又は林業経営基盤	又は林業経営基盤の	害補償法 (昭和 39 年				及び改善方策>
の強化等の促進のた	強化等の促進のため	法律第158号)第196	<評価の視点>			_
めの資金の融通等に	の資金の融通等に関	条の11第1項又は林	極力有利な条件で借			
関する暫定措置法	する暫定措置法(昭	業経営基盤の強化等	入れを行っているか			<その他事項>
(昭和 54 年法律第	和 54 年法律第 51 号)	の促進のための資金				_
51号) 第7条の規定	第7条の規定により	の融通等に関する暫				
により読み替えて適	読み替えて適用する	定措置法(昭和54年				
用する場合を含む。)	場合を含む。)の規定	法律第51号)第7条				
の規定に基づき、信	に基づき、信用基金	の規定により読み替				
用基金が長期借入金	が長期借入金をする	えて適用する場合を				
をするに当たって	に当たっては、市中	含む。)の規定に基づ				
は、市中の金利情勢	の金利情勢等を考慮	き、信用基金が長期				
等を考慮し、極力有	し、極力有利な条件	借入金をするに当た				
利な条件での借入れ	での借入れを図る。	っては、市中金利情				
を図る。		勢等を考慮し、極力				
		有利な条件での借入				
		れを図る。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-5 短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	1、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
下州口1示	中知可圖		工.6年間日本	業務実績	自己評価	
	5 短期借入金の限度	5 短期借入金の限度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	額	額	なし	(農業保険関係業務)	評定:B	<評定に至った理由>
	独立行政法人通則	独立行政法人通則		(実績なし)	年度計画に定める限度額の範	中期目標及び中期計画に基づく
	法(平成 11 年法律第	法(平成 11 年法律第	<その他の指標>		囲内において借入れを行った(令	取組を適確に実施していることか
	103号)第45条の規	103号)第45条の規	なし	(漁業災害補償関係業務)	和6年3月末の借入残高 40 億	ら、「B」評価が妥当である。
	定に基づき、農業保	定に基づき、農業保		〇 漁業共済団体に対する貸付	円)ことから、Bとする。	
	険関係勘定及び漁業	険関係勘定及び漁業	<評価の視点>	原資とするため、令和5年度に		<指摘事項、業務運営上の課題
	災害補償関係勘定に	災害補償関係勘定に	限度額の範囲内で行	おいて、年度計画に定める限度	<課題と対応>	及び改善方策>
	おける一時的に不足	おける一時的に不足	われたか	額の範囲で、短期借入れを行っ	_	_
	する貸付原資(農業	する貸付原資(農業		た(令和5年度の最大借入残高		
	経営収入保険事業に	経営収入保険事業に		は 40 億円。)。		<その他事項>
	係る年度末不足資金	係る年度末不足資金		なお、借換えのための主務大		_
	の貸付原資を除く。)	の貸付原資を除く。)		臣の認可を受け、令和6年3月		
	を調達するための短	を調達するための短		末に全額借り換えを行った(令		
	期借入金は、農業保	期借入金は、農業保		和6年3月末の借入残高は 40		
	険関係勘定において	険関係勘定において		億円。)。		
	は 868 億円(うち農	は 868 億円(うち農				
	業共済事業及び農業	業共済事業及び農業		○ 借入先は、複数の金融機関か		
	共済責任保険事業分	共済責任保険事業分		ら金利提示を受けた上で、最も		
	487 億円、農業経営収	487億円、農業経営収		有利な金利提示を行った金融		
	入保険事業分 381 億	入保険事業分 381 億		機関に決定した。		
	円)、漁業災害補償関	円)、漁業災害補償関				
	係勘定においては	係勘定においては				
	185 億円を限度とす	185 億円を限度とす				
	る。	る。				

年度評価 項目別評定調書 (財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報
第3-6	不要財産の処分に関する計画

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
由期日煙	中期目標中期計画		主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中州口标	中州山岡	年度計画	工。各計圖用部	業務実績	自己評価	
	6 不要財産又は不要	6 不要財産又は不要	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 -
	財産となることが見	財産となることが見	なし	(措置済みのため、業務実績な	評定:-	<評定に至った理由>
	込まれる財産がある	込まれる財産がある		し)		_
	場合には、当該財産	場合には、当該財産	<その他の指標>		<課題と対応>	
	の処分に関する計画	の処分に関する計画	なし		_	
	予定なし。	予定なし。				<指摘事項、業務運営上の課題
			<評価の視点>			及び改善方策>
			なし			-
						<その他事項>
						-

年度評価 項目別評定調書 (財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第3-7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主要な経年データ

2. 工女は性子 ノ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	責、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	計画年度計画		法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
下 州 1口1示	- F	十尺可画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
	7 6に規定する財産	7 6に規定する財産	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 -
	以外の重要な財産を	以外の重要な財産を	なし	(実績なし)	評定: –	<評定に至った理由>
	譲渡し、又は担保に	譲渡し、又は担保に				_
	供しようとするとき	供しようとするとき	<その他の指標>		<課題と対応>	
	は、その計画	は、その計画	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題
	予定なし。	予定なし。				及び改善方策>
			<評価の視点>			_
			なし			
						<その他事項>
						_

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報
第3-8	剰余金の使途

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価						
中州口标	中知可凹	平 反可凹	上る計画出示	業務実績	自己評価							
平州口际	8 剰余金の使途 剰余金の使途 利、なるのではないでする。 利、収するる、関かでする。 利のでするででででででででででででででででででででででででででででできる。 利のではないでででででででででできる。 一のではできないでででででできませます。 一のでは、このででででできませます。 一のでは、このでででできませます。 一のでは、このでででできませます。 利のでは、このででは、このでは、できませます。 利のでは、このででは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このででは、このでは、この	8 剰余金の使途 剰余金のによいては 東京なったをいる。 利収でするる、関連を のではする。 の信用としている。 機関者ののでのでは、 ののでした。 ののでは、 ののでした。 ののでは、 ののでした。 ののでし、 の。 ののでし、 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 ののでし。 の。 ののでし。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 剰余金は、中期計画 で定めた使途に使用さ	業務実績 <主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていないことから、実績なし)	自己評価 > 評定: - < 課題と対応 > -	評価 - <評定に至った理由> <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> <その他事項>						

第4-1 施設及び設備に関する計画

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	[係る目標、計画、業務実績	貴、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実		主務大臣による評価
1 743 - 175				業務実績	自己評価	
	第4 その他主務省令	第4 その他業務運営	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	で定める業務運営に	に関する事項	なし	(1)新事務所レイアウト等の決	評定:B	<評定に至った理由>
	関する事項	1 施設及び設備に関	スの生の状態	定のまなぎもしくつもしもはの	新事務所移転に向けて、プロジ	中期目標及び中期計画に基づく
	1 施設及び設備に関	する計画	<その他の指標>	○ 事務所内レイアウト・内装の	エクトマネジメント業者の支援	取組を適確に実施していることか
	する計画	中期目標期間中に	なし	検討等について、月1回を基本	を受けながら、スケジュールどお	ら、「B」評価が妥当である。
	東京都千代田区内	実施する事務所移転	/証体の担告へ	にマネジメント業者と打合せ を行った。	り業務が完了していることから、	
	神田1丁目の従来地への事務所移転につ	に向け、効果的・効率 的な業務運営が可能	<評価の視点> 効果的・効率的な業	を打りた。	Bとする。	<指摘事項、業務運営上の課題
	いて、計画的に準備	日 日本東海連呂が可能 となるような事務所	効果的・効率的な果 務運営が可能となるよ	〇 4月に各部門の代表者から	<課題と対応>	及び改善方策 >
	を進め、中期目標期	のレイアウトの決定	うな施設及び設備の整	なるプロジェクトチームを立	〜 休逸と別心/	_
	間中に実施する。	等準備を進める。	一分な心改及し設備の歪	ち上げ、以下について実施し		 <その他事項>
	その際、施設及び	寸十冊で延りる。	期間中に事務所移転が	うエバ、数十について実施した。		くての他事項ノ
	設備の整備に当たっ		できる取組は行われて	・ プロジェクトチーム定例		
	ては、効果的・効率的		いるか	会(計6回)にて、職員から		
	な業務運営が可能と			挙げられた移転に係る要望		
	なるよう配慮する。			等の検討及び結果のフィー		
				ドバック		
				・ 新事務所レイアウトの検		
				討、決定及び職員への周知		
				O レイアウトについては、12		
				月までに確定させ、同月には契		
				約審査委員会を経て、新事務所		
				を建設する工事会社と工事請		
				負契約を締結した。		
				(2)新事務所移転に伴う省スペ		
				ース化への取組		
				〇 令和4年10月より林業部門		
				の紙媒体の電子化を進めてき		
				たが、令和5年12月に林業部		

	門の紙文書のPDF化が終了 した。 令和6年1月より農業部門 及び農災部門の紙文書のPD F化を開始した。(5月に作業 完了見込)
--	--

第4-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
職員数(再雇用を含む。)	-	108 名	102名					各年度の4月1日現在である。

3. 各事業年度の業務に係る	· ·目標、計画、業務実績、年度詞	平価に係る自己評価及び主務大	 . 臣による評価			
中期目標	h 拥引而	中期計画年度計画		法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中期口惊	中期計画	十皮 司 凹	主な評価指標	業務実績	自己評価	
1 職員の人事	2 職員の人事に関する計	2 職員の人事に関する計	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
	画(人員及び人件費の効率	画(人員及び人件費の効率	なし	(1)人事評価	評定:A	<評定に至った理由
	化に関する目標を含む。)	化に関する目標を含む。)		〇 評価者及び評価補助者に対して、	以下について実施した。	>
(1)人事評価	(1)人事評価	(1)人事評価	<その他の指標>	人事評価研修(被評価者の業務遂行	・ 時差出勤・テレワークに	中期目標及び中期
人事評価の結果につ	ア 業務遂行への意欲	ア 業務遂行への意欲	なし	への意欲を引き出す目標設定や部下	おける在宅勤務等手当の	計画に基づく取組を
いて職員本人へのフィ	を向上させるととも	を向上させるととも		とのフィードバック時におけるコミ	制度改正、年次休暇等の取	適確に実施すること
ードバックを適切に行	に、評価プロセスを	に、評価プロセスを	<評価の視点>	ュニケーションの注意点等)を実施	得促進の取組	はもとより、人材の
うとともに、給与等に	通じて職員の能力向	通じて職員の能力向	人事評価、人材の	し、能力向上を図った。	・ 専門性を有する人材の確	確保・育成に向けた
反映させることによ	上を図ることを旨と	上を図ることを旨と	確保・育成、人員及び		保	取組として、①人事
り、職員のモチベーシ	し、適切な人事評価	し、適切な人事評価	人件費の効率化に向	〇 評価者に対して、人事評価説明会		関連データの一元管
ョンの向上を図る。	を実践する。	を実践する。	けた取組は行われて	を実施し、評価の目線合わせ及び期	さらに、基金における「人	理及び人事評価のシ
	イ 人事評価結果の本	イ 人事評価結果の本	いるか	末面談における被評価者へのフィー	材の確保・育成に関する方	ステム化によるマネ
(2)人材の確保・育成	人への適切なフィー	人への適切なフィー		ドバックなどの統一を図った。	針」を策定するとともに、具	ジメント環境の構
人材の確保・育成に	ドバック、給与への	ドバック、給与への			現化に向けた取組として、人	築、②「人材の確
関する方針を定め、以	反映等により、職員	反映等により、職員		〇 人事評価の結果については、職員	材コンサル業者による現状	保・育成に関する方
下の取組を進める。	の納得感の維持を図	の納得感の維持を図		の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料と	分析を実施した。加えて、現	針」を実行するため
アー人材の確保	るとともに、業務に	るとともに、業務に		して反映した。	状分析を踏まえ、基金におけ	に、人材コンサル業
人事評価を反映し	対するモチベーショ	対するモチベーショ			る課題に応じた人事・給与・	者による現状分析、
た適切な人事管理の	ンの向上を図る。	ンの向上を図る。		(2)人材の確保・育成	評価制度、教育体系の構築の	③「人材の確保・育
仕組みの構築、多様				○ 令和5年5月に、基金における人	方針及び優先順位(ロードマ	成に関する方針」の
な働き方(短時間勤	(2)人材の確保・育成	(2)人材の確保・育成		材育成・確保の基本的な考え方や目	ップ)を明確化し、人材の確	実行に向けたロード
務、テレワーク等)の	人材の確保・育成に	将来にわたって安定		標とする姿などを整理した「人材の	保・育成に関する具体的な取	マップの策定等を実
推進、ワークライフ	関する方針を定め、以	的・効率的に業務運営		確保・育成に関する方針」を策定し	組を策定した。	施したことは、所期
バランスの実現等を	下の取組を進める。	を遂行するため、人材		た。	また、管理職等のマネジメ	の目標を大きく上回
通じた魅力ある就業	アー人材の確保	の確保・育成に関する			ント環境を整備するため、人	る成果として「A」
環境の形成により、	(ア)人事評価を反映	方針を定めるととも		○ 人材管理の効率かつ適正な実施の	材管理システムを導入し、人	評価が妥当である。
人材を確保する。	した適切な人事	に、以下の取組を進め		観点から、人事関連データの一元管	事データの一元管理による	今後も、職員の人
なお、必要に応じ	管理の仕組みの	る。		理及び人事評価のシステム化による	効率的な人材管理を行うこ	事に関する計画に向
て、金融・保険、デジ	構築、多様な働き	アー人材の確保		マネジメントの仕組みを構築するた	とができるようになったた	け、可能かつ必要な
タル等の高度な専門	方(短時間勤務、	(ア)人事評価を反映		め、令和6年3月に人材管理システ	め、所期の目標を大きく上回	範囲内で当該法人独

性を有する分野にお 材を採用するって民間企業等の は、場合によっては、 関係機関との連携や 外部委確保することも が有効な場合もる。 としたも のでである。

イ 人材の育成

(3)人員【再掲】

人員については、定 年退職者の継続雇用の 必要性を踏まえつつ、 引き続き、常勤職員数 が業務の安定的・効率 的な遂行に見合うもの となるよう、次期中期 日標期間の終了時点ま でに、再雇用の上限年 齢を 65 歳から 70 歳へ 段階的に引き上げるこ とや、安定的な職員の 新規採用に取り組むと ともに、毎年度、常勤職 員数、新規採用職員数、 退職者数及び再雇用者 数を公表する。

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。 テレワーク等)の 推進、ワークラフスの 現等を通じた 力ある就業り、 がを確保する。

イ 人材の育成

- (ア)信用基金の使命 の実現や社する 対して貢献の高い人材 の育成を目指す。 この取組事項は、 毎年度定。 ととする。
- (イ) 職め断い、 (イ) 極断 (大) を (大) を

したの仕様な場所をはいる。とのは、の人様を関する。とのの多時間のできる。というでは、いいのでは、

イ 人材の育成

ムを構築した。

- 「人材の確保・育成に関する方針」 の具体的な取組を実施するため、人 材コンサル業者において、以下の調 査を行った。
 - ・職員へのヒアリング調査
 - ・管理職層へのアンケート調査
 - ・エンゲージメント調査

ア 人材の確保

- 令和5年5月に、勤務時間帯の区 分を3区分から5区分に改める就業 規則の改正を行った。(令和5年6月 施行)
- 業界別・事業規模別のテレワーク の実施状況を踏まえ、テレワークの 利用促進のため、令和6年3月に在 宅勤務等手当の新設に伴う各種規程 を改正した。(令和6年4月施行)
- 業界別・事業規模別の有給休暇の 取得割合を調査したうえ、計画的な 年次休暇の取得、夏季休暇などと合 わせた長期休暇の取得について、職 員周知を行った。
- 基金において専門性を有する人材 が必要な分野を整理したうえ、金融・ 保険等の知識や経験を持った人材の 中途採用を行うことにより、専門性 を有する人材の確保を行った。

イ 人材の育成

- 「独立行政法人農林漁業信用基金 研修規程」に基づき職員研修を行い、 必要な知識の習得及びキャリア形成 を目指した研修体系を構築した。
- 役職別(職員、主任、課長補佐、課 長代理、管理職)や専門分野(システム関係、経理関係)に応じた研修カリ キュラムを策定し、実施した。

る成果があったため、Aとする。

<課題と対応>

、誅闼と刈心>

自の取組の継続が期 待される。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策>

_

<その他事項>

_

(4)人件費【再掲】

人件費(退職手当及 び法定福利費を除く。 また、人事院勧告を踏 まえた給与改定分を除 く。)については、政府 の方針を踏まえつつ、 適切に対応する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

応できるように する。

(3)人員【再掲】

定年退職者の継続雇 用の必要性を踏まえつ つ、引き続き、常勤職員 数が業務の安定的・効 率的な遂行に見合うも のとなるよう、以下の 事項を実施する。

- ア 再雇用の上限年齢 について、段階的な 引上げに着手する。
- イ 毎年度、安定的な 職員の新規採用に取 り組む。
- ウ 毎年度、常勤職員 数、新規採用職員数、 退職者数及び再雇用 者数をホームページ において公表する。

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(4) 人件費【再掲】

職員の給与水準の適 正化を図るため、国家の 状況を図るたり規程等の 状況を踏まえ、の見を がいたじ給与規程の見を行い、 にはそりにして た場合にはそりで には とともして 国家公務員地域・学歴別 指数(地域・学歴別法 る。

(3)人員【再掲】

定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。

- ア 再雇用の上限年齢 等の業界別の引上げ 状況について、情報 収集し、整理する。
- イ 優秀な職員の新規 採用に取り組む。
- ウ 常勤職員数、新規 採用職員数、退職者 数及び再雇用者数を ホームページにおい て公表する。

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(4)人件費【再掲】

- 農林水産省や農研機構等で実施しているスマート農業に関する研修等を集約し、スマート農業推進フォーラムなどの職員周知を行った。
- (3)人員【再掲】
- 第2-2(2)を参照。
- (4)人件費【再掲】
- 第2-2(3)を参照。

人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	別指数(地域・学歴別法 人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、その段証 性を検証し、その検証 結果についてホームページにおいて公表する。		
	る 。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
第4-3	積立金の処分に関する事項				

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	漬、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中州口标	中知可凹	十尺可凹	上、みず一川川田小木	業務実績	自己評価	
	3 積立金の処分に関	3 積立金の処分に関	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	する事項	する事項	なし	〇 農業保険関係勘定に計上し	評定:B	<評定に至った理由>
	農業信用保険業	農業信用保険業		てある前中期目標期間繰越積	前中期目標期間繰越積立金を	中期目標及び中期計画に基づく
	務、林業信用保証業	務、林業信用保証業	<その他の指標>	立金は、同勘定における当期純	当期純損失の補てんに充てたこ	取組を適確に実施していることか
	務、漁業信用保険業	務、漁業信用保険業	なし	損失9百万円の補てんに充て	とから、Bとする。	ら、「B」評価が妥当である。
	務、農業保険関係業	務、農業保険関係業		た。		
	務及び漁業災害補償	務及び漁業災害補償	<評価の視点>	なお、農業信用保険勘定、林	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題
	関係業務の各勘定に	関係業務の各勘定に	各勘定の前中期目標	業信用保証勘定、漁業信用保険	_	及び改善方策>
	おいて前中期目標期	おいて前中期目標期	期間繰越積立金は、そ	勘定及び漁業災害補償関係勘		-
	間からの繰越積立金	間からの繰越積立金	れぞれの業務の財源に	定に計上の同積立金は、各勘定		
	があるときは、それ	があるときは、それ	充てられているか	において当期純利益を計上し		<その他事項>
	ぞれの業務の財源に	ぞれの業務の財源に		たことから、同積立金の取崩し		-
	充てることとする。	充てることとする。		を行っていない。		

年度評価 項目別評定調書 (その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-4 その他中期目標を達成するために必要な事項

2. 主要な経年データ

その他の中期目標を達成するために必要な事項

(1) ガバナンスの高度化

(第4-4-(1)参照)

(2)情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)

3.	各事業年度の業務に係る目標、計画、業	業務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による	評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	目標を達成するために必要な事項」についてはB評価とする。 でBとなった。「独立行政法、 林漁業信用基金の業務の実施関する評価の基準」に基づるである。 でBとなった。「独立行政法、 林漁業信用基金の業務の実施関する評価の基準」に基づるである。 の他中期目標を達成するため必要な事項」についてはB語とする。 (2項目×2点)/(2項目2点)=100% ※算定にあたっては、評価の点数をS:4点、A:3点、2点、C:1点、D:0点と重要度が高い項目についてはウエイトを2倍としている。	
	中知口惊	中期計画	十反司四	業務実績	自己評価	
	その他業務運営に関する重要事項 ガバナンスの高度化 (第4-4-(1)参照) 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)	第4-4-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評定:B 2項目についてBとしたこと から、中項目「4 その他中期 目標を達成するために必要な事	マアン・マック マック マック マック マック マック マック マック マック マック

第4-4-(1) ガバナンスの高度化

2	主要な経年データ
۷.	工女'の性十/ /

2. 工安は性ナノ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

	<u> </u>	<u> </u>	I			
3. 各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及び	主務大臣による評価			
	古物計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	平及訂凹	土は評価指標	業務実績	自己評価	
2 ガバナンスの高度	4 その他中期目標を達	4 その他	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
化	成するために必要な事		なし	(1)ガバナンスの高度化	評定:B	<評定に至った理由>
	項			ア 業務の公平性・中立性の確保	以下について実施したことか	中期目標及び中期計画に基
(1)業務の公平性・中立	(1)ガバナンスの高度	(1)ガバナンスの高度	<その他の指標>	○ 令和5年9月に開催した運	ら、Bとする。	づく取組を適確に実施してい
性の確保	化	化	なし	営委員会において、業務実績評	・ 運営委員会において、法定審	ることから、「B」評価が妥
政府以外の出資者	ア 業務の公平性・	ア 業務の公平性・		価書、決算等について報告を行	議事項に加えて、各業務の重要	当である。
や外部有識者を委員	中立性の確保	中立性の確保	<評価の視点>	った。	課題の検討状況について報告	
とする運営委員会を	運営委員会を適	運営委員会を適	ガバナンスの高度	また、令和6年2月に開催し	を行うなど、業務運営の透明性	<指摘事項、業務運営上の課
適時に開催して、こ	時に開催し、政府	時に開催し、政府	化に向けた取組は行	た運営委員会において、業務方	を高め、実質的な議論を促進	題及び改善方策>
れらの委員から示さ	以外の出資者や外	以外の出資者や外	われているか	法書の変更、令和6年度年度計	し、委員からの意見等を業務運	_
れた意見等を信用基	部有識者の意見を	部有識者の意見を		画の作成について審議を行っ	営に反映させるための取組	
金の業務運営に適確	業務に積極的に取	業務に積極的に取		た。	・ 役員会開催に向けての各部	<その他事項>
に反映させる。	り入れ、業務運営	り入れ、業務運営			署との連携による資料作成、運	_
	の適正化・高度化	の適正化・高度化		○ 運営委員会において、法定審	営委員会等の業務運営につい	
(2)内部統制機能の強	を図る。	を図る。		議事項の審議に加え、「料率算	ての重要な事項について意見	
化	イ 内部統制機能の	イ 内部統制機能の		定委員会」や「業務運営の検証	交換を行い、理事長の意思決定	
内部統制は、理事	強化	強化		委員会」の結果の報告や、業務	を補佐	
長による適切なマネ	(ア)役員会	(ア)役員会		の概況などについて情報提供	・ 内部統制委員会を四半期ご	
ジメントの下、信用	理事長の意思	理事長の意思		を行うなど、幅広く意見を聞	とに開催し、企画部会を活用し	
基金が効果的かつ効	決定を補佐する	決定を補佐する		き、今後の業務運営に反映され	て、中期目標・中期計画の実現	
率的に業務を運営し	ため、役員会を	ため、役員会を		るよう取組を行った。	に向けて、年度計画の達成状況	
ていくための重要な	月1回程度開催	月1回程度開催			について部門横断的に情報共	
ツールであり、適切	し、業務に関す	し、業務に関す		イのお統制機能の強化	有するなど、PDCAサイクル	
なモニタリングを通	る重要事項につ	る重要事項につ		(ア)役員会	を実践し、内部統制の推進に取	
じ継続的に改善しつ	いて意見交換を	いて意見交換を		役員会を 12 回開催した。	り組んだ他、業務の効率化等の	
つ、PDCAサイク	行う。	行う。		役員会においては、運営委員	ためマニュアルコンテストを	
ルが有効に働くマネ	(イ)内部統制委	(イ)内部統制委員		会の開催など業務運営に関す	開催	
ジメントが行われる	員会	会		る重要事項について意見交換	・ リスク管理委員会の開催に	
ことが重要である。	理事長をトッ	理事長をトッ		を行い、理事長の意思決定を補	よる、組織の適正なリスク管理	
このため、業務方	プとし、適正か	プとし、適正か		佐した。	・ 令和5年度コンプライアン	
法書に定める内部統	つより効率的・	つより効率的・			ス・プログラムの内容を全てス	

制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施する。

また、内部統制機能について、不断に 点検を行い、必要に 応じて見直しを行

その際、金融業務 に固有のリスクの管 理に関し、外部有識 者を含む委員会を設 けて統合的な管理を 実施する。

(3) 監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保

各部署から独立し 各部署から独立を を内るは、また、信用基本 にて、ま立したに、たた から独監査での会計監通でつった。 を査をのの全な、表の が確保される が確保される。 効果的な業務運 営を推し進める ため、内部統制 委員会を四半期 ごとに開催す る。

また、内部統制機能について、不断に点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

その際、企画 部会を活用して 機動的に議論を 深めることとす る。

(ウ) リスク管理委 員会

また、リスク 管理委員会にお ける外部有識者 の意見を積極的 に業務に反映さ せる。

(エ) コンプライア ンス

効果的な業務運 営を推し進める ため、内部統制 委員会を四半期 ごとに開催す る。

また、内部統制機能について、点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

その際、企画 部会を活用して 機動的に議論を 深めることとす る。

(ウ) リスク管理委 員会

> また、リスク管理委員会に対している外部有極的に業務に反映では、業務務運営の進工化・適正化を図る。

(エ) コンプライア ンス

 (イ) 内部統制委員会

- 内部統制委員会を四半期 ごとに開催し、効率的・効果 的な業務運営を推進すると ともに、各種委員会の取組状 況の点検を行い、内部統制機 能について、必要に応じて見 直しを行った。
- 企画部会において、中期目標・中期計画の実現のため、 年度計画の具体的取組事項の設定や進捗管理を行うことに加えて、各部門において年度計画の達成状況の振り返りを実施し、今後の業務運営において改善すべきしたほか、業務マニュアル化を推進するためマニュアルにを推進するためマニュアルトを実施した。
- (ウ) リスク管理委員会
- 令和6年2月にリスク管理委員会を開催し、事業実績に基づくリスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告を行った。
- (エ) コンプライアンス
- ○「ハラスメント研修(管理職等向け)」・「ハラスメント研修(一般職員向け)」、「コンプライアンス研修(管理職等向け)」、「コンプライアンス研修(一般職員向け)」と、種類別・階層別に分離し、対象者が学ぶべき内容を、重点的、効率的に習得できる形式で実施した。
- 信用基金の業務に即した 設問を役職員より募集し、コ ンプライアンス理解度テス

ケジュールどおりに遂行

- ・ 令和5年度内部監査年度計 画に基づくスケジュールのと おり、内部監査を遂行
- <課題と対応>
- _

ウ 監査の実施を通	行う。	トを実施したほか、コンプラ	
じた適切かつ健全	ウ 監査の実施を通	イアンス・マニュアルやQ&	
な運営の確保	じた適切かつ健全	Aの見直し等を行った。	
各部署から独立	な運営の確保		
した内部監査担当	各部署から独立	○ 令和6年2月、外部有識者	
部署による内部監	した内部監査担当	を含むコンプライアンス委	
査、また、信用基金	部署による内部監	員会を開催し、令和6年度の	
から独立した監事	査、また、信用基金	コンプライアンス・プログラ	
及び会計監査人に	から独立した監事	ム等の策定や、コンプライア	
よる監査を通じ	監査及び会計監査	ンス理解度テストの実施結	
て、法令等にのっ	人による監査を通	果等について審議を行った。	
とった適切かつ健	じて、法令等にの		
全な業務運営が確	っとった適切かつ	ウ 監査の実施を通じた適切か	
保されるようにす	健全な業務運営が	つ健全な運営の確保	
ā 。	確保されるように	〇 令和5年4月に変更した令	
	する。	和5年度内部監査年度計画に	
		基づき、法令等に則った適切か	
		つ健全な業務運営を確保しつ	
		つ、スケジュールどおり全ての	
		個別内部監査を完遂するとと	
		もに、理事長等への実施方針や	
		監査結果の報告も、年度内に実	
		施した。	
		〇 令和5年度監事監査計画に	
		基づき、監事監査が行われ、指	
		摘はなかった。	
		○ 令和5年11月、令和6年2	
		月~3月に会計監査人監査(期	
		中往査)が行われ、指摘はなか	
		った。	

第4-4-(2) 情報セキュリティ対策

2	一 市 か 奴 ケニック
۷.	主要な経年データ

2. 工安で性十八 ノ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	意、年度評価に係る自己評価				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中别口惊	中期可凹	十反司四	土は計画指示	業務実績	自己評価	
3 情報セキュリティ	(2)情報セキュリテ	(2)情報セキュリテ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
対策	ィ対策	ィ対策	なし	〇 政府方針等を踏まえ、CIS	評定:B	<評定に至った理由>
「サイバーセキュ	「サイバーセキ	「サイバーセキ		Oアドバイザー等からの助言	IT化推進計画に基づき、政府	中期目標及び中期計画に基づく
リティ戦略」(令和3	ュリティ戦略」(令	ュリティ戦略」(令	<その他の指標>	のもと、基幹LANの機器更新	方針等を踏まえ、サイバー攻撃等	取組を適確に実施していることか
年9月28日閣議決	和3年9月28日閣	和3年9月28日閣	なし	をIT化推進計画のとおり実	の脅威への対処に万全を期すと	ら、「B」評価が妥当である。
定)、「政府機関等の	議決定)、「政府機	議決定)、「政府機		施し、サイバー攻撃等の脅威へ	ともに、高い専門性を有するPJ	
情報セキュリティ	関等の情報セキュ	関等の情報セキュ	<評価の視点>	の対処に万全を期した。	MO支援業者の活用を通じて体	<指摘事項、業務運営上の課題
対策のための統一基	リティ対策のため	リティ対策のため	政府の方針等を踏ま		制を整備したことから、Bとす	及び改善方策>
準」(令和3年7月7	の統一基準」(令和	の統一基準」(令和	え、適切な情報セキュ	○ IT化推進計画等に基づき、	る。	_
日サイバーセキュリ	3年7月7日サイ	3年7月7日サイ	リティ対策の推進に向	令和6年2月に調達した高い		
ティ戦略本部決定)	バーセキュリティ	バーセキュリティ	けた取組は行われてい	専門性を有するPJMO支援	<課題と対応>	<その他事項>
等の政府の方針等を	戦略本部決定)等	戦略本部決定)等	るか	業者の活用を通じて体制を整	_	_
踏まえ、サイバー攻	の政府の方針等を	の政府方針等を踏		備した。		
撃等の脅威への対処	踏まえ、サイバー	まえ、サイバー攻				
に万全を期するとと	攻撃等の脅威への	撃等の脅威への対		〇 情報セキュリティに係る知		
もに、情報セキュリ	対処に万全を期す	処に万全を期すと		見の向上及び醸成のため、職員		
ティに関する知識や	るとともに、情報	ともに、情報セキ		8名を内閣情報セキュリティ		
経験を有する専門家	セキュリティに関	ュリティに関する		センター主催の勉強会に参加		
の活用を通じて体制	する知識や経験を	知識や経験を有する表現を		させた。		
を整備し、個人情報	有する専門家の活	る専門家の活用を				
の保護を含む適切な	用を通じて体制を	通じて体制を整備		〇 情報セキュリティ対策の自		
情報セキュリティ対	整備し、個人情報の促進を含む適切	し、個人情報の保護を含む済むな情		己点検の実施に当たって、点検		
策を推進する。	の保護を含む適切 な情報セキュリテ	護を含む適切な情 報セキュリティ対		計画の策定や点検項目の見直しを行うとともに、点検結果に		
	な情報 ピキュリティ 対策を推進す	報じキュリティ別 策を推進する。		ひを行うこともに、点快結末に 基づく必要な対応を行った。		
	1 刈束を推進りる。	中で推進する。		奉フへ必要な対応を行うた。 		
	3 0			 ○ 個人情報を取り扱う外部委		
				託業者への実地検査及び、保有		
				個人情報等を適切に管理して		
				いるかどうかの点検を行うと		
				ともに、それらの検査及び点検		

		結果に基づく必要な対応を行 った。	

1. 令和5事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位:百万円)

					.64	-1										
	科		目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
					予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
預	り	交	付金	金	5	5	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-
受	入事	業	交付会	金	607	614	16	10	310	310	281	294	-	-	-	-
民	間	出	資金	金	45	9	-	-	45	9	-	-	-	-	-	-
事	業		収	入	159, 926	48, 621	24, 319	22, 347	10, 325	7,612	11, 504	9,005	89, 810	501	23, 967	9, 156
運	用		収	人	422	445	186	191	101	112	115	123	15	14	5	5
借		入	Ś	金	130, 210	19, 035	-	-	1	ı	-	ı	87, 782	1	42, 428	19, 035
そ	の他	h O	り 収 フ	人	11	7	-	-	-	-	11	7	-	-	-	-
	合		計		291, 226	68, 737	24, 521	22, 548	10, 781	8, 043	11, 916	9, 434	177, 607	516	66, 400	28, 197

(2) 支出

(単位:百万円)

	科	31	目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	信関係勘定
	1⁻-	7			予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
	民	間	出	資 金	41	109	_	-	41	109	-	_	_	_	-	-
運	業	務	経	. 費	161, 350	45, 532	24, 193	21, 913	10, 655	6, 113	11, 977	8, 003	90, 618	1	23, 907	9, 503
営	借	入	金	償 遺	130, 210	18, 662	ı	_	-	1	_	ı	87, 782	1	42, 428	18, 662
経典	借	入	金	利息	160	4	ı	-	1	ı	-	ı	130	ı	30	4
費	_	般	管	理費	711	644	322	296	229	192	142	139	10	7	7	9
	人		件	費	1, 385	1, 183	598	516	446	361	295	261	31	28	15	17
	合		計	•	293, 856	66, 134	25, 113	22, 725	11, 371	6, 776	12, 414	8, 403	178, 570	36	66, 387	28, 195

2. 令和5事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位:百万円)

						÷1										
	科		目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
					計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
€ ∀	政府	5事業交	で付金収ん	入	771	749	17	7	90	198	664	543	-	I	-	-
経堂	事	業	収	入	5, 634	5, 186	3, 952	3, 893	282	212	1, 150	1,034	189	1	61	46
収	財	務	収	益	411	459	180	200	98	112	113	128	14	14	6	6
益	引	当金	等戻	入	12	985	_	323	1	587	11	75	1	ı	2	-
	雑		1	益	-	1	_	1	1	-	1	1	1	ı		-
前中	期目標	票期間繰越	積立金取崩	額	-	9	_	1	1	-	1	1	1	9		-
当	期	総	損	失	403	-	108	-	412	-	-	-	-	I	_	-
	合		計		7, 232	7, 388	4, 258	4, 423	882	1, 109	1,938	1,781	203	24	68	52

(2)費用

(単位:百万円)

				44	=1										
	科		目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
				計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
経常	政府	り 事業交	で付金繰入	-	35	-	35	-	-	-	-	-	-	_	_
	業	務	経 費	4, 916	3, 785	3, 368	3, 107	89	41	1, 455	636	4	1	1	1
	_	般	理 費	441	545	197	248	146	164	86	119	6	6	5	8
	人	件	上 費	1, 333	1, 146	573	481	441	371	284	260	21	17	15	18
費	減	価 償	当 却 費	222	180	120	92	46	40	54	47	1	1	1	1
用用	財	務	費用	160	4	_	-	-	-	-	-	130	_	30	4
713	引	当 金	等 繰 入	161	428	_	34	161	319	-	76	-	_	-	-
臨		時	損 失	-	84	_	63	-	8	-	12	-	0	-	0
	固	定資産	医除却損	-	0	-	1	-	0	-	1	-	-	-	-
	減	損	損 失	_	84	-	63	_	8	_	12	-	0	_	0
当	期	総	利 益	_	1, 180	-	362		166	59	631	42	-	16	21
	合	•	計	7, 232	7, 388	4, 258	4, 423	882	1, 109	1,938	1, 781	203	24	68	52

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 令和5事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位:百万円)

		-3.I										
科目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	160, 969	49, 703	24, 529	22, 564	10, 737	8,035	11, 906	9, 427	89, 825	516	23, 972	9, 162
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	ı	I	I	ı	_	_
財務活動による収入	130, 266	19, 052	-	1	45	9	11	7	87, 782	ı	42, 428	19, 035
前年度からの繰越金	163, 988	172, 089	61, 432	65, 349	44, 592	45, 773	53, 062	56, 553	3, 849	3, 351	1,054	1,061
合 計	455, 223	240, 844	85, 961	87, 914	55, 374	53, 817	64, 979	65, 988	181, 456	3, 867	67, 454	29, 258

(2) 支出

(単位:百万円)

	(4)	r										
科目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支	日 162,723	53, 211	24, 537	22, 229	11, 248	8,891	12, 196	12, 529	90, 785	33	23, 957	9, 529
投資活動による支	出 891	879	583	574	83	79	219	219	3	3	2	4
財務活動による支	出 130, 251	18, 771	-	1	41	109	ı	ı	87, 782	ı	42, 428	18, 662
翌年度への繰越れ	全 161,358	167, 983	60, 841	65, 110	44, 002	44, 738	52, 564	53, 240	2,886	3, 831	1,067	1,063
合 計	455, 223	240, 844	85, 961	87, 914	55, 374	53, 817	64, 979	65, 988	181, 456	3, 867	67, 454	29, 258

⁽注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

令和5年度業務収支

(単位:百万円)

科目	総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	(日 万 円) 償関係勘定
件 目	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	714	698	17	7	33	147	664	543	_	-	_	_
事業収入	5, 737	5, 380	3, 952	3, 954	394	332	1, 145	1,039	185	1	61	54
保険料収入	3, 148	2,831	2, 493	2, 256	_	-	655	575	_	ı	_	_
回収金収入	1,949	2, 163	1, 459	1, 699	-	_	490	464	_	1	_	_
保証料収入	269	183	-	-	269	183	-	-	_	-	-	-
求償権回収収入	126	149	-	-	126	149	_	-	_	1	_	-
貸付金利息収入	246	55	_	-	_	-	-	-	185	1	61	54
収益合計	6, 451	6,078	3, 969	3, 962	427	479	1,809	1,582	185	1	61	54
政府事業交付金繰入	-	35	_	35	_	_	_	_	_	1	_	_
事業費	4, 344	3, 677	2, 798	2, 706	282	479	1, 264	491	_	1	_	_
保険金	3, 941	3, 053	2, 798	2, 706	-	-	1, 144	347	-	_	-	-
保険料払戻金	26	21	_	-	_	-	26	21	_	-	-	_
代位弁済費	282	479	_	-	282	479	-	-	_	-	-	_
国庫納付金	94	123	_	_	_	-	94	123	_	_	_	_
財務費用	_	_	_	_	_		_	_	_		_	_
支払利息	160	4	_	-	_	-	-	-	130	ı	30	4
費用合計	4, 503	3, 716	2, 798	2,742	282	479	1, 264	491	130	-	30	4
収 支 差	1, 948	2, 362	1, 171	1, 220	145	_	545	1,091	56	1	31	50